令和2年度 -

事業報告書

令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

北見商工会議所

目 次

I. 総括的概要······	
Ⅱ. 事項別状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 定款および規則等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
A. 定 款······	
B. 規 則·······	
2. 組 織	31
A. 会 員······	
(1) 会 員 数 (a) 会費負担別会員数······	31
(b)選挙権保有別会員数·····	
(2)部会及び法人・個人別会員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 委 員 会	
B. 特定商工業者数·····	
C. 役 員·······	
D. 議 員······	
E. 部会長等······	
F. 委員長等······	
G. 顧 問······	
H. 名誉議員······	
3. 選挙および選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
A. 役 員································	
4. 事務局······	
A. 事務局の機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
B. 事務局の所掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
C. 事務局の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
D. 主な職員の役職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. 庶 務	=-
A. 文 書······	
B. 表彰・受章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
C. 慶弔・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6. 会 議	
A. 議員総会······	
(1) 通常議員総会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
B. 常議員会······	
C. 監事会······	
D. 部 会······	
E. 委員会·····	
F. その他の会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57

(1) 三役会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••57
(2) 正副会頭と各部会長・委員長との懇談会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 正副会頭と正副部会長・正副委員長合同連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
7. 事 業(各種事業活動)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
A. 意見活動······	
B. 創立80周年記念事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
C. 各種行事······	
(1) 会員親睦交流事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 地元企業の人材確保事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 第68回北見菊まつりの開催中止に伴う観賞用菊の展示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 「がんばろう北見!」応援ホワイトイルミネーション事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
D. 中小企業者等の福祉増進に関する事業······	
(1) 第70回会員事業所永年勤続従業員の表彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) ミント共済制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 中小企業退職金共済制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 小規模企業共済制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5) 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6) 特定退職金共済制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(7) 新大型保障プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(8) 個人年金プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(9) 終身保障プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(10) 積立保障プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(11) 三大疾病保障プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(12) 総合保障プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(13) 個人扱契約プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(14) 定期保険集団プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(15) 低払いもどし金型定期プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(16) 全国商工会議所の業務災害補償プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(17) 全国商工会議所の休業補償プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(18) 全国商工会議所のビジネス総合保険制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(19) 北海道商工会議所連合会の経営安心補償制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(20) 火災共済制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(21) 自動車事故費用共済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(22) 集団扱保険制度(自動車保険) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(23) 経営者等の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
E. 技術・技能の普及、検定・試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 検定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 情報処理技術者試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
F. 広 報······	
G. 証明・鑑定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83

	7小・小規模事業者支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	窓口・巡回相談件数及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	講習会・講演会・情報交換会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	金融の斡旋······	
(4)	小規模事業者経営改善資金融資制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
	経営状況の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	事業計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	販路開拓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	各種調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	中小企業振興委員の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	経営安定特別相談事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	事業承継相談窓口事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	連携機関会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	事務代行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	記帳継続指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	中小企業・小規模事業者ビジネス創出等支援事業(ミラサポ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	知財総合支援窓口事業(北海道知的財産情報センターサテライト)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	小規模事業者持続化補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	事業継続力強化支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	新型コロナウイルス感染症に関わる支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	r性会活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	f年部活動の推進·····	
	<u> と商クラブ活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	
	、害健康被害補償制度汚染負荷量賦課金の徴収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(海道環境マネジメントシステムスタンダード (HES) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	之見市中心市街地活性化協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ちなか賑わい 創出事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	たみ de 婚カツ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ホーツク産学官融合センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	度改正に伴う専門家派遣等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	かき方改革無料相談窓口事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	P器包装リサイクル法の業務受託事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
U. 媍	康経営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8. 登	録·····	
	宇定商工業者の法定台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9. セン	/ター・事務所等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
А. ±		
В. 建		
	団体への加入及び連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
А. В]本商工会議所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••102

B. 北海道商工会議所連合会·····	103
C. 東北海道・オホーツク管内商工会議所諸会議······	103
D. オホーツク商工会議所経営指導員連絡協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
E. 外郭団体······	104
F. 北見市政及び各種団体運営への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
(1) 北見市政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
(2) 国・道及び関係団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
(3) その他の団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
G. その他本商工会議所が加入している団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
11. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
A. 後援事業······	109
B. 北見自治地区内の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109

令和2年度北見商工会議所事業報告書

令和 2年4月 1日から 令和 3年3月31日まで

I. 総括的概要

我が国の経済は、コロナ禍により不要不急の外出自粛や往来自粛等の影響により、個人消費の低迷と相まって厳しい状況となっております。経営者にとっての最大の不安は、「先行きの見通しが立たない」ことであります。4月には医療従事者や高齢者に対するワクチン接種がスタートいたしましたが、接種を必要とする国民に一日も早く行き渡ることを期待するところです。

この様にコロナ禍にあっての経済情勢の下、当所では、地域総合経済団体として出来る限り部会、委員会等を開催し、会員ニーズを把握しながら国・道・市のコロナ対策支援等の正確な情報をいち早く発信し、事業に反映すると共に事業者に対する支援を実施して参りました。

また、昨年の11月に創立80周年を迎え、永年経営継続会員事業所表彰などコロナ禍ではありましたが、来賓、役員・議員、110名出席のもと記念式典を開催いたしました。

オホーツク地域は、鉄路の維持存続、女満別空港との連携による地域経済の活性化、防災、地域医療のほか、高規格幹線道路の整備等交通インフラなど、安全安心な住民生活に係わる様々な課題が山積しております。このことから、コロナ対策、景気対策、人口減少対策や雇用対策、中小・小規模企業対策など北見市、北見市議会へ要望した他、東北海道商工会議所連絡協議会、北海道商工会議所連合会を通じ、その対策と早期の支援の実施を要望いたしました。

当所では、昨年2月にクラスター発生以来コロナ禍により疲弊する中小・小規模事業者に対して、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」において、資金繰り、持続化給付金、支援金に関わる相談並びに持続化補助金申請にあたっての事業計画作成支援等を実施すると共に、地域内飲食店の応援を目的に「地域飲食店応援クラウドファンディング【みらい飯】」を実施し、事業継続に繋げていくため登録飲食店に支援金を渡しました。この他、コロナ感染症に対する企業の対応方法について取りまとめた「新型コロナウイルス感染症対応フローチャート」を作成し配布すると共にコロナ禍による閉塞感を払拭すべく「がんばろう 北見!応援ホワイトイルミネーション事業」を市内小公園で実施しました。併せて、国から認定を受けた「第2期経営発達支援計画」に則り、地元中小・小規模企業の経営改善、販路拡大、事業承継、人材育成に対する支援など企業経営に関わる事業や創業・起業セミナー開催などに取り組みました。

経済センターを含む中央大通り沿道地区の再開発事業は、3月開催の常議員会・議員総会の中で、事業計画(案)が承認されました。今後も一権利者として事業の実現に向け関係機関と連携を図り積極的に取り組んで参ります。

地元企業の人材確保と北見工業大学の地元就職率向上を目的に、コロナ禍ではありましたが感染対策 を講じ、北見工業大学において第7回オホーツク企業合同セミナーを行いました。また、道商連と連携 し企業と首都圏及び道内大学キャリアサポート担当職員との情報交換を行い、情報共有に努めました。

その他、日本商工会議所はじめ、北海道商工会議所連合会、各地商工会議所並びに関係機関と連携、 協調を図りながら地域振興活性化のために諸事業を実施いたしました。

Ⅱ. 事 項 別 状 況

1. 定款および規約等

A. 定款

第209回通常議員総会(令和2年6月26日)において、次のとおり定款を一部改正した。

1 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に 伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」が公布され、商工会議所法施行規則の一部改正されたこ とに伴う改正。

旧条文

(会員の資格)

- 第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月 第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月 以上営業所、事務所、工場又は事業場 (以下「営業所等」という。) を有する 商工業者は、本商工会議所の会員となる ことができる。ただし、次に掲げるもの であって、常議員会の承認を得た場合 は、本商工会議所の会員となることがで きる。
 - $(1) \sim (3)$ 略
 - 3 次の各号の1に該当する者は、会員となる ことができない。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 破産者で復権を得ない者

$(3) \sim (4)$ 略

(特別会員)

- 第22条 会員たる資格を有しないものであっ 第22条 会員たる資格を有しないものであっ て、本商工会議所の趣旨に賛同するもの は、本商工会議所の特別会員となること ができる。
 - 2 第10条第3項(会員の欠格事由)、第1 1条第1項、第2項及び第4項(加入)並び に第16条から前条まで(会員の権利、会 費、過怠金、会員権の停止、脱退及び除名) の規定は、特別会員について準用する。

新条文

(会員の資格)

- 以上営業所、事務所、工場又は事業場 (以下「営業所等」という。) を有する 商工業者は、本商工会議所の会員となる ことができる。ただし、次に掲げるもの であって、常議員会の承認を得た場合 は、本商工会議所の会員となることがで きる。
- $(1) \sim (3)$
- 3 次の各号の1に該当する者は、会員となる ことができない。
 - (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行 うに当たって必要な認知、判断及び意思疎 通を適切に行うことができない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
- $(3) \sim (4)$ 略

(特別会員)

- て、本商工会議所の趣旨に賛同するもの は、本商工会議所の特別会員となること ができる。
 - 2 第10条第3項(資格)、第11条第1 項、第2項及び第4項(加入)並びに第16 条から前条まで(会員の権利、会費、過怠 金、会員権の停止、脱退及び除名)の規定 は、特別会員について準用する。

(役員の任免)

第33条 会頭は、議員総会において、会員(会|第33条 会頭は、議員総会において、会員(会 員が法人その他の団体である場合は会員 の権利を行使する1人の者。以下本条に おいて同じ。) のうちから選任し、又は 解任する。

2~8 略

- 9 次の各号の1に該当する者は、役員になる ことができない。
 - (1) 第10条第3項第1号又は第2号(会員 の欠格事由) に該当する者

(2)~(4) 略

10 略

(議員総会及び議員)

第35条 本商工会議所に、議員総会を置く。

$2 \sim 4$ 略

5 第33条第9項各号(役員の欠格事由)の 1に該当する者は、第2項の議員又は前項の 議員の職務を行う者となることができない。

 $6 \sim 7$ 略

(役員の任免)

員が法人その他の団体である場合は会員 の権利を行使する1人の者。以下本条に おいて同じ。) のうちから選任し、又は 解任する。

2~8 略

- 9 次の各号の1に該当する者は、役員になる ことができない。
 - (1) 第10条第3項第1号又は第2号(資 格)に該当する者

(2)~(4) 略

10 略

(議員総会及び議員)

第35条 本商工会議所に、議員総会を置く。

$2 \sim 4$ 略

5 第33条第9項各号(資格)の1に該当す る者は、第2項の議員又は前項の議員の職務 を行う者となることができない。

 $6\sim7$ 略

2 会員の加入手続きに関する改正。

旧条文

(加 入)

総会の議決を経て別に定める 加入手続き により加入の申込みをしなければならな

$2 \sim 3$ 略

4 第2項の規定により常議員会の承諾を得た ものは、所定の加入金及び会費を納めたとき に、本商工会議所の会員となる。

(会 費)

- 第17条 会員は、毎年所定の納期までに所定の|第17条 会員は、毎年所定の納期までに所定の 会費を納入しなければならない。
 - 2 加入金及び会費1口の金額並びにその払込 みの方法は、議員総会の議決を経て別に定め る。

新条文

(加 入)

第11条 会員となることを希望する者は、議員|第11条 会員となることを希望する者は、議員 総会の議決を経て別に定める 加入手続き により加入の申込みをしなければならな

$2 \sim 3$ 略

4 第2項の規定により常議員会の承諾を得た ものは、所定の会費を納めたときに、本商工 会議所の会員となる。

(会 費)

- 会費を納入しなければならない。
- 2 会費1口の金額及びその払込みの方法は、 議員総会の議決を経て別に定める。

(会費及び負担金)

第69条 略

- 2 略
- 3 既納の会費、加入金及び負担金は、いかな る事由がある場合においても返戻しない。

(会費及び負担金)

(会員の表決権)

第69条 略

- 2 略
- 3 既納の会費及び負担金は、いかなる事由が ある場合においても返戻しない。

3 電磁的方法による表決権の行使に関する改正。

旧条文

(会員の表決権)

- 第12条 会員は、各々1個の表決権を有する。
 - 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につ き、会員が記名なつ印した書面又は代理人を もって、表決権を行うことができる。
 - 3 前項の規定により表決権を行うものは、出 席者とみなす。
 - 4 第2項の代理人は、その代理権を証する書 面を表決権を行う前に本商工会議所に提出し なければならない。

新条文

- 第12条 会員は、各々1個の表決権を有する。
 - 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につ き、会員が記名なつ印した書面又は代理人を もって、表決権を行うことができる。
 - 3 会員は、前項の規定による書面をもってす る表決権の行使に代えて、表決権を電磁的方 法(電子情報処理組織を使用する方法その他 の情報通信の技術を利用する方法であって経 済産業省令で定めるものをいう。以下同 じ。)により行うことができる。
 - 4 前2項の規定により表決権を行うものは、 出席者とみなす。
 - 5 第2項の代理人は、その代理権を証する書 面を表決権を行う前に本商工会議所に提出し なければならない。 この場合において、当該 書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法に より証明することができる。

4 議員総会の決議事項に関する改正。

(議員総会の決議事項)

- 第39条 次に掲げる事項は、議員総会の議決を|第39条 次に掲げる事項は、議員総会の議決を 経なければならない。ただし、第11号 から第16号までの事項については、議 員総会の議決を経て、常議員会に委任す ることができる。
 - (1) ~(10) 略
 - (11) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変 更又は廃止
 - (イ) 加入手続
 - (ロ) 加入金の金額、払込方法その他加

新条文

(議員総会の決議事項)

- 経なければならない。ただし、第11号 から第16号までの事項については、議 員総会の議決を経て、常議員会に委任す ることができる。
 - (1) ~(10) 略
 - (11) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変 更又は廃止
 - (イ) 加入手続
 - (口) 削除

入金に関すること。

- (ハ) 過怠金の金額その他過怠金に関すること。
- (二) 役員及び議員の選任又は解任に関すること。
- (ホ) 部会について必要な事項
- (へ) 委員会について必要な事項
- (ト) 使用料及び手数料に関すること。
- (チ) その他本商工会議所の業務の執行 について必要な事項
- (12) ~(16) 略

<u>(ロ)</u>過怠金の金額その他過怠金に関すること。

- (ハ) 役員及び議員の選任又は解任に関すること。
- (二) 部会について必要な事項
- (ホ) 委員会について必要な事項
- (へ) 使用料及び手数料に関すること。
- (ト) その他本商工会議所の業務の執行 について必要な事項
- (12) ~(16) 略
- (17) その他、本商工会議所の運営において必要な事項

 $2\sim4$ 略

 $2\sim4$ 略

5 常議員会の決議事項に関する改正。

旧条文	新条文		
(常議員会の決議事項)	(常議員会の決議事項)		
第45条 次に掲げる事項は、常議員会の議決を	第45条 次に掲げる事項は、常議員会の議決を		
経なければならない。	経なければならない。		
(1) ~ (10) 略	(1) ~ (10) 略		
	(11) その他定款で定める事項		
2 略	2 略		
	附則		
	(実施の時期)		
	1 第10条(会員の資格)、第22条(特別		
	会員)、第33条(役員の任免)、第35条		
	(議員総会及び議員) の改正規定は、令和2		
	年6月26日から実施する。		
	2 第11条(加入)、第17条(会費)、第		
	39条(議員総会の決議事項)、第69条(
	会費及び負担金)の改正規定は、令和2年6		
	月26日から実施する。		
	3 第12条(会員の表決権)の改正規定は、		
	令和2年6月26日から実施する。		
	4 第39条 (議員総会の決議事項) の改正規		
	定は、令和2年6月26日から実施する。		
	5 第45条(常議員会の決議事項)の改正規		
	定は、令和2年6月26日から実施する。		

第210回通常議員総会(令和3年3月22日)において、次のとおり定款を一部改正した。

1 常議員会における書面等による表決権の行使に関する改正。

旧条文

(議員総会の議事)

別議決方法) に規定する場合を除き、総 議員の3分1以上の出席がなければ、議 事を開き、議決することができない。

$2 \sim 4$ 略

- 5 第12条第2項から第4項まで(書面又は 代理人による権利の行使)の規定は、議員総 会の表決及び選挙について準用する。
- 6 略

(常議員会)

- 第44条 本商工会議所に、常議員会を置く。
 - 2 略
 - 3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議 員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請 求したときは、会議の日時及び場所につき通 知を発して、常議員会を招集しなければなら ない。
 - 4 常議員会における常議員及び常議員以外の 役員(理事及び監事を除く。)の議決権は、 各々1個とする。
 - 5 略

(準用規定)

を除く。) (議事) 及び第43条(議事 録)の規定は、常議員会について準用す る。

新条文

(議員総会の議事)

第41条 議員総会は、第42条(議員総会の特)第41条 議員総会は、第42条(議員総会の特 別議決方法) に規定する場合を除き、総 議員の3分1以上の出席がなければ、議 事を開き、議決することができない。

$2\sim4$ 略

- 5 第12条第2項から第5項まで(書面又は 代理人による権利の行使)の規定は、議員総 会の表決及び選挙について準用する。
 - 6 略

(常議員会)

- 第44条 本商工会議所に、常議員会を置く。
 - 2 略
 - 3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議 員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請 求したときは、会議の目的たる事項、日時及 び場所につき通知を発して、常議員会を招集 しなければならない。
 - 4 常議員会における常議員及び常議員以外の 役員(理事及び監事を除く。)の表決権は、 各々1個とする。
 - 5 略

(準用規定)

第46条 第40条(議長)、第41条(第5項|第46条 第40条(議長)、第41条(第3項 を除く。) (議事) 及び第43条(議事 録)の規定は、常議員会について準用す る。この場合、第41条中「表決及び選 挙」とあるのは「表決」と読み替えるも のとする。

附 則

(実施の時期)

1 第41条 (議員総会の議事)、第44条 (常議員会)、第46条(準用規定)の改正 規定は、令和3年4月1日から実施する。

B. 規則

第209回通常議員総会(令和2年6月26日)において、次のとおり規則を改正した。

1 事務規則の改正。

旧条文	新条文		
(役職の離脱)	(役職の離脱)		
第9条 管理職以上で一定年齢に達したものは原	第9条 管理職以上で一定年齢に達したものは原		
則その役職を免ずる。	則その役職を免ずる。		
	ただし、会頭が必要と認めたときは、その限り		
	ではない。		
(文書等の保存)	(文書等の保存)		
第19条 文書等の保存区分及び保存年数は次の	第19条 文書等の保存区分及び保存年数は次の		
通りとする。	通りとする。		
1 永久保存	1 永久保存		
(1) ~ (10) 略	(1) ~ (10) 略		
2 10年保存	2 10年保存		
(1) 金銭及び物品会計に関する帳簿並びに	(1) 金銭及び物品会計に関する帳簿並びに		
文書	文書		
(2) 重要な調査及び資料に関する文書	(2)特定商工業者法定台帳		
(3) その他10年間保存の必要があると認	(3) 重要な調査及び資料に関する文書		
められる重要な文書	(4) その他 1 0 年間保存の必要があると認		
9 F T T T T T T T T T T T T T T T T T T	められる重要な文書		
3 5年保存 (1) *** *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	3 5年保存 (1) ****** (1) *************************		
(1)業務執行上必要な統計資料 (2)経理に関する文書	(1)業務執行上必要な統計資料 (2)会費および負担金に関する文書		
(2)程垤に関する文音	(3) 金銭の出納に関する文書(本条第2項		
	第1号の文書等を除く)		
 (3) その他 5 年間保存の必要があると認め	(4) その他 5 年間保存の必要があると認め		
られる文書	られる文書		
4 3年保存	4 3年保存		
(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3) 略		
5 1 年保存	5 1年保存		
(1)~(4) 略	(1) ~ (4) 略		
	<u>附 則</u>		
	(役職の離脱) (文書等の保存)		
	この改正規則は令和2年6月26日から施行す		
	న్ ట		

2 財務会計規則の改正。

2 財務会計規則の改正。	
旧条文	新条文
(出納責任者)	(出納責任者)
第3条 出納責任者は、事務局長がこれに当た	第3条 出納責任者は、総務部長がこれに当た
る。	る。
2 略	2 略
(手持現金) 第6条 出納責任者は、日々の現金支払に充てる ため手持現金を置くことができる。 2 手持現金の保有限度額は10万円以内と し、その受払いおよび保管は出納担当者がこ れに当たる。	(手持現金) 第6条 出納責任者は、日々の現金支払に充てる ため手持現金を置くことができる。 2 手持現金の保有限度額は20万円以内と し、その受払いおよび保管は出納担当者がこ れに当たる。ただし、出納責任者が特に認め た場合はこの限りではない。
(金銭の過不足) 第8条 出納担当者は、金銭に過不足を生じたと きは、遅滞なく出納責任者を経て事務局長に 報告してその指示を受けるものとする。	(金銭の過不足) 第8条 略
(出納閉鎖) 第13条 出納は、当該事業年度の翌年4月30 日をもって閉鎖する。	(出納閉鎖) 第13条 出納は、当該事業年度の <u>3月31日</u> を もって閉鎖する。
	<u>附</u> <u>則</u> (出納責任者) (手持現金) (出納閉鎖) この改正規則は令和2年6月26日から施行す

3 部会規則の改正。

旧条文	新条文		
第2条 会員は、その営んでいる主要な事業に係	第2条 部会に属する事業 (業種) の種類は別に		
る部会に属する。	<u>定める。</u>		
2 二以上の業種に属するものは二以上の部会	2 削除		
に属することができる。但し、この場合その			
属する主たる部会を定めておかなければなら			
ない。			
3 前項の主たる部会とは、2号議員に選任さ	3 削除		
れ、又は2号議員を選任する部会をいう。			
4 部会に属する業種の分類は別に定める。	4 削除		

る。

第3条 部会には、部会長1人、副部会長若干人、分科会長(分科会を設けてある部会に限る)若干人及び常任委員若干人を置く。

- 2 部会長は部会において議員の中から選任し、その任期は議員の任期に従う。
- 3 副部会長、分科会長、副分科会長及び常任 委員は部会において会員が互選し、その任期 は部会長の任期に従う。

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総轄する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事 故があるときはその職務を代行し、部会長が 欠員のときはその職務を行う。
- 3 分科会長は、会務を分掌する。
- 4 常任委員は、部会の重要事項を審議する。

第5条 部会事務を処理するために部会に幹事を置く。

2 幹事は、専務理事が事務局員の中から委嘱する。

第6条 部会は、部会長が必要と認めるとき又は 部会員5分の1以上の同意を得て請求したとき部 会長がこれを招集する。

- 2 部会は、部会長が議長となり、その議決は 出席部会員の過半数の同意によって決し、可 否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 会頭、副会頭及び専務理事は、その所属以 外の部会に出席して、意見を申述べることが

第3条 部会には必要により分科会を設けることができる。

第4条 部会には、<u>部会長</u>、副部会長<u>の他</u>分科会 長<u>・副分科会長</u>(分科会を設けてある部会に限 る)及び常任委員を置くことができる。

- 2 部会長は部会において議員の中から<u>選任す</u>る。
- 3 <u>分科会長及び副分科会長、常任委員は</u>部会 において会員が互選し、その任期は部会長の 任期に従う。

第5条 分科会長は、会務を分掌する。 を設けてある部会に限る)

2 削除

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会 長に事故あるときはその職務を代行し、分科 会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 削除
- 3 常任委員は、部会の重要事項を審議 する。

第5条 削除

2 削除

第6条 部会は、会頭及び部会長が必要と認めるとき部会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、部会員の 総数 の5分の1以上の者から召集の要請があった とき、部会長がこれを招集する。
- 3 部会の議決は出席部会員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会頭、副会頭及び専務理事は、その所属以外の部会に出席して、意見を申述べることが

できる。

第7条 部会には必要により分科会を設けること ができる。

第8条 部会はその関係業種の改善発達を図るほ か、部会員の啓発、親睦のため講演会、見学会、 懇親会その他必要な事項を行う。

第9条 二以上の部会に関係ある事項について は、関係各部会長の請求によりその連合部会を開 くことができる。

2 連合部会は関係の部会長が招集し、主たる 関係部会長がその議長となる。

第10条 部会又は連合部会で議決した事項は常 議員会の承認を得て本商工会議所の決議とするこ とができる。

第11条 定款及び本規則に定めるもののほか、 部会の運営に関して必要な事項は部会の議決によ り別に定めることができる。

第12条 本規則の改廃は常議員会の議決を経な ければならない。

できる。

第7条 削除

第7条 部会はその関係業種の改善発達を図るほ か、部会員の啓発、親睦のため講演会、見学会、 懇親会その他必要な事項を行う。

第8条 二以上の部会に関係ある事項について は、関係各部会長の請求によりその合同部会を開 くことができる。

2 合同部会は関係の部会長が招集し、主たる 関係部会長がその議長となる。

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

附 則

4 第2条、第3条、第4条、第5条、第6 条、第7条、第8条、第9条、第10条、第 11条、第12条の改正規則は令和2年6月 26日から施行する。

4 委員会規則の改正。

旧条文

第4条 委員会に、委員長1人、副委員長1人及 第4条 削除 び委員若干人を置く。

- 2 委員長、副委員長及び委員は会頭が常議員 会の承認を得て委嘱する。
- 3 委員長、副委員長及び委員の任期は、議員 である期間とする。

新条文

2 削除

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、定 款第34条(役員の任期)の規定を準用する。

第5条 略

2 略

第6条 略

2 略

第7条 2以上の委員会に関係ある事項について は、その連合委員会を開催することができる。

2 連合委員会は、会頭又は関係委員長が連名 をもって招集し、主たる関係委員長がその議 長となる。

第8条 委員会又は連合委員会は、その決定事項を常議員会に報告しなければならない。

2 前項の決定事項は常議員会の承認を得て、 本商工会議所の決議とすることができる。

第9条 本規則第2条に定める委員会の外に、特別の事情により他の委員会を置く必要のある場合は常議員会の議決を経て、臨時にこれを置くことができる。

第10条 本規則の改廃は常議員会の議決を経なければならない。

第5条 略

2 略

第6条 略

2 略

第7条 2以上の委員会に関係ある事項について は、合同委員会を開催することができる。

2 <u>合同</u>委員会は、会頭又は関係委員長が連名 をもって招集し、主たる関係委員長がその議 長となる。

第8条 削除

2 削除

第8条 本規則第2条に定める委員会の外に、特別の事情により他の委員会を置く必要のある場合は議員総会の議決を経て、臨時にこれを置くことができる。

第10条 削除

<u>附</u>則

9 第4条、第7条、第8条、第9条、第10 条の改正規則は令和2年6月26日から施行 する。

5 慶弔規則及び別表の改正。

見 第3章

第6条 本商工会議所の役員又は議員である事業 所が火災並びに天災地変により罹災したときは、 その被害に応じ20,00円の範囲内で見舞金 を贈る。

第7条 本商工会議所の会員である事業所が火災 並びに天災地変により罹災したときは、その被害 に応じ10,000円の範囲内で見舞金を贈るこ とができる。

第8条 本商工会議所の役員又は議員の職にある ものの自宅が火災並びに天災地変により罹災した ときは、その被害に応じ20,000円の範囲内 で見舞金を贈る。

第9条 本商工会議所の役員又は議員の職にある ものが1ヶ月以上の療養を要する傷病にかかった 場合は10,000円の範囲内で見舞金を贈る。

第4章 弔

第10条 本商工会議所の役員又は議員の職にあ るものの弔慰については、次の区分により行う。 本人の死亡

生花、弔辞、地元新聞広告、 香料20,000円 一親等以内の者 同居の場合 香料10,000円の範囲内 直系血族のみ 非同居の場合 香料3,000円の範囲内

第11条 本商工会議所の会員である事業所の代 | 第11条 削除 表者の死亡については、3,000円の弔慰金を 贈ることができる。

第5章 雑 則

第12条 顧問その他、本商工会議所と特に関係 あるものの取扱いについては、会頭及び副会頭が 協議のうえ決定する。

第2章

第4条 本商工会議所の役員又は議員である事業 所が火災並びに天災地変により罹災したときは、 その被害に応じ20,000円の範囲内で見舞金 を贈る。

第5条 本商工会議所の会員である事業所が火災 並びに天災地変により罹災したときは、その被害 に応じ10,000円の範囲内で見舞金を贈るこ とができる。

第6条 本商工会議所の役員又は議員の職にある ものの自宅が火災並びに天災地変により罹災した ときは、その被害に応じ20,000円の範囲内 で見舞金を贈る。

第7条 本商工会議所の役員又は議員の職にある ものが1ヶ月以上の療養を要する傷病にかかった 場合は10,000円の範囲内で見舞金を贈る。

第3章 弔 慰

第8条 本商工会議所の役員又は議員、顧問等の 職にあるものの弔慰については、別表に定めると ころによる。

<u>削除</u>

第4章 雑 則

第9条 顧問その他、本商工会議所と特に関係あ るものの取扱いについては、会頭及び副会頭が協 議のうえ決定する。

附 則

則

附 則

1 略

1 略

附 則

2 この改正規則は令和2年6月26日から施行 する。

慶弔規則実施要領

慶弔規則実施要領

 $1\sim2$ 略

- 3 第4条の公務のための海外旅行とは、商工会 議所に関連する会議出席、視察および親善使節 等を指す。
- 4 第10条の本人以外の者の死亡の場合、新聞 広告等について会議所名義借用の申出があった ときはこれに応ずることができる。
- 5 会費に未納のあるものについては慶弔金は贈らない。

 $1\sim2$ 略

3 削除

- 3 第8条の本人以外の者の死亡の場合、新聞広告等について会議所名義借用の申出があったときはこれに応ずることができる。
- 4 会費に未納のあるものについては慶弔金は贈らない。

別表

100	ur-				0.	w
対 象 者	弔電	生花	枕花	死亡広告	弔慰金	訃報連絡
役員・議員	0	0	0	0	20, 000	0
役員・議員の配偶者 ・子供及び実父母	0	0	Ι	T	10, 000	0
役員・議員の義父母	0	=		=	=	_
顧問	0	0	0	0	20, 000	0
名誉議員	0	0	_	_	10, 000	0
退任議員	0				10, 000	0

- ※葬儀顧問、弔辞は依頼があれば受ける。
- ※**死亡広告**は原則的には道新(北見版)及び「経済の伝書鳩」とする。 (掲載は相手方に併せる)
- ※義母などは役員議員本人が喪主・施主の場合三役協議で対応する。

6 特別基金規則の改正。

り、特別基金規則の以上。	
旧条文	新条文
(基金の受入れ)	(基金の <u>積立</u>)
第3条 この特別基金は、役員. 議員. 会員. 職	第3条 この特別基金は、役員、議員、会員、職
員. その他の特志寄付金をもって充てる。	員、その他の <u>篤志寄附金及び一般会計決算剰余金</u>
	<u>等</u> をもって充てる。
(基金の使途)	(基金の <u>運用及び取崩</u>)
第4条 この特別基金をもって北見商工会議所事	第4条 この特別基金をもって北見商工会議所事
業の財源に充て、商工会議所事業の振興に資する	業の財源に充て、商工会議所事業の円滑な運営に
ものとする。	資するものとする。
	2 この基金の運用及び取崩については、議員
	総会の議決を得なければならない。_
(基金の保全)	(基金の <u>管理</u>)
第5条 この特別基金は北見商工会議所特別会計	第5条 この <u>基金</u> は北見商工会議所特別 <u>基金</u> 会計
として保全する。	を <u>もって管理</u> する。
(運 営 等)	(運 営 等)
第6条 この特別基金の運営または使途について	第6条 削除
は、常議員会において検討し議員総会の承認を得	
なければならない。	
	<u>附 則</u>

7 会費規則及び別表(1)の一部改正。

旧条文	新条文		
会費に関する規則	<u>会費及び負担金に関する規則</u>		
第1条 本商工会議所の会費について必要な事項は、定款に規定するものの外、この規則の定めるところによる。	第1条 本商工会議所の会員及び特別会員の会費並びに特定商工業者の負担金については、定款に規定するものの外、必要な事項はこの規則の定めるところによる。		
第2条 略	第2条 略		
第3条 会費の持口数は、資本金、事業内容、その他を勘案し、会員と協議のうえ決定するが、法人及びその他の団体は2口以上を負担しなければ	第3条 会費の持口数は、資本金、 <u>従業員数による別表(1)の会費持口数基準表で算定することを原則とする。</u>		

2 第3条、第4条、第5条、第6条の改正規 則は令和2年6月26日から施行する。 ならない。

第3条 会費の持口数は別表(1)の会費持口基準により会員と協議のうえ決定する。

第4条 略

第4条 略

第5条 会費の徴収は毎年4月及び9月の2期に 行う。 第5条 <u>会員及び特別会員の</u>会費の徴収は毎年4 月及び9月の2期に行う。

第6条 略

第6条 略

第7条 略

第7条 略

第8条 略

第8条 略

第9条 特別会費は会費と同時に納入するものとする。

第9条 削除

第9条 特定商工業者に賦課する負担金は北海道 知事の許可を受けた金額(年額)とする。

2 会員たる特定商工業者に賦課する負担金 は、会員が負担するその年度の会費の内から 徴収する。

第10条 本規則は議員総会の議決を経なければ 変更することができない。

第10条 削除

第10条 負担金の徴収は、9月の会費徴収に併せて行う。

附 則

第1条、第3条、第5条、第9条、第10条の改正規則は令和2年6月26日から施行する。

別 表(1)

会費持口数基準表

		A	Λ.			
資本	資本金によるもの(本社関係)					
資本会	È		数	金額	į	
100万円	未満	10	以上	5, 000円	以上	
100万円	以上	2□	"	10, 000円	"	
200万円	"	3□	"	15, 000円	"	
300万円	"	4 🗆	"	20, 000円	"	
500万円	"	5□	"	25, 000円	"	
1, 000万円	"	10口	"	50, 000円	"	
2, 000万円	"	15口	"	75, 000円	"	
3, 000万円	"	20口	"	100, 000円	"	
5, 000万円	"	25口	"	125, 000円	"	
1億円	"	30□	"	150, 000円	"	
資本金によるもの	の(支店	、出張戶	听、営業	禁所、工場等の出先	関係)	
3, 000万円	未満	2口	以上	10, 000円	以上	
3, 000万円	以上	3□	"	15, 000円	"	
5, 000万円	"	4口	"	20, 000円	11	
1億円	"	5□	"	25, 000円	"	
5億円	11	8口	"	40, 000円	"	
10億円	"	10口	"	50, 000円	"	
50億円	"	15□	"	75, 000円	"	
100億円	//	20口	"	100, 000円	"	

В							
従業員数によるもの							
従業員数		数	金額				
3人 未満	10	以上	(個人) 6, 000円 以上 (法人) 5, 000円 "				
3人 以上	2□	"	10, 000円 ″				
5人 "	3□	"	15, 000円 ″				
10人 "	4口	"	20, 000円 ″				
20人 "	5	"	25, 000円 ″				
30人 "	70	"	35, 000円 ″				
50人 "	10口	"	50, 000円 ″				
100人 "	13□	"	65, 000円 ″				
200人 "	15□	"	75, 000円 ″				

- (注) 算定口数の出し方
- (1) 一般会員は、A(資本金による口数)+B(従業員数による口数)=算定口数を原則とし、これに諸般の事情を勘案して決定する場合がある。
- (2) 個人企業は、B表によるが諸般の事情を勘案して決定する場合がある。
- (3) 本社、本店等の場合の従業員数は、支店、出張所、 営業所、工場等を含めた全従業員数とする。
- (4) 支店、出張所、営業所、工場等の場合の資本金による会費基準は別表による。 従業員については、その支店、出張所、営業所、工場等の従業員数による。
- (5) 資本金、従業員の数は毎年4月1日現在とする。 増資および従業員数増の事業所は、次年度よりその 増資後の資本金および従業員数をもって持口を算定 する。
- (6) 従業員数は経営者、家族従業員、季節労働者、パート等も含む。
- (7) 組合および団体**の持口数は、2口以上とする。**

- 8 特定商工業者負担金に関する規則の廃止。 会費に関する規則の変更、集約に伴い、令和2年6月26日をもって廃止。
- 9 北見商工会議所会員加入手続規則の設置。

北見商工会議所会員加入手続規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北見商工会議所定款第11条第1項および第22条第2項の規定に基づき、北見商工会議所(以下「本所」という。)の会員および特別会員の加入手続その他これに関連する事項を定めるものとする。

(加入手続)

第2条 本所の会員または特別会員となることを希望する者は、「北見商工会議所加入申込書」を提出して、常議員会の承諾を得なければならない。

(会員之章等の交付)

- 第3条 本所は、会員となった者に対しては、会員之章を交付するものとする。
 - 2 会員は、脱退その他の理由により会員の資格を喪失したときは、前項の規定により交付を受けた会員 之章を速やかに本所に返却しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年6月26日から施行する。

の場合にあっては14週間) 以内においては請求した日

10 就業規則の改正。

旧条文 新条文 (定年および再雇用) (定年、定年延長および再雇用) 第11条 職員の定年は、年齢満60才とし、定 第11条 職員の定年は、年齢満60才とし、定 年に達した日以後における最初の3月31日に退 年に達した日以後における最初の3月31日に退 職する。ただし、本人が希望するときは、期間を 職する。ただし、本人が希望するときは、期間を 1年として再雇用するものとし、その後満65歳 1年として再雇用するものとし、その後満65歳 に達するまで同様とする。 に達するまで同様とする。 また、事務規則第9条のただし書きの適用を受 けた者は、満65歳まで定年を延長することがで きる。 (産前産後休暇) (産前産後休暇) 第26条 出産のため、出産予定日前6週間(多胎妊娠|第26条 出産のため、出産予定日前6週間(多胎妊娠

の場合にあっては14週間) 以内においては請求した日

から、産前休暇を与える。

- 2 産後は請求の有無に拘らず、出産日から8週間の 休暇を与える。但し、6週間を経過し、医師の診断 書を提出して就業を申出た場合には就労させる。
- 3 第1項及び2項の休暇は無給とする。

(裁判員休暇)

- された際に、その責務を果たすことができる ように、裁判員休暇を与える。
 - 2 裁判員休暇の対象は、職員、嘱託職員、準 職員とする。

3~6 略

(訓 戒)

第47条 次の各号の1つに該当するときは訓戒 に処する。

> 1. 本規則に規定した手続きその他届出 を怠ったとき、または偽って届出たと き。

 $2 \sim 7$ 略

から、産前休暇を与える。

- 2 出産が予定日を過ぎた場合は、その日数分 を産前休暇に加える。
- 3 産後は請求の有無に拘らず、出産日から8週間の 休暇を与える。但し、6週間を経過し、医師の診断 書を提出して就業を申出た場合には就労させる。
- 4 第1項及び2項の休暇は無給とする。

(裁判員休暇)

- 第31条 裁判員候補者もしくは裁判員等に選任 | 第31条 裁判員候補者もしくは裁判員等に選任 された際に、その責務を果たすことができる ように、裁判員休暇を与える。
 - 2 裁判員休暇の対象は、職員、嘱託職員、準 職員、パートタイマーとする。

3~6 略

(訓 戒)

第47条 次の各号の1つに該当するときは訓戒 に処する。

> 1. 本所諸規則に規定した手続き及び報 告並びにその他届出等を怠ったとき、 または偽って届出たとき。

 $2 \sim 7$ 略

附則

(定年、定年延長および再雇用) (産前産後休暇) (裁判員休暇) (訓戒)

この改正規則は令和2年6月26日から施行す る。

11 準職員就業規則の改正。

旧条文 新条文 (通勤手当) (通勤手当) 第24条 通勤するために、交通機関を利用した | 第24条 通勤手当は、雇用契約書において定め 場合には別に定める。 る。 附則 (通勤手当) この改正規則は令和2年6月26日から施行す る。

12 パートタイマー就業規則の改正。

旧条文	新条文		
旧木人	机木人		
(通勤手当)	(通勤手当)		
第23条 通勤するために、交通機関を利用した	第23条 通勤手当は、雇用契約書において定め		
場合には別に定める。	<u>3.</u>		
	<u>附 則</u>		
	<u>(通勤手当)</u>		
	この改正規則は令和2年6月26日から施行す		
	<u>る。</u>		

13 給与規則の改正。

(支給範囲)	支給範囲)
第10条 職員が満3年以上勤務し、本商工会議	第10条
所の都合もしくは休職満期または疾病その他自己	所の都合も
の都合により退職、死亡したときに退職給与金を	の都合によ

旧条文

- 支給する。 2 略
 - 3 略
 - 4 略

(支給対象時間)

第14条 就業規則第21条の勤務時間を超えて 勤務することを命じられた職員に正規の勤務時間 を超えて勤務した全時間に対して支給する。

(休日勤務手当)

第16条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。

新条文

第10条 職員が満3年以上勤務し、本商工会議所の都合もしくは休職満期または疾病その他自己の都合により退職、死亡したときに退職給与金を支給する。また、就業規則第11条(定年、定年延長および再雇用)において定年を延長する際においても、年齢満60才に達した日以後における最初の3月31日に退職給与金を支給する。

- 2 略
- 3 略
- 4 略

(時間外勤務手当および計算期間)

第14条 就業規則第21条の勤務時間を超えて 勤務することを命じられた職員に正規の勤務時間 を超えて勤務した全時間に対して支給する。

また、時間外勤務手当の計算は、前月21日 (新たに職員となった者には、その日)から20 日までとし、その支払は第5条第1項に準ずる。

(休日勤務手当および計算期間)

第16条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。<u>また、休日勤務手当の計算は、前月21日(新たに職員となった者には、その日)から20日までとし、その支払は第5条第1項に準ずる。</u>

2 略	2 略
3 略	3 略
	<u>附 則</u>
	(支給範囲) (時間外勤務手当および計算期間)
	(休日勤務手当および計算期間)
	この改正規則は令和2年6月26日から施行す
	<u>る。</u>

第210回通常議員総会(令和3年3月22日)において、次のとおり規則を改正した。

1 就業規則を改正し、「育児休業、育児のための活	深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規程」、「介認
休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務	務に関する規程」を令和3年3月31日廃止。
旧条文	新条文
(育児休業等)	(育児休業等)
第29条 職員は、1歳に満たない子を養育する	第29条 育児のために休業することを希望する
ため必要があるときは、本商工会議所に申し	職員で、1歳に満たない子と同居し養育する
出て育児休業をし、又は育児短時間勤務制度	者は、子が1歳に達するまでを限度に育児休
の適用を受けることができる。	業をすることができる。

2 育児休業をし、又は育児短時間勤務制度の 適用を受けることができる職員の範囲その他 必要な事項については、「育児休業、育児のため の深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規 定」で定める。

(介護休業等)

- 第30条 職員のうち必要のある者は、本商工会議所 に申し出て介護休業をし、又は介護短時間勤務制 度の適用を受けることができる。
 - 2 介護休業をし、又は介護短時間勤務制度の 適用を受けることができる職員の範囲その他 必要な事項については、「介護休業、介護の ための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関 する規定」で定める。

2 育児休業を希望する職員は、原則として1 か月前までに商工会議所に届け出なければな らない。

- 3 育児休業の期間中の給与は支給しない。
- 4 育児休業に関するその他の事項は、別に定 める「育児・介護休業規程」による。

(介護休業等)

- 第30条 要介護状態にある家族を介護する職員 は、申し出により93日間までの範囲で介護 休業を取得することができる。
 - 2 介護休業を希望する職員は、原則として2 週間前までに商工会議所に届け出なければな らない。
 - 3 介護休業の期間中の給与は支給しない。
 - 4 介護休業に関するその他の事項は、別に定 める「育児・介護休業規程」による。

附 則

(育児休業等) (介護休業等)

この改正規則は令和3年4月1日から施行す

2 育児・介護休業規程の設置

育児・介護休業規程

第1章 目 的

第 1 条 〔目 的〕

本規則は、北見商工会議所の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働および深夜業の制限ならびに育児・介護 短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。

第2章 育児休業制度

第 2 条 〔育児休業の対象者〕

育児のために休業することを希望する職員(日雇職員を除く)であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。

ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り育児休業をすることができる。

- (1) 入所1年以上であること。
- (2) 子が1歳6か月(本条第5項の申出にあっては2歳)に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。
- 2 第1項、第3項、第4項、第5項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの 休業の申出は拒むことができる。
 - (1) 入所1年未満の職員
 - (2) 申出の日から1年以内(本条第4項および第5項の申出にあっては6か月)に雇用関係 が終了することが明らかな職員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 配偶者が職員と同じ日からまたは職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳 2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計期間1 年を限度として、育児休業をすることができる。
- 4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で 必要な日数について 育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳 の誕生日に限るものとする。
 - (1) 職員または配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児 休業をしていること
 - (2) 次のいずれかの事情があること
 - イ)保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ロ)職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予 定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった 場合
- 5 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な 日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の1歳6か月の誕生日応当日に限るものとする。

- (1)職員または配偶者が子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること
- (2) 次のいずれかの事情があること
 - イ) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ロ)職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

第 3 条 〔育児休業の申出の手続等〕

育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「育児休業開始予定日」という。)の1か月前(第2条第4項および第5項に基づく1歳および1歳6か月を超える休業の場合は、2週間前)までに育児休業申出書兼取扱通知書(様式1)を商工会議所に提出することにより申出るものとする。

なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書兼取扱通知書(様式1)により再度の申出を行うものとする。

- 2 申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。ただし、産後休業をしていない職員が、子の出生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申出にカウントしない。
 - (1) 第2条第1項に基づく休業をした者が同条第4項または第5項に基づく休業の申出をしようとする場合または本条第1項後段の申出をしようとする場合
 - (2) 第2条第4項に基づく休業をした者が同条第5項に基づく休業の申出をしようとする場合 合または本条第1項後段の申出をしようとする場合
 - (3) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合
- 3 商工会議所は、育児休業申出書兼取扱通知書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明 書の提出を求めることがある。
- 4 育児休業申出書兼取扱通知書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該育児休業申出 書兼取扱通知書を提出した者(以下 この章において「申出者」という。)に対し、育児休業申 出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に商工会議所に 育児休業対象児出生届(様式5)を提出しなければならない。

第 4 条 〔育児休業の申出の撤回等〕

申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届(様式6)を商工会議所に 提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 育児休業申出撤回届が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該育児休業申出撤回届を 提出した者に対し、育児休業申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。
- 3 育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項および第5項に基づく休業の申出をすることができ、第4項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第5項に基づく休業の申出をすることができる。
- 4 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、

申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。

第 5 条 〔育児期間等〕

育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで(第2条第3項、第4項および第5項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで)を限度として育児休業申出書兼取扱通知書に記載された期間とする。

- 2 育児休業を開始しようとする日の1か月前までに申出がなされなかった場合には、商工会議 所は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができ る。
- 3 職員は、育児休業期間変更申出書兼取扱通知書(様式7)で商工会議所に育児休業開始予定日の1週間前までに申出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日(以下「育児休業終了予定日」という。)の1か月前(第2条第4項および第5項に基づく休業をしている場合は、2週間前)までに申出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

育児休業開始予定日の繰り上げ変更および育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として1回に限り行うことができるが、第2条第4項および第5項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまでおよび1歳6カ月から2歳に達するまでの期間内で、それぞれ1回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

- 4 育児休業期間変更申出書兼取扱通知書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該育児 休業期間変更申出書兼取扱通知書を提出した者に対し、育児休業期間変更申出書兼取扱通知書 (用紙下部記入)を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合当該事由が発生した日(本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、商工会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。)
 - (2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等 子が1歳に達した日(第2条第3項に基づく休業の場合を除く。 第2条第4項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日、第2条第5項に基づ く休業の場合は、子が2歳に達した日)
 - (3) 申出者について、産前産後休業、介護休業または新たな育児休業期間が始まった場合 産前産後休業、介護休業または新たな育児休業の開始日の前日
 - (4) 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間 との合計が1年に達した場合 当該1年に達した日
- 6 5 (1) の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に商工会議所に その旨を通知しなければならない。

第3章 介護休業制度

第 6 条 〔介護休業の対象者〕

要介護状態にある家族を介護する職員(日雇職員を除く)は、この規則に定めるところにより介護を必要とする家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を限度として介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り介護休業をすることができる。

- (1) 入所1年以上であること。
- (2)介護休業を開始しようとする日(以下、「介護休業開始予定日」という)から起算して 93日を経過する日から6か月を経過する日までに、その労働契約期間が満了し、更新 されないことが明らかでないこと。
- 2 第1項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。
 - (1)入所1年未満の職員
 - (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
 - (1) 配偶者
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹または孫
 - (6) 上記以外の家族で商工会議所が認めた者

第 7 条 [介護休業の申出の手続等]

介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、 介護休業申出書兼取扱通知書(様式2)を商工会議所に提出することにより申出るものとす る。

なお、介護休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する 場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書兼取 扱通知書により再度の申出を行うものとする。

- 2 申出は、対象家族1人につきのべ93日まで3回を上限とする。 ただし、第1項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。
- 3 商工会議所は、介護休業申出書兼取扱通知書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明 書の提出を求めることがある。
- 4 介護休業申出書兼取扱通知書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該介護休業申出書兼取扱通知書を提出した者(以下この章において「申出者」という。)に対し、介護休業申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。

第 8 条 〔介護休業の申出の撤回等〕

申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届(様式6)を商工会議所に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 介護休業申出撤回届が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該介護休業申出撤回届を 提出した者に対し、介護休業申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。
- 3 同一対象家族について介護休業の申出を2回連続して撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、特段の事情がある場合について商工会議所がこれを適当と認めた場合には、2回を超えて申出ることができるものとする。
- 4 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。

第 9 条 〔介護休業の期間等〕

介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日間の範囲内で、介護休業 申出書兼取扱通知書に記載された期間とする。

- 2 介護休業を開始しようとする日の2週間前までに申出がなされなかった場合には、前項にかかわらず、商工会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 職員は、介護休業期間変更申出書兼取扱通知書(様式7)により、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の2週間前までに商工会議所に申出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。

この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算 93日の範囲を超えないことを原則とする。

- 4 介護休業期間変更申出書兼取扱通知書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該介護 休業期間変更申出書兼取扱通知書を提出した者に対し、介護休業期間変更申出書兼取扱通知書 (用紙下部記入)を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日(本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、 商工会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。)
 - (2) 申出者について、産前産後休業、育児休業または新たな介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業または新たな介護休業の開始日の前日
- 6 5 (1) の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に商工会議所に その旨を通知しなければならない。

第4章 子の看護休暇

第10条 〔子の看護休暇〕

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(日雇職員を除く)は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、または当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。

この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。

- (1) 入所6か月未満の職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
- 4 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書兼取扱通知書(様式9)を事前に 商工会議所に申出るものとする。
- 5 給与、期末手当、定期昇給及び退職金の計算にあたっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

第5章 介護休暇

第11条 〔介護休暇〕

要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員(日雇職員を除く)は、年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- 2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの介護休暇の申出は拒むことができる。
 - (1)入所6か月未満の職員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
- 4 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書兼取扱通知書を事前に商工会議所に申 出るものとする。
- 5 給与、期末手当、定期昇給及び退職金の計算にあたっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

第6章 所定外労働の制限

第12条 〔育児・介護のための所定外労働の制限〕

3歳に満たない子を養育する職員(日雇職員を除く)が当該子を養育するためまたは、要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

- 2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの所定外労働の制限の申出は 拒むことができる。
 - (1)入所1年未満の職員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限申出書兼取扱通知書(様式8)を商工会議所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、本規則第13条3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

- 4 商工会議所は、所定外労働制限申出書兼取扱通知書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、所定外労働制限申出書兼取扱通知書を提出した者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に商工会議所に所定外労働制限対象児出生届(様式5)を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子の死亡等により申出者が子を養育しないこととなった場合または、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制 限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が3歳に達した場合 当該3歳に達した日
 - (3) 申出者について、産前産後休業、育児休業または介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業または介護休業の開始日の前日
- 8 7 (1) (2) の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、商工 会議所にその旨を通知しなければならない。

第7章 時間外労働の制限

第13条 〔育児・介護のための時間外労働の制限〕

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、または要介護 状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申出た場合には、事業の正常な運 営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間 外労働をさせることはない。

- 2 前項にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。
 - (1) 日雇職員
 - (2) 入所1年未満の職員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限申出書(様式10)を商工会議所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、本規則第12条に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
- 4 商工会議所は、時間外労働制限申出書兼取扱通知書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、時間外労働制限申出書兼取扱通知書を提出した者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に商工会議所に時間外労働制限対象児出生届(様式5)を提出しなければならない。

- 6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子または家族の死亡等により申出者が子を養育または家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - (3) 申出者について、産前産後休業、育児休業または介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業または介護休業の開始日の前日
- 8 7 (1) の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、商工会議所 にその旨を通知しなければならない。

第8章 深夜業の制限

第14条 〔育児・介護のための深夜業の制限〕

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するためまたは要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に労働させることはない。

- 2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限の申出は拒むことができる。
 - (1) 日雇職員
 - (2)入所1年未満の職員
 - (3) 申出に係る子または家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員
 - イ)深夜において就業していない者(1か月について深夜における就業が3日以下の者を 含む。)であること。
 - ロ) 心身の状況が申出に係る子の保育または家族の介護をすることができる者であること。
 - ハ) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。
 - (4) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - (5) 所定労働時間の全部が深夜にある職員
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限申出書兼取扱通知書(様式11)を商工会議所に提出するものとする。
- 4 商工会議所は、深夜業制限申出書兼取扱通知書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、深夜業制限申出書兼取扱通知書を提出した者

(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に商工会議所に深夜業制限対象児出生届(様式5)を提出しなければならない。

- 6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子または家族の死亡等により申出者が子を養育または家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制 限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - (2)制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - (3) 申出者について、産前産後休業、育児休業または介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業または介護休業の開始日の前日
- 8 7 (1) の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、商工会議所 にその旨を通知しなければならない。
- 9 制限期間中の給与については、実労働時間分の基本給と諸手当の全額を支給する。

第9章 所定労働時間の短縮措置等

第15条 [育児短時間勤務]

3歳に満たない子を養育する職員は、申し出ることにより、所定労働時間を、午前9時から午後4時まで(うち休憩時間は、正午から午後1時までの1時間とする。)の6時間とすることができる。

- 2 前項にかかわらず、所定労働時間は本人が希望し商工会議所が認めた場合に短縮または延長することがある。
- 3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの育児短時間勤務の申出は拒むこと ができる。
 - (1) 日雇職員
 - (2) 1日の所定労働時間が6時間以下である職員
 - (3) 労使協定によって除外された次の職員
 - イ)入所1年未満の職員
 - ロ) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 4 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日および短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の 1か月前までに、育児短時間勤務申出書兼取扱通知書(様式3)により商工会議所に申出なければならない。申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定(第3条第2項および第4条第3項を除く。)を準用する。
- 5 本制度の適用を受ける間の給与については、基本給と諸手当を時間換算した額を支給する。
- 6 期末手当については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合において は、短縮した時間に対応する期末手当は支給しない。
- 7 定期昇給及び退職金計算の算定にあたっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をし

ているものとみなす。

第16条 〔介護短時間勤務〕

要介護状態にある家族を介護する職員は、申出ることにより、対象家族1人あたり短時間勤務利用開始から連続する3年間で2回まで、所定労働時間を午前9時から午後4時まで(うち休憩時間は、正午から午後1時までの1時間とする。)の6時間とすることができる。

- 2 前項にかかわらず、本人の希望がある場合、始業終業の時刻および休憩時間は、本人の希望 を聴いた上で商工会議所が個別に決定する。
- 3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の申出は拒むこと ができる。
 - (1) 日雇職員
 - (2) 労使協定によって除外された次の職員
 - イ)入所1年未満の職員
 - ロ) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 4 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日および短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書兼取扱通知書(様式4)により商工会議所に申出なければならない。申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。

その他適用のための手続等については、第7条から第9条までの規定を準用する。

- 5 本制度の適用を受ける間の給与については、基本給と諸手当を時間換算した額を支給する。
- 6 期末手当については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合において は、短縮した時間に対応する期末手当は支給しない。
- 7 定期昇給及び退職金計算の算定にあたっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第10章 育児・介護休業中の取扱い等

第17条 [給与等の取扱い]

育児・介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる諸手当は支給しない。

- 2 期末手当については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、 出勤日数に応じて計算した額を支給する。
- 3 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとするが、復職後の給与は、育児・介護休業前の給与を下回らないものとする。
- 4 退職金の算定にあたっては、育児・介護休業をした期間(日数)は勤続年数に含めないものとする。

ただし、本規定は令和3年4月1日以降に育児・介護休業を取得した者に適用する。

第18条 〔休業期間中の社会保険料の取扱い〕

育児休業により賃金が支払われない月における社会保険の被保険者負担分は社会保険料の免除申請を行い、保険料免除を受けることができるときはそれに従うものとする。

2 商工会議所は介護休業により賃金が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分を

職員に請求するものとし、職員は商工会議所が指定する日までに支払うものとする。

第19条 〔復職後の勤務〕

育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署および職務とする。

2 前項にかかわらず、本人の希望がある場合および組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署および職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の1か月前または介護休業終了予定日の2週間前までに正式に決定し通知する。

第20条 〔年次有給休暇〕

年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

第21条 〔育児休業、介護休業等に関するハラスメントの防止〕

すべての職員は第2章~第9章の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

2 前項の言動を行ったと認められる職員に対しては、商工会議所は厳正に対処する。

第22条 〔法令との関係〕

育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働および深夜業の制限ならびに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附 則

1. 本規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

2. 組 織

A. 会 員(令和3年3月31日現在)

(1) 会 員 数

区 分	年度当初会員数	加入者数	脱 退 者 数	年度末現在会員数
個 人	3 8 7	2 9	2 4	3 9 2
法人	1, 208	1 5	2 6	1, 197
団 体	2 9	0	0	2 9
特別会員	2 6	2	0	2 8
計	1,650	4 6	5 0	1, 646

※令和2年度新入会員数 41社(人)

令和2年度退会会員数 45社(人)

(a) 会費負担別会員数

(4) 五貝	英压 加五頁数								
口数別	130□	100日	90日	70□	65□	5 5 口	50日		
会員数	1	1	3	1	3	0	8		
口数別計	1 3 0	100	270	7 0	1 9 5	0	4 0 0		
4 5 □	40□	3 5 □	3 2 □	30□	25□	23□	20□		
3	6	3 9	1	2	2 8	1	4		
1 3 5	2 4 0	1, 365	3 2	6 0	700	2 3	8 0		
17口	15□	14口	12口	11口	10口	9 П	8 П		
1	9	1	2	3	4 9	1	1 5		
1 7	1 3 5	1 4	2 4	3 3	4 9 0	9	1 2 0		
7 🗆	6 口	5 Д	4 口	3 Д	2 口	1口	合 計		
4	1 2	8 6	3 9	8 2	8 3 1	4 1 0	1, 646		
2 8	7 2	4 3 0	1 5 6	2 4 6	1,662	4 1 0	7, 646		
(b) 選挙	権保有別会員	数							
) 記 光+左口(5 O III	4 C III	4 1 ⊞	2.6 00	റ റ 🖮	2.1 00	9.6 ш		

選挙権別	50票	46票	41票	36票	33票	31票	26票
会員数	1 7	3	6	3 9	1	2	2 7
選挙権数	8 5 0	1 3 8	2 4 6	1, 404	3 3	6 2	7 0 2

24票	21票	18票	16票	15票	13票	12票	11票
1	4	1	9	1	2	3	4 9
2 4	8 4	1 8	1 4 4	1 5	2 6	3 6	5 3 9

10票	9 票	8 票	7 票	6 票	5 票	4 票	3 票
1	1 4	4	1 2	8 4	3 9	8 2	808
1 0	1 2 6	3 2	8 4	5 0 4	1 9 5	3 2 8	2, 424

2 票	合 計		
4 0 9	1, 618		
8 1 8	8, 842		

※注)特別会員については選挙権を有しない。

(2) 部会及び法人・個人別会員数

部 会 •	分 科 会 名	法人会員	個 人 会 員	合 計
商 業 部 会		2 5 2	6 2	3 1 4
	食品商業分科会	7 3	1 6	8 9
	身回品商業分科会	3 1	1 5	4 6
	住宅関連商業分科会	4 8	1 2	6 0
	一般商業分科会	1 0 0	1 9	1 1 9
工 業 部 会		1 2 6	1 3	1 3 9
建設業部会		3 1 4	7 7	3 9 1
理 財 部 会		1 1 6	3 2	1 4 8
サービス業部会		283	169	4 5 2
	料理飲食業分科会	6 9	9 1	1 6 0
	庶 業 分 科 会	2 1 4	7 8	292
運輸車輌部会		1 3 5	3 9	174
合	計	1, 226	3 9 2	1, 618
特別会員		2 7	1	2 8
総	計	1, 253	3 9 3	1, 646

(3)委員会

委員会名	委員数	主 な 審 議 事 項
		本道の総合開発また当地域の都市計画、産業立地条件、中心市街地活性化等
都市振興委員会	16人	の諸問題の研究調査及びその検討と対策にあたる。また当地域の振興、開発に
		関る政策について国・道・市などに対して意見活動を行なう。
		中小企業の経営全般、雇用問題、従業員等の技術及び技能の向上など中小企
中小企業委員会	16人	業振興について、また、地域と企業の情報化支援などの検討とその対策にあた
		る。
大泽知业禾具人	1.0.1	当地域の道路、運輸及び交通体系の整備並びに市内観光、広域的観光及び物
交通観光委員会	16人	産振興等の諸問題の研究調査及び検討と対策にあたる。
码效应水 季早入	1 F I	国税、地方税等の税制及び雇用労働環境問題についてその検討と対策にあた
税務労政委員会	15人	る。
纵势丢足人	101	本商工会議所会員の拡大、その他本商工会議所の運営に関して必要な諸問
総務委員会	13人	題、表彰及び他の委員会に属さない事項等の検討と対策にあたる。
経済センター	I	正巳(欠次といり)の実労笠田に関わて批明時の投針し、特徴によるフ
運営特別委員会	15人	所屋(経済センター)の運営管理に関する諸問題の検討と対策にあたる。
姉妹友好都市	13人	国内外の姉妹都市友好都市との経済交流及び親善交流活動についての調査研
経済交流委員会	13人	究及び審議にあたる。

B. 特定商工業者数(令和3年3月31日現在)

特定商工業者数は次のとおりである。

区	\triangle	特定商工業者数		内	訳
	分	付足的工 术 有数	会	員 数	非会員数
個	人	6 1		3 2	2 9 (2)
法	人	1, 821		1, 162	6 5 9 (221)
	計	1, 882		1, 194	6 8 8 (223)

() 内は負担金を納入している非会員数。

C. 役 員(令和3年3月31日現在)

区 分	定数	実 数	備考
会頭	1人	1人	
副会頭	3人	3人	
専 務 理 事	1人	1人	
常 議 員	26人	26人	
監事	3人	3人	
理事	2人	2人	
計	36人	36人	

役 名	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の種類・業種
会 頭	舛 川 誠	北見通運株式会社代表取締役社長	通 運 業
副会頭	戸田龍一	株式会社サン園芸代表取締役社長	種苗・肥料卸売業
IJ	金 田 充 郎	北見信用金庫理事長	金 融 業
JJ	河合昭徳	ネッツトヨタ北見株式会社代表取締役会長	自動車小売業
専務理事	渡邊伸一	北見商工会議所	
常議員	荒井勉	株式会社勉強屋本部代表取締役	衣 類 品 小 売 業
IJ	五十嵐 龍	五十嵐建設株式会社代表取締役	建 設 業
JJ	大川 正勝	株式会社ほくべい代表取締役社長	米穀・食料品卸売業
JJ	近 江 強	株式会社セクト代表取締役	不 動 産 業
IJ	小 原 誠	北洋建設株式会社代表取締役	建 設 業
JJ	海田有一	株式会社海田鋼材代表取締役社長	鋼 材 卸 売 業
JJ	桑 島 定 子	株式会社東亜リサーチ代表取締役会長	情報サービス業
IJ	小 泉 勝 裕	北見管工事事業協同組合代表理事	協 同 組 合
IJ	小 柳 亨 信	株式会社小柳中央堂代表取締役	事務機卸売業
IJ	坂 井 浩	株式会社坂井印刷代表取締役社長	印 刷 業
IJ	坂 口 政 義	株式会社坂口精肉店代表取締役社長	精 肉 卸 売 業
IJ	阪 田 裕	阪田労務管理事務所所長	社会保険労務士業

1/4 =1/4 ⊟	\		
常議員	主藤隆臣	株式会社北見メッセ代表取締役	不動産賃貸業
"	堂 田 佳 裕	堂田車輌工業株式会社代表取締役社長	車 輌 整 備 業
IJ	永 田 正 記	永田製飴株式会社取締役会長	菓 子 製 造 業
"	永 田 裕 一	株式会社北見薄荷通商代表取締役	食品等製造卸売業
IJ	中村寿志	株式会社菓子處大丸代表取締役社長	菓子製造小売業
IJ	中村雅俊	株式会社中村陶苑代表取締役	陶 器 小 売 業
IJ	長谷川 豊	株式会社長谷川建材取締役相談役	建築資材卸売業
IJ	久 島 和 俊	北成建設株式会社代表取締役社長	建 設 業
IJ	前 田 康 仁	北一食品株式会社代表取締役	食 品 卸 売 業
IJ	松原英行	有限会社松原新聞販売店取締役社長	新 聞 小 売 業
IJ	村 井 泰 彦	村井小泉建設株式会社代表取締役相談役	建設業
IJ	山 腰 俊 司	株式会社山腰測量設計事務所代表取締役社長	測量設計業
IJ	渡辺和勇	北見冷蔵株式会社代表取締役社長	食品卸小売業
IJ	渡 部 徳 章	有限会社小柳仏壇店代表取締役社長	仏壇仏具小売業
監 事	小 澤 實之郎	大槻理化学株式会社代表取締役会長	理化学機器卸売業
IJ	黒 部 哲 哉	株式会社ホテル黒部代表取締役	ホテル業
IJ	西田篤史	税理士法人西田会計事務所代表社員	税 理 士 業
理 事	因 芳 広	北見商工会議所参与	
IJ	服部浩司	北見商工会議所事務局長	

D. 議 員(令和3年3月31日現在)

区	分	定	数	実	数	備	考
1 号	議員		41 人		41 人		
2 号	議員		27 人		27 人		
3 号	議員		12 人		12 人		
<u>=</u>	+		80 人		80 人		

氏	名	<u></u>	企業の名称及び企業上の地位	1	企業の	の種類	• 業種	重
(1	号議員	į)						
天卢	勺 健	吾	株式会社天内工務店代表取締役社長	建		設		業
飯日	Ħ	守	株式会社飯田葬儀社代表取締役	葬	儀	葬	祭	業
稲木	寸 秀	_	稲村電設工事株式会社代表取締役社長	電	気	工	事	業
今 川	秀	樹	株式会社ミズノ硝子建材常務取締役	建	材	卸小	売	業
岡木	寸 金	司	岡村建設株式会社代表取締役	建		設		業
海日	日 有	_	株式会社海田鋼材代表取締役社長	鋼	材	卸	売	業
亀 扌	‡	滋	北見石灰工業株式会社代表取締役社長	石	灰	製	造	業
鴨	下 辰	哉	北辰土建株式会社代表取締役社長	建		設		業
京均	冢 啓	司	有限会社マークス代表取締役	自	動	車 小	売	業

倉	本	宏	株式会社倉本鉄工所代表取締役会長	鉄	工 業
後	藤	康 男	株式会社北見薬剤師会ミント調剤薬局副薬局長	調	剤 薬 局
小	柳	亨 信	株式会社小柳中央堂代表取締役	事	務機 卸売業
紺	野	賢太郎	有限会社サンケイプリント社代表取締役常務	印	刷業
斉	藤	由 弘	株式会社サンユニフォーム代表取締役	衣	料品小壳業
嵯	峨	孝 一	水元建設株式会社代表取締役	建	設業
坂	井	浩	株式会社坂井印刷代表取締役社長	印	刷業
阪	田	裕	阪田労務管理事務所所長	社	会保険労務士業
佐	マ木	敏 行	河西建設株式会社相談役	舗	装 工 事 業
佐	マ木	雄一	大幸建設株式会社代表取締役社長	建	設業
佐	藤	慎 也	株式会社北進商会代表取締役	建	築資材卸売業
佐	藤	貴 彦	北見木工協同組合副理事長	協	同 組 合
佐	藤	洋 二	北見地区電気工事業協同組合北見支部支部長	協	同 組 合
篠	原	肇	株式会社道東アークス代表取締役社長	食	品 小 売 業
杉	田	英 寿	有限会社杉商代表取締役	飲	食業
田	尾	航 太	株式会社東部第一代表取締役社長	石	油製品卸売業
高	嶋	良樹	アクサ生命保険株式会社北見営業所営業所長	保	険 業
高	橋	廣 志	鐘ヶ江建設株式会社代表取締役	建	設業
田	巻	順子	株式会社田巻美石園代表取締役社長	花	卉 小 売 業
千	葉	秀俊	光化成株式会社代表取締役	化	学製品卸売業
堂	田	佳 裕	堂田車輌工業株式会社代表取締役社長	車	輌 整 備 業
中	神	拓	株式会社中神土木設計事務所代表取締役	建	設業
中	Ш	勝一	株式会社エヌ・ケー建築設計室代表取締役社長	建	築 設 計 業
永	田	裕一	株式会社北見薄荷通商代表取締役	食	品等製造卸売業
中	村	雅俊	株式会社中村陶苑代表取締役	陶	器小売業
成	中	徳 一	株式会社東洋リネンサプライ代表取締役	ク	リーニング業
西		嘉 隆	株式会社マルニ西木材店代表取締役社長	製	材 製 造 業
船	橋	賢 二	船橋西川建設株式会社取締役会長	建	設業
松	井	順仁	株式会社ワカバ堂代表取締役専務	看	板 請 負 業
松	原	英 行	有限会社松原新聞販売店取締役社長	新	聞小売業
弓	Щ	充 康	株式会社日専連ニックコーポレーション代表取締役社長	信	販・貸金業
渡	部	徳 章	有限会社小柳仏壇店代表取締役社長	仏	壇仏具小売業

氏 名	企業の名称及び企業上の地位		選	出音	『 会	
(2号議員)						
安 部 彰 人	北見情報技術株式会社代表取締役	サ	ービ	ス	業部	会
荒井勉	株式会社勉強屋本部代表取締役	商	業		部	会
五十嵐 龍	五十嵐建設株式会社代表取締役	建	設	業	部	会
近 江 強	株式会社セクト代表取締役	理	財		部	会
小 原 誠	北洋建設株式会社代表取締役	建	設	業	部	会

柏尾典秀	学校法人栗原学園理事長	サー	ビス	業部	会
河 合 昭 徳	ネッツトヨタ北見株式会社代表取締役会長	運輸	車 輌	部	会
桑島定子	株式会社東亜リサーチ代表取締役会長	サー	ビス	業 部	会
小泉勝裕	北見管工事事業協同組合代表理事	建設	業	部	会
坂 口 政 義	株式会社坂口精肉店代表取締役社長	商	業	部	会
主藤隆臣	株式会社北見メッセ代表取締役	理	財	部	会
主 藤 雅 裕	株式会社安全代表取締役	運輸	車 輌	部	会
鈴 木 誠	株式会社北海道銀行北見支店執行役員北見支店長	理	財	部	会
戸田龍一	株式会社サン園芸代表取締役社長	商	業	部	会
永 田 正 記	永田製飴株式会社取締役会長	工	業	部	숲
中 村 寿 志	株式会社菓子處大丸代表取締役社長	工	業	部	숲
長谷川 豊	株式会社長谷川建材取締役相談役	商	業	部	会
原谷真人	北見石油販売株式会社代表取締役	商	業	部	会
久 島 和 俊	北成建設株式会社代表取締役社長	建設	業	部	会
平 木 郁 夫	北見日産自動車株式会社代表取締役社長	運輸	車 輌	部	会
福 地 博 行	株式会社福地工業代表取締役社長	工	業	部	会
前 田 康 仁	北一食品株式会社代表取締役	サー	ビス	業 部	会
宮 武 亨 丞	株式会社メンティス代表取締役	サー	ビス	業 部	会
村 井 泰 彦	村井小泉建設株式会社代表取締役相談役	建設	業	部	会
山 腰 俊 司	株式会社山腰測量設計事務所代表取締役社長	建設	業	部	会
渡辺和勇	北見冷蔵株式会社代表取締役社長	商	業	部	会
渡辺裕之	北見観光開発株式会社代表取締役	サー	ビス	業部	会

氏 名	企業の名称及び企業上の地位	介	·業の	種類	• 業和	重
(3号議員)				1277	<i>></i> 1 < 1.	
石輪信幸	株式会社北洋銀行北見中央支店執行役員支店長	金		融		業
宇野直行	株式会社マルキタ代表取締役社長	卸	売		市	場
大川正勝	株式会社ほくべい代表取締役社長	米東	殳・食	ミ料 占	· 品卸引	き業
金田充郎	北見信用金庫理事長	金		融		業
北本満	北海道ガス株式会社北見支店北見支店長	ガ		ス		業
秦泉寺 敦	北海道糖業株式会社北見製糖所常務執行役員北見製糖所長	食	品	製	造	業
菅 原 吉 隆	北海道電力ネットワーク株式会社北見支店北見支店長	電		気		業
中 川 敦 司	住友生命保険相互会社北見支社北見支社長	保		険		業
西永和明	東日本電信電話株式会社北海道東支店北見営業支店営業支店長	情	報	通	信	業
長谷川幹	協同組合日専連北見代表理事	協	同		組	合
福村泰司	北海道北見バス株式会社代表取締役社長	旅	客	運	送	業
舛 川 誠	北見通運株式会社代表取締役社長	通		運		業

議員の職務を行う者の変更

(1) 令和2年4月1日付けで、株式会社中神土木設計事務所より酒井士登美氏を中神拓氏に変更の届出

があった。

- (2) 令和2年4月10日付けで、水元建設株式会社より佐々木幸二氏を嵯峨孝一氏に変更の届出があった。
- (3) 令和2年6月12日付けで、北海道糖業株式会社北見製糖所より林浩一氏を秦泉寺敦氏に変更の届 出があった。
- (4) 令和2年11月10日付けで、北海道北見バス株式会社より山村敏之氏を福村泰司氏に変更の届出があった。

E. 部会長等(令和3年3月31日現在)

(1) 商業部会

役	ť		名	E	E	4	Š	企業の名称及び企業上の地位	企業の種類
部	:	会	長	海	田	有	_	株式会社海田鋼材代表取締役社長	鋼 材 卸
副	部	会	長	大	Ш	正	勝	株式会社ほくべい代表取締役社長	米穀・食料品卸売
		<i>))</i>		荒	井		勉	株式会社勉強屋本部代表取締役	衣 料 品 小 売
		<i>))</i>		佐	藤	慎	也	株式会社北進商会代表取締役	建築資材卸売
		<i>))</i>		渡	部	徳	章	有限会社小柳仏壇店代表取締役社長	宗教用具小売
食品	品商業	分科	会 長	大	Ш	正	勝	株式会社ほくべい代表取締役社長	米穀・食料品卸売
	IJ	副分和	斗会長	篠	原		肇	株式会社道東アークス代表取締役社長	食料品小売
	IJ	,	<i>!!</i>	宇	野	直	行	株式会社マルキタ代表取締役社長	卸 売 市 場
身匠	可品商:	業分科	·会長	荒	井		勉	株式会社勉強屋本部代表取締役	衣 料 品 小 売
	IJ	副分和	斗会長	斉	藤	由	弘	株式会社サンユニフォーム代表取締役	衣 料 品 小 売
	<i>II</i>	,	<i>!!</i>	Щ	本	智	司	やまもと店長	衣 料 品 小 売
住宅	E 関連商	育業分科	斗会長	佐	藤	慎	也	株式会社北進商会代表取締役	建築資材卸売
	IJ	副分和	斗会長	中	村	雅	俊	株式会社中村陶苑代表取締役	陶 器 小 売
	<i>II</i>	,	<i>!!</i>	今	Ш	秀	樹	株式会社ミズノ硝子建材常務取締役	建材卸小売
— 舟	改商業	分科	会 長	渡	部	徳	章	有限会社小柳仏壇店代表取締役社長	宗教用具小売
	IJ	副分和	斗会長	原	谷	真	人	北見石油販売株式会社代表取締役	石油製品卸
	<i>II</i>		IJ	小	柳	亨	信	株式会社小柳中央堂代表取締役	事務用機械器具卸

(食品商業分科会常任委員)

(制飯坂商店、㈱KACHIFUKU、北見小売酒販組合、北見冷蔵㈱、㈱コージ、小西畜肉㈱、㈱坂口精肉店生活協同組合コープさっぽろ、㈱ダックショップたかはし、制西田商店、㈱松浦水産、丸徳園北見店

(身回品商業分科会常任委員)

植松呉服店、㈱小畑時計店、㈱カイダ、㈱こにし、こばた屋時計店、㈱つじ、㈱仲屋、셰ニューおだ、㈱ブリックシオタ、셰メガネのオバタ、ムラセ時計店、ヨシヤ・셰石川洋品店、㈱玉屋眼鏡院、ブルームスピリッツ

(住宅関連商業分科会常任委員)

イト電商事㈱北見支店、旭陽電機㈱北見支社、㈱近藤銘木店、㈱たつみ商事、㈱長谷川建材、長谷川産業㈱ 北見店、㈱ホームセンター坂本、㈱山下金物店、㈱マルミチ

(一般商業分科会常任委員)

アストモスリテイリング㈱、イオン北海道㈱イオン北見店、石崎石油㈱、㈱オホーツク大地、北日本事務機㈱、 協北見綜合卸センター、㈱ササキ種苗、㈱サン園芸、㈱太陽商会、大協商事㈱、㈱田巻美石園、㈱東部第一 ㈱まちづくり北見、㈱ヤマヨシ、㈱リヨーユウ石油

(2) 工業部会

役	т. X		名	E	氏 名		Ż	企業の名称及び企業上の地位		企業0)種類	
部		会	長	中	村	寿	志	株式会社菓子處大丸代表取締役社長	菓	子	製	造
副	部	会	長	亀	井		滋	北見石灰工業株式会社代表取締役社長	石	灰	製	造
		"		永	田	裕		株式会社北見薄荷通商代表取締役	薄	荷 製	品 製	造
		"		西		嘉	隆	株式会社マルニ西木材店代表取締役社長	製			材

(常任委員)

大澤水産㈱、北見第一木材㈱、北見プレス㈱、北見木工協同組合、京セラ㈱北海道北見工場、㈱倉本鉄工所、 ㈱グリーンズ北見、㈱坂井印刷、㈱坂野電機工業所、㈱佐藤建具、㈱三永技研工業、셰サンケイプリント社、 ㈱ツムラ、셰ティンカーベル、東興建材㈱、永田製飴㈱、㈱中橋建装、셰日日ベーカリー、㈱林鉄工、光化成 ㈱、㈱北樹、㈱北信、北海教材木工㈱、北海道ガス㈱北見支店、北海道電力ネットワーク㈱北見支店、ほくで んサービス㈱北見支店、北海道糖業㈱北見製糖所、緑ヶ丘木工㈱、㈱安田鉄工所

(3) 建設業部会

役		名	且		彳	3	企業の名称及び企業上の地位		企業の	つ種類	
部	会	長	五十	一嵐		龍	五十嵐建設株式会社代表取締役	建			設
副	部 会	長	佐々	木	敏	行	河西建設株式会社相談役	舗	装	工	事
	IJ		Щ	腰	俊	司	株式会社山腰測量設計事務所代表取締役社長	測	量	設	計
	IJ		佐	藤	洋	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	北見地区電気工事業協同組合北見支部支部長	協	司	組	合
	IJ		松	井	順	仁	株式会社ワカバ堂代表取締役専務	看			板
	IJ		小	原		誠	北洋建設株式会社代表取締役	建			設
	IJ		小	泉	勝	裕	北見管工事事業協同組合代表理事	協	司	組	合
	IJ		岡	村	金	討	岡村建設株式会社代表取締役	建			設
	IJ		鴨	下	辰	哉	北辰土建株式会社代表取締役社長	建			設

(常任委員)

(相阿部板金工業、天内工業㈱、㈱天内工務店、イガリ建設㈱、㈱イワサキ、稲村電設工事㈱、エスケー電気㈱、 ㈱エヌ・ケー建築設計室、鐘ヶ江建設㈱、小西工業㈱、㈱ゴダイ、예左官金澤組、桜井暖房工業㈱、 ㈱三共後藤建設、旬サンテック、㈱ダイイチ、大幸建設㈱、㈱大設工業、大地建設㈱、塚原ガラス工業㈱、 ㈱電化堂、㈱時枝工業、㈱中神土木設計事務所、ナベシマ工業㈱、日建片桐リース㈱北見営業所、㈱日新産業、 船橋西川建設㈱、㈱舟山組、㈱ホクカイ、㈱北辰工業、旬北進塗装工業、北海設計㈱北見支店、 ㈱北海道建設新聞社北見支社、北成建設㈱、㈱松浦板金工業所、松本道路㈱、水元建設㈱、村井小泉建設㈱、 陽気堂クリエート工業㈱、㈱吉崎工業所

(4) 理財部会

役		名	E	氏 名		Z	企業の名称及び企業上の地位		企業の種類			
部	会	長	石	輪	信	幸	株式会社北洋銀行北見中央支店執行役員支店長	銀			行	
副	部 会	長	鈴	木		誠	株式会社北海道銀行北見支店執行役員	銀			行	
							北見支店長					
	IJ		中	Ш	敦	司	住友生命保険相互会社北見支社北見支社長	生	命	保	険	
	IJ		近	江		強	株式会社セクト代表取締役	不	重	h	産	
	IJ		阪	田		裕	阪田労務管理事務所所長	社会	会保険	食労務	务士	

(常任委員)

アクサ生命保険㈱北見営業所、網走信用金庫北見支店、エヌシーきたみ、遠軽信用金庫北見支店、北見信用金庫、㈱北見メッセ、共栄火災海上保険㈱北見支社、三光サービス㈱、北洋証券㈱北見支店、損害保険ジャパン日本興亜㈱東北海道支店北見支社、税理士法人中央総合会計北見、東京海上日動火災保険㈱北見支社、税理士法人西田会計事務所、協同組合日専連北見、㈱日専連ニックコーポレーション、㈱日本政策金融公庫北見支店、街ハウスポート、富国生命保険(相)北見支社、(公社)北海道宅地建物取引業協会北見支部

(5) サービス業部会

衫	L Z		名	E	£	彳	Š	企業の名称及び企業上の地位	í	2業の	の種類	須
部		会	長	安	部	彰	人	北見情報技術株式会社代表取締役	情報	报 ·	ソフ	7
											ウュ	cア
副	3	部 会	長	杉	田	英	寿	有限会社杉商代表取締役	飲			食
		IJ		柏	尾	典	秀	学校法人栗原学園理事長	学	校	法	人
観光	と・1	飲食業分和	科会長	杉	田	英	寿	有限会社杉商代表取締役	飲			食
	IJ	副分和	斗会長	大	石	祐	司	株式会社オホーツクビール取締役支配人	飲			食
	IJ	"		渡	辺	裕	之	北見観光開発株式会社代表取締役	ホ	2	テ	ル
	IJ	"		小	池	康	幸	北海道社交飲食生活衛生同業組合北見支部長	団			体
庶	業	分 科	会 長	柏	尾	典	秀	学校法人栗原学園理事長	学	校	法	人
	IJ	副分和	斗会長	飯	田		守	株式会社飯田葬儀社代表取締役	葬	儀	葬	祭
	IJ	"		後	藤	康	男	株式会社北見薬剤師会ミント調剤薬局副薬局長	調	剤	薬	局
	IJ	"		西	永	和	明	東日本電信電話株式会社北海道東支店	通			信
								北見営業支店営業支店長				
	IJ	IJ		힘	武	亨	丞	株式会社メンティス代表取締役	清			掃

(観光・飲食業分科会常任委員)

㈱アルカス、うどん処水心、エイトビル組合、北一食品㈱、㈱北見都市施設管理公社、㈱近畿日本ツーリスト 北海道北見支店、スナック鈴蘭、(一社)日本バーテンダー協会オホーツク本部北見支部、㈱日本旅行北海道北 見支店、ヒルズバー、㈱ホテル黒部

(庶業分科会常任委員)

(株) (一社) ポリスピック北見支店、(株) 伊谷商事、インター警備保障(制)、大槻理化学(株)、オホーツク美装興業(株)、(一社) 北見市観光協会、(株)北見コンピューター・ビジネス、特定非営利活動法人北見文化連盟、札幌テレビ放送(株) 見放送局、(株) 北日本広告社北見支社、三栄紙料(株)、(株) 三和システムサービス、(株) に書鳩、(株) 東京商工リサーチ北見支店、東京美装北海道(株) 北見支店、(株) ドコモ C S 北海道北見支店、ヘアーサロン久保、(株) 北海道新聞社北見支社、(一財) 北海道電気保安協会北見支部、(有) 無夢、(有) 松原新聞販売店、(株) 目黒新聞店

(6) 運輸車輌部会

役		名	氏		名		企業の名称及び企業上の地位	企業の種類
部	会	長	主	藤	雅	裕	株式会社安全代表取締役	自動車硝子販売
副	部 会	長	京	塚	啓	司	有限会社マークス代表取締役	自動車販売
	IJ		堂	田	佳	裕	堂田車輌工業株式会社代表取締役社長	自動車車体製造
	IJ		亚	木	郁	夫	北見日産自動車株式会社代表取締役社長	自動車販売
	IJ		福	村	泰	司	北海道北見バス株式会社代表取締役社長	旅客運送

(常任委員)

旭川トヨタ自動車㈱北見店、㈱きたみ観光バス、北見コウベ電池㈱、北見個人タクシー(協組)、北見三星運輸㈱、北見通運㈱、北見北交ハイヤー㈱、㈱シュテルン北見メルセデス・ベンツ北見、㈱石北、侑高橋総合車輌、㈱富田通商、トヨタカローラ北見㈱、㈱トヨタレンタリース北見、(一社)日本自動車販売協会連合会北見支部、日本通運㈱北見支店、日本航空㈱北見支店、ネッツトヨタ北見㈱、東北海道いすゞ自動車㈱北見支店、東北海道日野自動車㈱北見支店、㈱ホンダ販売北見、松田部品㈱北見支店、UDトラックス道東㈱北見支店

F. 委員長等(令和3年3月31日現在)

都市振興委員会(16名)

役 名	氏 名	企業の名称及び企業上の地位
委員長	山 腰 俊 司	株式会社山腰測量設計事務所代表取締役社長
副委員長	中村寿志	株式会社菓子處大丸代表取締役社長
委員	石 輪 信 幸	株式会社北洋銀行北見中央支店執行役員支店長
"	近 江 強	株式会社セクト代表取締役
"	小 原 誠	北洋建設株式会社代表取締役
"	北 本 満	北海道ガス株式会社北見支店北見支店長
IJ	小泉勝裕	北見管工事事業協同組合代表理事

委 員	佐 藤 慎 也	株式会社北進商会代表取締役	
"	佐藤洋二	北見地区電気工事業協同組合北見支部支部長	
ı,	鈴 木 誠	株式会社北海道銀行北見支店執行役員北見支店長	
"	菅 原 吉 隆	北海道電力ネットワーク株式会社北見支店北見支店長	
ı,	高橋廣志	鐘ヶ江建設株式会社代表取締役	
ı,	中神拓	株式会社中神土木設計事務所代表取締役	
"	中 川 敦 司	住友生命保険相互会社北見支社北見支社長	
ı,	中 川 勝 一	株式会社エヌ・ケー建築設計室代表取締役社長	
IJ.	久 島 和 俊	北成建設株式会社代表取締役社長	

中小企業委員会(16名)

I J LLAGRA (104)						
役 名	氏		名	1	企業の名称及び企業上の地位	
委員長	坂	П	政	義	株式会社坂口精肉店代表取締役社長	
副委員長	渡	部	徳	章	有限会社小柳仏壇店代表取締役社長	
委 員	飯	田		守	株式会社飯田葬儀社代表取締役	
"	今	Ш	秀	樹	株式会社ミズノ硝子建材常務取締役	
"	海	田	有	_	株式会社海田鋼材代表取締役社長	
"	倉	本		宏	株式会社倉本鉄工所代表取締役会長	
"	小	柳	亨	信	株式会社小柳中央堂代表取締役	
"	佐	藤	貴	彦	北見木工協同組合副理事長	
"	高	嶋	良	樹	アクサ生命保険株式会社北見営業所営業所長	
"	千	葉	秀	俊	光化成株式会社代表取締役	
"	堂	田	佳	裕	堂田車輌工業株式会社代表取締役社長	
"	中	村	雅	俊	株式会社中村陶苑代表取締役	
"	成	中	徳		株式会社東洋リネンサプライ代表取締役	
"	西		嘉	隆	株式会社マルニ西木材店代表取締役社長	
"	松	井	順	仁	株式会社ワカバ堂代表取締役専務	
IJ	弓	Щ	充	康	株式会社日専連ニックコーポレーション代表取締役社長	

交通観光委員会(16名)

役 名	氏 名	企業の名称及び企業上の地位
委員長	坂 井 浩	株式会社坂井印刷代表取締役社長
副委員長	五十嵐 龍	五十嵐建設株式会社代表取締役
委 員	安 部 彰 人	北見情報技術株式会社代表取締役
"	天 内 健 吾	株式会社天内工務店代表取締役社長
"	稲 村 秀 一	稲村電設工事株式会社代表取締役社長
"	宇 野 直 行	株式会社マルキタ代表取締役社長
"	鴨下辰哉	北辰土建株式会社代表取締役社長

委 員	京塚啓司有限会	土マークス代表取締役
"	斉藤由弘 株式会	生サンユニフォーム代表取締役
"	佐々木 敏 行 河西建	投株式会社相談役
"	杉 田 英 寿 有限会	土杉商代表取締役
"	永 田 裕 一 北見薄	尚通商株式会社代表取締役
"	平 木 郁 夫 北見日	崔自動車株式会社代表取締役社長
"	福 地 博 行 株式会	土福地工業代表取締役社長
"	福村泰司 北海道	比見バス株式会社取締役社長
"	渡辺裕之北見観	光開発株式会社代表取締役

税務労政委員会(15名)

加加力权支持	- (= - P/	
役 名	氏 名	企業の名称及び企業上の地位
委員長	主藤隆臣	株式会社北見メッセ代表取締役
副委員長	柏 尾 典 秀	学校法人栗原学園理事長
委 員	荒井勉	株式会社勉強屋本部代表取締役
"	岡村金司	岡村建設株式会社代表取締役
"	亀 井 滋	北見石灰工業株式会社代表取締役社長
"	桑島定子	株式会社東亜リサーチ代表取締役会長
"	紺 野 賢太郎	有限会社サンケイプリント社代表取締役常務
"	佐々木 雄 一	大幸建設株式会社代表取締役社長
"	篠原肇	株式会社道東アークス代表取締役社長
"	秦泉寺 敦	北海道糖業株式会社北見製糖所常務執行役員北見製糖所長
<i>II</i>	田尾航太	株式会社東部第一代表取締役社長
"	西永和明	東日本電信電話株式会社北海道東支店北見営業支店営業支店長
<i>II</i>	長谷川 豊	株式会社長谷川建材取締役相談役
"	原谷真人	北見石油販売株式会社代表取締役
IJ	宮 武 亨 丞	株式会社メンティス代表取締役

総務委員会(13名)

心切女只云(心切安貞云(104/					
役 名	氏 名	企業の名称及び企業上の地位				
委員長	阪 田 裕	阪田労務管理事務所所長				
副委員長	主 藤 雅 裕	株式会社安全代表取締役				
委 員	大 川 正 勝	株式会社ほくべい代表取締役社長				
IJ.	後 藤 康 男	株式会社北見薬剤師会ミント調剤薬局副薬局長				
IJ.	嵯 峨 孝 一	水元建設株式会社代表取締役				
JJ	田 巻 順 子	株式会社田巻美石園代表取締役社長				
JJ	永 田 正 記	永田製飴株式会社取締役会長				
"	長谷川 幹	協同組合日専連北見代表理事				

委 員	船 橋 賢 二	船橋西川建設株式会社取締役会長
"	前 田 康 仁	北一食品株式会社代表取締役
"	松原英行	有限会社松原新聞販売店取締役社長
"	村 井 泰 彦	村井小泉建設株式会社代表取締役相談役
"	渡辺和勇	北見冷蔵株式会社代表取締役社長

経済センター運営特別委員会

委員長中村雅俊副委員長亀井滋

委 員 石輪信幸 稲村秀一 今川秀樹 宇野直行

嵯峨孝一 佐々木雄一 佐藤貴彦 田尾航太

高橋廣志 中川敦司 長谷川 幹 弓山充康

渡辺裕之

姉妹友好都市経済交流委員会

委員長 荒井 勉副委員長 永田裕一

委員安部彰人飯田 守近江 強 岡村金司

斉藤由弘 佐藤慎也 田巻順子 千葉秀俊

中川勝一松井順仁宮武亨丞

小規模事業者経営改善資金審査委員会

委員長 戸田龍一

委 員 坂口政義 石輪信幸 渡邊伸一 服部浩司

経営安定特別相談室

商工調停士 戸田龍一 相談員(弁護士) 伊藤昌博

G. 顧 問(令和3年3月31日現在)

	H	1	名	7	役職
ì	Ŀ		直	孝	北見市長
凊	1	橋	克	博	北見市議会議長
疗	<	田	正	記	北見商工会議所前会頭

H. 名誉議員(令和3年3月31日現在)

氏	名	役職
亀井	益	北見商工会議所元常議員
久 原	幸雄	北見商工会議所元常議員
鈴木	重 義	北見商工会議所元常議員
河 合	昭 司	北見商工会議所元常議員
渡辺	主 税	北見商工会議所元常議員
田尾	忠 正	北見商工会議所元常議員
飯 田	安 蔵	北見商工会議所元常議員
加藤	農夫也	北見商工会議所元常議員
小 柳	直久	北見商工会議所元常議員
五十嵐	力	北見商工会議所元常議員
成中	健 二	北見商工会議所元常議員
佐 藤	艮一	北見商工会議所元監事
藤井	紀一	北見商工会議所元常議員
辻	好 治	北見商工会議所前副会頭
岡 村	叶 夫	北見商工会議所前常議員
佐々木	護	北見商工会議所前常議員
田巻	秀 隆	北見商工会議所前常議員
真 柳	正 裕	北見商工会議所前常議員

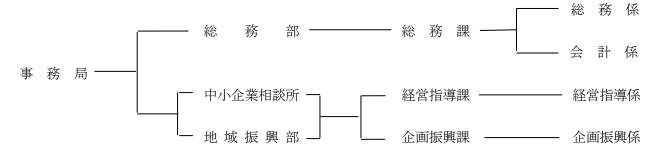
3. 選挙および選任

A. 役 員

(1) 令和2年度は役員の選任は行われなかった。

4. 事務局(令和3年3月31日現在)

A. 事務局の機構



B. 事務局の所掌事務

課名		所 掌 事 務
	(1)	定款その他諸規則に関すること。
総務	' '	機密並びに秘書事務に関すること。
		人事に関すること。
		八争に関すること。 印章の保管に関すること。
		議員選挙に関すること。
		では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
	' '	議員総会及び常議員会に関すること。
		三役会議に関すること。
	' '	文書の収受、発送及び整理に関すること。
		叙勲及び表彰等に関すること。
		儀礼に関すること。
		官公署ならびに関係団体との連絡に関すること。
	' '	事業その他諸報告ならびに諸記録の作成、保存に関すること。
		会員の募集、加入及び脱退に関すること。
	' '	会費の調整に関すること。
		会員台帳の作成ならびに管理運用に関すること。
		特定商工業者法定台帳の作成、管理および運用に関すること。
		会員名簿、特定商工業者名簿の作成に関すること。
		その他会員及び特定商工業者に関すること。
		共済制度の運用に関すること。
	(21)	職員の福利厚生に関すること。
	(22)	経費の収支予算及び決算に関すること。
	(23)	現金、預金及び有価証券の出納保管に関すること。
	(24)	会費、負担金諸料金及びその他の収納に関すること。
	(25)	諸給与の計算及び支払に関すること。
	(26)	財産目録ならびに貸借対照表の作成に関すること。
	(27)	会計帳簿の整理及び保管に関すること。
	(28)	関係各団体の経理に関すること。
	(29)	物品の出納、保管ならびに処分に関すること。
	(30)	その他経理に関すること。
	(31)	経済センターの運営に関すること。
	(32)	会場の貸与ならびに内外の整備清掃に関すること。
	(33)	財産の管理、運用及び営繕に関すること。
	(34)	非常措置及び災害予防措置に関すること。
	(35)	各課の連絡調整に関すること。
	(36)	他課に属さない事項に関すること。

企画振興

- (1) 産業経済に関する建議ならびに行政庁の諮問に対する調査、立案に関すること。
- (2) 地域経済の発展を図るための諸施策の企画、立案推進に関すること。
- (3) 陳情、要望及び答申に関すること。
- (4) 商工業に関する証明、鑑定に関すること。
- (5) 商事取引の紛議についての斡旋、調停及び仲裁に関すること。
- (6) 商工業及び商事取引に関する紹介、仲介斡旋に関すること。
- (7) 商工業に関する市場調査、信用調査に関すること。
- (8) 商工業に関する講演会講習会等の開催及び斡旋に関すること。
- (9) 博覧会、展示会、見本市等の開催及び斡旋に関すること。
- (10) 観光事業の振興に関すること。
- (11) 知的財産権に関すること。
- (12) 輸出品の原産地証明及び貿易に関すること。
- (13) 商工業についての技術の改善及び事務能率の増進に関すること。
- (14) 商工業に関連する技術及び技能の普及、検定に関すること。
- (15) 交通、運輸、通信の改善に関すること。
- (16) 外郭団体の指導育成ならびにその業務に関すること。
- (17) 商工業関係組合等業界団体の指導育成ならびに業務連携に関すること。
- (18) 労働・雇用対策に関すること。
- (19) 部会及び委員会に関すること。
- (20) 消費流通対策に関すること。
- (21) 産業経済に関する統計、調査、研究に関すること。
- (22) 物価、賃金、消費、市場、景況、金融等経済状況の調査に関すること。
- (23) その他調査に関すること。
- (24) 広報に関すること。
- (25) 図書及び資料の収集、整理保管に関すること。
- (26) 統計資料の編纂及び刊行に関すること。
- (27) 社会一般の福祉の増進に関すること。
- (28) 行政庁から委託を受けた事務に関すること。

経営指導

本商工会議所地区内おける中小企業とくに小規模事業の経営及び技術の改善発達を図るための諸事業を行なうものとし、その業務の内容については、別に定める『北見商工会議所中小企業相談所設置規則』による。

C. 事務局の職員

区分	専任職員	専門指導員	経営指導員	補助員	記帳専任職員	傭員	その他	計
男	1	1	4	1	1	0	1	9
女	1	0	0	1	0	1	0	3
計	2	1	4	2	1	1	1	1 2

※その他職員

池田 嘉孝 オホーツク産学官融合センター長

D. 主な職員の役職・氏名

役職	氏 名
専 務 理 事	渡邊伸一
理事・参与	因 芳 広
理事・事務局長	服部浩司
総務部長	(理事・事務局長兼務)
総務課長	酒 井 正 則
総務係長	(総務課長兼務)
会 計 係 長	大 野 縁
地域振興部長	宮 本 幸 喜
中小企業相談所長	(理事・事務局長兼務)
経営指導課長	竹 中 秀 之
経営指導係長	(経営指導課長兼務)
企画振興課長	後 藤 達 哉
企画振興係長	安藤辰徳

5. 庶 務

A. 文 書

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受信	275	233	296	278	189	226	223	217	217	191	201	252	2, 798
発信	12	7	6	15	4	8	10	10	7	10	6	6	101

B. 表彰·受章

- (1) 北見商工会議所表彰
 - (a) 第209回通常議員総会(令和2年6月26日)において、永年当商工会議所の運営に功労の あった役員、議員、職員の表彰を次のとおり行った。
 - ①表彰規則第4条第1項該当 前副会頭 辻 好 治(退 任) 岡村叶夫(前常議員) 鴨 下 泰 久(IJ) 佐々木 護(IJ 高 木 豊 () IJ IJ 田 巻 秀 隆() 故 舟 山 秀太郎() IJ IJ 真 柳 正 裕(前議員 紺 野 留義(士登美() 酒 井 IJ IJ 佐藤尚二() 山 田 義 久()

- ②表彰規則第4条第2項該当 常議員 桑島 定子(20年勤続)
- ③表彰規則第7条該当 総務部総務課会計係 中 島 沙 織(20年勤続)

(2) 受 章

- (a) 関係団体からの表彰
 - ①令和2年度北海道商工会議所連合会表彰(令和2年6月1日)において、北海道商工会議所連合会会頭より表彰を受け、第209回通常議員総会(令和2年6月26日)においてその伝達を次のとおり行った。

退 任前副会頭 辻 好治

前常議員 岡村叶夫 鴨下泰久 佐々木 護高木 豊 田巻秀隆 故舟山秀太郎

真 柳 正 裕

35年勤続 職 員 大野 縁(総務部総務課会計係長)

20年勤続 常議員 桑島定子

職 員 中島沙織(総務部総務課会計係)

15年勤続 常議員 海田有一 坂口政義 中村寿志

前田康仁松原英行

②日本商工会議所第130回通常会員総会(令和元年9月19日)において、日本商工会議所会頭より表彰を受け、第209回通常議員総会(令和2年6月26日)においてその伝達を次のとおり行った。

退 任 前常議員 故 舟 山 秀太郎

40年勤続 職 員 渡邊伸 一(理事・事務局長)

服 部 浩 司 (地域振興部長)

池 田 嘉 孝 (オホーツク産学官融合センター長)

20年勤続 職 員 中島沙織(総務部総務課会計係)

③日本商工会議所第131回通常会員総会(令和2年3月19日)において、日本商工会議所会頭より表彰を受け、第209回通常議員総会(令和2年6月26日)においてその伝達を次のとおり行った。

退 任 前副会頭 辻 好治

前常議員 岡村叶夫 鴨下泰久 佐々木 護高木 豊 田巻秀隆 真柳正裕

前議員 佐藤尚二

20年勤続 常議員 桑島定子

④日本商工会議所第132回通常会員総会(令和3年3月18日)において、日本商工会議所会頭より表彰を受け、第210回通常議員総会(令和3年3月22日)においてその伝達を次のとおり行った。

40年勤続 常議員 渡辺和勇

⑤秋の叙勲受章に対し日本商工会議所会頭から賀状の贈呈があり、第210回通常議員総会(令和3年3月22日)においてその伝達を次のとおり行った。

旭日双光章 常議員 渡辺和勇

⑥経営改善普及事業発足60周年記念式典において日本商工会議所会頭より表彰を受け、第210回 通常議員総会(令和3年3月22日)においてその伝達を次のとおり行った。 役職員功労者 専務理事 渡 邊 伸 一

C. 慶弔・その他

日 付	内容
2年 4月18日	当所会員株式会社アクシブ建設工業石井博公儀葬儀
5月24日	当所会員北カメラサービス北義勝儀葬儀
5月26日	当所会員株式会社たけだ武田輝雄儀葬儀
6月13日	当所議員事業所船橋西川建設株式会社代表取締役加藤敏和氏ご尊父加藤忠和儀葬儀
6月22日	北海道火災共済協同組合前理事長横濱慶彦儀葬儀
7月30日	国立大学法人北見工業大学元教授二俣正美儀葬儀
8月19日	当所議員嵯峨孝一氏ご令室嵯峨ひろ子儀葬儀
9月 2日	当所前議員佐々木幸二儀葬儀
10月19日	当所会員株式会社道東車体製作所髙田哲男儀葬儀
10月30日	当所元議員神田良子儀葬儀
11月 5日	当所会員有限会社ミドリ薬品北見支店櫻井力儀葬儀
11月11日	当所職員竹中秀之ご岳父浅野勲儀葬儀
11月14日	きたみらい農業協同組合前代表理事組合長西川孝範氏ご尊父西川武司儀葬儀
11月18日	当所会員バーバーささじま笹島実儀葬儀
3年 1月 2日	当所顧問・常議員永田正記氏ご岳母仲野キミ子儀葬儀
2月14日	当所会員続木熱源株式会社續木義久儀葬儀
2月16日	当所会員株式会社三和システムサービス代表取締役西村清一氏ご母堂西村芳枝儀葬儀
3月20日	当所常議員阪田裕氏ご令室阪田眞代儀葬儀
3月20日	栗山商工会議所会頭松原正和氏ご母堂松原春子儀葬儀

6. 会 議

A. 議員総会

- (1) 通常議員総会
 - (a) 第209回通常議員総会

日 時 令和2年6月26日(金)午後2時

場所ホテル黒部

出席者 本人56人、委任状21人、議員以外の役員4人、事務局4人 議事の概要

1. 議決事項

- ①定款及び規則の改正について 原案どおり承認
- ②令和元年度事業報告並びに一般会計、各特別会計収支決算について 理事・事務局長より、令和元年度事業報告及び収支決算を説明した後、西田監事が監査報告を 行ない、これを承認した。
- 2. 報告事項
 - ①議員の職務を行う者の変更について
 - ②委員会開催経過について
 - ③新型コロナウイルス感染症・北見市の総合的経済活性化に関わる要望について(回答)
 - ④中央大通り沿道地区再開発事業の今後のスケジュールについて
 - ⑤東北海道商工会議所連絡協議会及び北海道商工会議所連合会事業について
 - ⑥株式会社まちづくり北見の状況について
 - ⑦クラウドファンディングを活用した飲食店応援プロジェクトについて
- (b) 第210回通常議員総会

日 時 令和3年3月22日(月)午後4時

場所ホテル黒部

出席者 本人62人、委任状13人、議員以外の役員4人、事務局4人 議事の概要

- 1. 議決事項
 - ①中央大通り沿道地区再開発事業について 原案どおり承認
 - ②定款及び規則の改正について 原案どおり承認
 - ③令和3年度事業計画(案)について 原案どおり承認
 - ④令和3年度一般会計及び各特別会計収支予算(案)について 原案どおり承認
- 2. 報告事項
 - ①議員の職務を行う者の変更について
 - ②道商連第183回常議員会・第193回通常会員総会、日本商工会議所第285回議員総会・第132回会員総会について
 - ③部会・委員会開催報告について
- 3. その他
 - ①議員会テイクアウト・デリバリー店お食事券の発行・利用について

B. 常議員会

- (1) 第322回常議員会
 - 日 時 令和2年6月5日(金)午前11時
 - 場 所 北見経済センター

出席者 会頭・副会頭・専務理事・常議員・監事 23人 事務局4人 議事の概要

- 1. 議決事項
 - ①定款及び規則の改正について 原案どおり承認
 - ②令和元年度事業報告並びに一般会計及び各特別会計収支決算について 原案どおり承認
- 2. 報告事項
 - (1)議員の職務を行う者の変更について
 - ②中央大通り沿道地区再開発事業の今後のスケジュールについて
 - ③クラウドファンディングを活用した飲食店応援プロジェクトについて
 - ④新型コロナウイルス感染症・北見市の総合的経済活性化に関わる要望について
- (2) 第323回常議員会
 - 日 時 令和3年3月11日(木)午後3時
 - 場 所 北見経済センター

出席者 会頭・副会頭・専務理事・常議員・監事 24人 事務局4人 議事の概要

- 1. 議決事項
 - ①定款及び規則の改正について 原案どおり承認
 - ②令和3年度事業計画(案)について 原案どおり承認
 - ③令和3年度一般会計及び各特別会計収支予算(案)について 原案どおり承認
 - ④令和3年度経営安定特別相談事業「商工調停士」の選任について 原案どおり承認
 - ⑤第100回東北海道商工会議所連絡協議会提出議案について 原案どおり承認
 - ⑥新会員加入承認について 原案どおり承認
 - ⑦中央大通り沿道地区再開発事業について 原案どおり承認
- 2. 報告事項
 - ①議員の職務を行う者の変更について

C. 監 事 会

(1) 監事会

日 時 令和2年6月2日(火)午後2時

場 所 北見経済センター

出席者 監 事 3人 事務局7人

議 題 令和元年度業務全般、一般会計、中小企業相談所・経済センター他特別会計の各収支決算 並びに財産目録、貸借対照表について

経 過 各会計の内容について、監査を行った。

D. 部 会

部	会	名	年月日	出席者	議題
商		業	2年 8月 7日	14名	(1) 「北見市都市計画マスタープラン」について
					説明 北見市都市建設部都市計画課
					課長 竹 内 晋 氏
					土地利用係長 今 田 貴 紀 氏
					(2) 当所要望書に対する北見市の回答について
			12月 1日	11名	(1) 「同一労働同一賃金」について
					説明 藤田貴史社会保険労務士・中小企業診断士事務所
					所長 藤 田 貴 史 氏
					(2) 今後の部会活動について
			3年 1月19日	4名	(正副部会長会議)
					(1) 令和3年度当所事業計画(素案)について
					(2) 令和3年度部会活動計画(案) について
工		業	2年 7月30日	13名	(1) 「北見工業大学 地域と歩む防災研究センターでの取り組み
					について」
					説明 地域と歩む防災研究センター
					センター長 川 尻 峻 三 氏
					(2) 当所要望書に関する北見市の回答について
					(3) 今後の部会活動について
			9月 4日	9名	(合同部会)
					(1) 「同一労働同一賃金」について
					説明 藤田貴史社会保険労務士・中小企業診断士事務所
					所長 藤 田 貴 史 氏
					(2) 今後の部会活動について
			3年 2月13日	4名	(正副部会長会議)
					(1)令和3年度当所事業計画(素案)について
					(2) 令和3年度部会活動計画 (案) について

	T		
建 設 業	2年 8月 5日	39名	(1) 「北見市都市計画マスタープラン」について
			説明 北見市都市建設部都市計画課
			課長 竹 内 晋 氏
			土地利用係長 今 田 貴 紀 氏
			(2) 当所要望書に対する北見市の回答について
	3年 2月 9日	7名	正副部会長会議
			(1)令和3年度当所事業計画(素案)について
			(2) 令和3年度部会活動計画(案)について
理財	2年 7月13日	16名	(1) 「北見市都市計画マスタープラン」について
			説明 北見市都市建設部都市計画課
			課長 竹 内 晋 氏
			土地利用係長 今 田 貴 紀 氏
			(2) 当所要望書に対する北見市の回答について
	11月13日	5名	(正副部会長会議)
			(1)令和2年度部会活動(案)について
	11月13日	17名	(合同部会)
			(1)「同一労働同一賃金」について
			説明 藤田貴史社会保険労務士・中小企業診断士事務所
			所長 藤 田 貴 史 氏
			(2) 今後の部会活動について
	3年 2月10日	5名	(正副部会長会議)
			(1)令和3年度当所事業計画(素案)について
			(3) 令和3年度部会活動計画 (案) について
サービス業	2年 5月 1日	3名	(正副部会長会議)
			(1)令和2年度きたみ de 街コン事業について
	8月 6日	31名	(運輸車輌部会・交通観光委員会と合同開催)
			(1)「新型コロナウイルス感染症による女満別空港ビルへの
			影響」について
			説明 女満別空港ビル株式会社
			代表取締役社長 徳 中 利 安 氏
			(2)「JR北海道の現状」について
			説明 北海道商工会議所連合会
			政策企画部長 福 井 邦 幸 氏
	12月 8日	22名	(1)「同一労働同一賃金」について
			説明 藤田貴史社会保険労務士・中小企業診断士事務所
			所長 藤 田 貴 史 氏
	3年 1月25日	2名	(正副部会長会議)
			(1)令和3年度当所事業計画(素案)について
			(2) 令和3年度部会活動計画 (案) について

運車	輸	車	輌	2年 8月 6日	9名	(サービス業部会・交通観光委員会と合同開催)
						(1) 「新型コロナウイルス感染症による女満別空港ビルへの
						影響」について
						説明 女満別空港ビル株式会社
						代表取締役社長徳中利安氏
						(2) 「JR北海道の現状」について
						説明 北海道商工会議所連合会
						政策企画部長福井邦幸氏
				12月 1日	7名	(1) 「同一労働同一賃金制度」について
						説明 藤田貴史社会保険労務士・中小企業診断士事務所
						所長 藤 田 貴 史 氏
				3年 2月17日	4名	(正副部会長会議)
						(1) 令和3年度当所事業計画(素案)について
						(2) 令和3年度委員会活動計画(案)について

E. 委員会

委 員 会 名	年月日	出席者	議題
都 市 振 興	2年 5月22日	12名	(1) 「中央大通り沿道地区再開発事業の現況および今後のスケ
			ジュール」について
	7月22日	10名	(1) 「北見市都市計画マスタープラン」について
			説明 北見市都市建設部都市計画課
			課長 竹 内 晋 氏
			土地利用係長 今 田 貴 紀 氏
	3年 2月 4日	10名	(1) 「北見市強靭化計画」について
			説明 北見市総務部防災危機管理室
			主幹 鈴 木 明 人 氏
			(2) 「北見市市街地再生計画」について
			説明 北見市都市建設部都市計画課
			課長 竹 内 晋 氏
			土地利用係長 今 田 貴 紀 氏
			(3) 令和3年度当所事業計画(素案)について
			(4) 令和3年度委員会活動計画(案)について
	3月11日	13名	(1) 「中央大通り沿道地区再開発事業」について
			説明 アルファコート株式会社
			専務取締役 樋 口 千 恵 氏
			課長代理 伊 藤 友 昭 氏
	1		

		. 1	
中 小 企 業	2年 7月 6日	7名	(税務労政委員会と合同開催)
			(1) 「令和3年度税制改正の検討状況について」
			説明 日本商工会議所産業政策第一部
			副部長宮澤伸氏
	11月25日	8名	(1) 公正取引委員会北海道事務所との意見交換会
			出席 公正取引委員会北海道事務所
			所長 島 袋 功 一 氏、
			下請取引調査官 蝦 名 皓 樹 氏
	3年 2月 1日	9名	(税務労政委員会と合同開催)
	- , - , - , - , .		(1) 「北見市強靭化計画について」
			説明 北見市総務部防災危機管理室
			主幹 鈴 木 明 人 氏
			(2) 令和3年度当所事業計画(素案)について
			(3) 令和3年度委員会活動計画(案)について
大多知业	0年 0月 0日	0.47	
交通観光	2年 8月 6日	9名	(サービス業部会・運輸車輌部会と合同開催)
			(1) 「新型コロナウイルス感染症による女満別空港ビルへの
			影響」について
			説明 女満別空港ビル株式会社
			代表取締役社長・徳・中・利・安・氏
			(2) 「JR北海道の現状」について
			説明 北海道商工会議所連合会
			政策企画部長 福 井 邦 幸 氏
	3年 2月10日	10名	(1) 令和3年度当所事業計画(素案) について
			(2) 令和3年度委員会活動計画(案) について
税務労政	2年 7月 6日	7名	(中小企業委員会と合同開催)
			(1) 「令和3年度税制改正の検討状況について」
			説明 日本商工会議所産業政策第一部
			副部長宮澤伸氏
	3年 2月 1日	6名	(中小企業委員会と合同開催)
			(1) 「北見市強靭化計画について」
			説明 北見市総務部防災危機管理室
			主幹 鈴 木 明 人 氏
			(2) 令和3年度当所事業計画(素案)について
			(3) 令和3年度委員会活動計画(案)について
総務	2年 5月 8日	13名	(書面審議)
177 (477)	2 3/1 0	1 0/H	(1)役員・議員及び職員表彰について
			(2) 第70回永年勤続従業員表彰について
	8月 4日	9名	(1) 第70回永年勤続従業員表彰収支決算について
	OЛ 1 Н	<i>3</i> /¤	(2) 創立80周年記念事業について
			(3) 会員親睦交流事業について (視察研修・ゴルフ大会)

総務	9月 8日	7名	(1) 創立80周年記念事業について
			(2) 新型コロナウイルス感染症対策について
	10月20日	6名	(1) 創立80周年記念事業について
			(2) 令和3年新年交礼会について
	3年 2月 1日	2名	(正副委員長会議)
			(1) 令和2年度委員会活動経過並びに令和3年度委員会活動計画
			について
			(2) 委員会の開催について
	2月 4日	7名	(1) 創立80周年記念事業収支決算について
			(2) 令和2年度健康診断事業の報告並びに令和3年度健康診断事
			業の実施について
			(3) 令和3年度当所事業計画(素案)について
			(4) 令和3年度委員会活動計画について
			(5) 会員拡大の取り組みについて
	3月 4日	7名	(1) 定款及び規則の改正について
			(2) 第71回会員事業所永年勤続従業員表彰式の開催について
経済センター	5月25日	15名	(1) 令和元年度北見経済センター収支決算について
運営特別委員会	書面開催		(2) 北見経済センター利用状況について

F. その他の会議

(1) 三役会

年 月 日	出席者	内	容
2年 4月 6日	9名	1. 報告	
		(1) 再開発事業スケジュール見通し	
		(2) 東北海道商工会議所専務理事・事務局長	長会議開催経過
		(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る村	目談及び事業者の声
		2. 第100回東北海道商工会議所連絡協議会	会について
		3. オホーツク管内商工会議所会頭会議の開催	催について
		4. 北見市観光協会理事の推薦について	
		5. 北見市環境審議会委員の推薦について	
		6. 令和2年日本商工連盟北見地区連盟予算	(案)について
		7. 三役諸会議出席予定について	
4月27日	9名	1. 報告	
		(1) 議員の職務を行う者の変更	
		(2) 道商連W e b 会議の取り組み	
		2. 日商と連携した「商工会議所飲食店支援で	プログラム」事業参画について
		3. 令和2年度北見市、北見市議会への要望活	舌動の日程について
		4. 第322回常議員会、第209回通常議員	員総会日程について

		5. 第70回永年勤続従業員表彰式について
		6. 創立80周年記念式典について
		7. 三役諸会議出席予定について
		8. その他
		・北見市廃棄物減量等推進審議会委員の推薦について
		・北見工業大学創立60周年記念事業協力について
		・持続化給付金事業への協力について
		・クールビズ期間について
5月18日	9名	1. 報告
		(1)道商連正副会頭W e b 会議開催経過
		(2) クラウドファンディング地域飲食店応援プロジェクト事業概要
		2. 令和元年度事業報告並びに一般会計・各特別会計収支決算書について
		3. 第70回永年勤続従業員表彰式について
		4. 第322回常議員会・第209回通常議員総会の議題(案)について
		5. 三役諸会議出席予定について
		6. その他
		・監事会について
5月27日	9名	1. 報告
		(1) 令和2年度商工会議所表彰対象者
		(2) 日商第695回常議員会・第280回議員総会開催経過
		(3)委員会開催経過
		(4)地域飲食店応援プロジェクト「#みらい飯」登録事業者
		2. 第322回常議員会の進行について
		3. 三役諸会議出席予定について
		4. その他
		・まちづくり協議会委員の推薦について
		・オホーツク管内職業能力開発協会委員の推薦について
6月 5日	9名	1. 報告
		(1) 議員の職務を行う者の変更
		(2)地域飲食店応援プロジェクト「#みらい飯」の応援状況
		(3) 帯広商工会議所訪問と再開発に関わるヒアリング
		(4) 東北海道商工会議所協議会要望事項
		2. 第209回通常議員総会の進行について
		3. 業務報告
		4. 三役諸会議出席予定について
		5. その他
		・北見市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会委員の推薦について
		・北見市プレミアム商品券事業協力について
6月 5日	9名	・まちづくり協議会委員の推薦について ・オホーツク管内職業能力開発協会委員の推薦について 1. 報告 (1)議員の職務を行う者の変更 (2)地域飲食店応援プロジェクト「#みらい飯」の応援状況 (3)帯広商工会議所訪問と再開発に関わるヒアリング (4)東北海道商工会議所協議会要望事項 2. 第209回通常議員総会の進行について 3. 業務報告 4. 三役諸会議出席予定について 5. その他 ・北見市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会委員の推薦について

6月26日	9名	1. 報告
07,201	σγμ	(1)道商連正副会頭会議開催経過
		(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート結果
		(3) 北見市プレミアム商品券事業協力
		2. 新型コロナウイルス感染症、北見市の総合経済活性化に関わる要望回答につい
		3. 新型コロナウイルス対策各種補助金・支援金の活用について
		4. オホーツク商工会議所会頭会議日程について
		5. 三役諸会議出席予定について
		6. その他
		・北商クラブ役員について
		・再開発事業について
7月 9日	9名	1. 報告
		(1) オホーツク管内商工会議所事務局長会議開催経過
		(2)委員会開催経過
		(3) 道商連専務理事会議開催経過
		(4) 春のBWCキャンペーン結果
		(5) 第70回永年勤続従業員表彰式収支決算
		2. 高校生のための企業概要説明会について
		3. オホーツク商工会議所会頭会議開催日程について
		4. 委員会・部会開催日程について
		5. 三役諸会議出席予定について
		6. その他
		・中心市街地活性化協議会書面会議について
7月27日	9名	1. 報告
		(1) 委員会・部会開催経過
		(2)第70回全道商工会議所大会、第55回北海道・東北商工会議所連絡会議開
		催日程
		2. 中心市街地活性化協議会役員構成について
		3. 第3回会員親睦交流事業について
		4. 創立80周年記念式典・事業について
		5. コロナ相談・支援概況について
		6. 今後の当所事業の考え方・実施方針について
		7. 三役諸会議出席予定について
		8. その他
		・北見市消費生活審議会委員の推薦について
		・北見市プレミアム商品券事業について
8月11日	9名	1. 報告
0/,111	0.4	1 · ・・・・
		(2) 高校生のための企業概要説明会開催経過
		(2) 国人工*/パペパン工不例及が2月日田地型

		(3) 委員会・部会開催経過
		2. 創立80周年記念式典・事業について
		3. 再開発事業について
		4. (仮称) ともに前へ 北見 広告企画について
		5. 業務報告
		6. 三役諸会議出席予定について
		7. その他
		・北見市上下水道審議会委員の推薦について
		・ぼんちまつりプロジェクト経過について
8月24日	9名	1. 報告
37, = 111	ν	(1) コロナ相談・支援概況と対策事業実施
		2. 創立80周年記念式典 (案) について
		3. 第2回北見市市街地再生計画有識者会議について
		4. (仮称) ともに前へ 北見 広告企画について
		5.業務予定
		6. 三役諸会議出席予定について
		7. その他
		・オホーツク商工会議所会頭会議について
9月14日	9名	1. 報告
		(1) 新規学卒者の雇用依頼
		(2) 新型コロナウイルス感染症対応フローチャートについて
		(3) 全道商工会議所事務局長会議開催経過
		(4) スキャナビフォーラム2020inオホーツク参加状況
		(5) 会員親睦ゴルフ大会参加状況
		2. 創立80周年記念式典・事業について
		3. 自由民主党移動政調会要望事項について
		4. オホーツク商工会議所会頭会議について
		5. 職員採用について
		6. 三役諸会議出席予定について
		7. その他
		・ (仮称) ともに前へ 北見 広告企画について
9月23日	9名	1. 報告
		(1)委員会開催経過
		(2) コロナ相談・支援概況
		2. 創立80周年記念式典案内・予算について
		3. オホーツク商工会議所会頭会議について
		4. 新年交礼会について
		5. 三役諸会議出席予定について
		6. その他
		・中学、高校生トランポリン競技特別大会後援依頼について

10月 5日	9名	1. 報告
	, ,	(1) スキャナビフォーラム2020inオホーツク開催経過
		(2) ぼんちまつり検討会議開催経過
		(3) 永年経営継続事業所表彰申請事業所
		2. 上川大雪酒造 酒造プロジェクトについて
		3. 業務報告
		4. 三役諸会議出席予定について
		5. その他
		・自由民主党移動政調会について
10月26日	9名	1. 報告
		(1) コロナ相談・支援概況
		(2) 令和2年度秋季情報処理技術者試験実施報告
		(3) 「がんばろう 北見!」応援ホワイトイルミネーション事業協力依頼
		(4) 部会開催日程
		(5) きたみde婚活実施概要
		(6)青年部創立20周年記念式典開催日程
		2. 創立80周年記念式典スケジュールについて
		3. 新年交礼会について
		4. 再開発事業について
		5. 三役諸会議出席予定について
		6. その他
		・北見市男女共同参画審議会委員の推薦について
		・北見地域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員の推薦について
		・女満別空港運営に関する協議会設立と構成団体について
		・新市庁舎内覧について
11月11日	9名	1. 報告
		(1) 議員の職務を行う者の変更について
		(2) 小規模事業者持続化補助金(コロナ型)採択結果
		(3) 第Ⅲ四半期景気動向調査、歩行量調査結果
		2. 創立80周年記念式典について
		3. 令和3年新年交礼会開催要領(案)について
		4. 三役諸会議出席予定について
		5. その他
		・「高知県の観光と物産展」歓迎懇親会について
		・ホワイトイルミネーション事業の寄付状況について
		・Go To Eat発売について
11月24日	9名	1. 報告
		(1) 部会開催経過
		(2) ホワイトイルミネーション事業の寄付状況報告
		(3) きたみ d e 婚活参加状況

		2. 正副会頭会計負担金について
		3. 令和3年新年交礼会申込状況について
		4. 女満別空港運営に関する協議会について
		5. 三役諸会議出席予定について
		6. その他
		・職員採用について
		・北見市国際親善交流委員会委員の推薦について
12月10日	9名	1. 報告
		(1) 委員会・部会開催経過
		(2) コロナ相談・支援概況
		(3) 中心市街地活性化協議会事業について
		(4) 創立80周年記念事業・収支決算報告
		(5)職員採用について
		2. 再開発事業について
		3. 令和3年新年交礼会について
		 4. 令和2年度事業計画進捗状況、部会・委員会開催状況並びに事業計画策定スケ
		ジュールについて
		5. 三役諸会議出席予定について
		6. その他
		・北見市住宅審議会委員の推薦について
		・日本製紙釧路工場事業撤退再考署名活動について
12月28日	9名	1. 報告
		(1)飲食店経営個別相談会開催経過
		(2) 道商連 経営状況・資金繰りアンケート調査結果
		2. 正副会頭と部会長・委員長懇談会について
		3. 令和3年度事業計画 (素案) について
		4. 三役諸会議出席予定について
		5. その他
		・北見方面暴力団離脱者支援対策協議会について
3年 1月12日	8名	1. 報告
0 1/,12	ОУД	(1) 働き方改革無料相談窓口の設置
		(2) イルミネーション事業の延長
		2. 今後の部会・委員会開催日程について
		3. 女性会・青年部との懇談会について
		4. 今後の商工会議所行事日程について
		5. 令和3年度事業計画(素案)について
		6. 三役諸会議出席予定について
		7. その他
		・
		・ 芸貝飲良店心抜 フィクテット、テッパッ一店の紹介について ・ 所内テレワークの推進について
		・ワリヒッフ ビソークの推進について

1月25日	8名	1. 報告
	, ,	 (1)社交飲食生活衛生同業組合北見支部・北見ホテル旅館組合とのコロナ対応等
		意見交換会開催経過
		(2) 正副部会長会議開催経過
		(3) 生命共済進展率部門全国表彰
		(4) 会員飲食店応援 テイクアウト、デリバリー対応店PR事業応募状況
		2. 正副会頭と各部会長・委員長との懇談会の進行について
		3. 令和3年度事業計画(素案-2)について
		4. オホーツク商工会議所会頭会議開催日程について
		5. 三役諸会議出席予定について
		6. その他
		・新エネルギーセミナー後援依頼について
		・ぼんちまつり検討会議について
2月 8日	9名	
	ОТД	(1)道商連会頭・副会頭・委員長政策懇談会開催経過
		(2)委員会・正副部会長会議開催経過
		2. 令和3年度事業計画 (素案-3) について
		3. 正副会頭と各正副委員長・各正副部会長との連絡会議の議題について
		4. 第323回常議員会の議題について
		5. 令和2年度一般会計及び中小・小規模支援事業・経済センター特別会計決算見
		込みについて
		6. 再開発事業について
		7. 三役諸会議出席予定について
2月26日	8名	
2 / 1 2 0 н	0/1	1 · + * · ·
		(2) ぼんちまつり検討会議開催経過
		(3)委員会・正副部会長会議開催経過
		2. 令和3年度事業計画 (原案) について
		3. 定款の変更及び規則の改正について
		4. 第210回通常議員総会議題について
		5. 人事について
		6. 令和3年度職員給与について
		7. 令和2年度一般会計及び中小・小規模支援事業・経済センター特別会計予算
		(案)について
		日本の表現の表現を表現している。 日本の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表
		10. 三役諸会議出席予定について

		11. その他
		・公共交通機関(バス・タクシー)に対するアルコール消毒液の配布支援につ
		VIT
		・道商連事業における役・職員PCR検査の受診について
3月11日	8名	1. 報告
		(1) 道商連第183回常議員会、第193回会員総会合同会議開催経過
		(2)健康経営優良法人 ブライト500認定
		2. 日本商工連盟北見地区連盟令和2年収支決算について
		3. 第210回通常議員総会、オホーツク商工会議所会頭会議懇親会開催について
		4. 第100回東北海道商工会議所連絡協議会(美幌)について
		5. 第324回常議員会・第211回通常議員総会開催日程について
		6. 再開発事業計画について
		7. 三役諸会議出席予定について
		8. その他
		・北見工業大学「重点研究分野を推進する研究組織」の外部評価委員の推薦に
		ついて
3月22日	8名	1. 報告
		(1)ぼんちまつり検討委員会開催経過
		2. 新型コロナウイルス感染症対策、北見市の総合的経済活性化に関わる要望日程
		について
		3. 第210回通常議員総会の進行について
		4. オホーツク管内商工会議所会頭会議の開催について
		5. 三役諸会議出席予定について
		6. その他
		・経済センター外看板の撤去について
		・経済センター会場セットサービスの廃止について

(2) 正副会頭と各部会長・委員長との懇談会

日 時 令和3年1月25日(月)午後3時

場 所 北見経済センター

出席者 16名

内 容 ①各部会・各委員会開催日程並びに事業計画策定スケジュールについて

- ②令和2年度各部会・委員会開催状況について
- ③令和2年度コロナ対策事業について
- ④令和3年度事業計画(素案)について
- ⑤コロナ禍の事業・業界動向について (意見交換)
- (3) 正副会頭と正副部会長・正副委員長合同連絡会議

日 時 令和3年2月26日(金)午後3時

場 所 北見経済センター

出席者 31名

- 内 容 ①令和3年度事業計画(原案)について
 - ②令和3年度各部会・各委員会活動計画について
 - ③コロナ禍の事業・業界活動について (意見交換)

7. 事 業(各種事業活動)

- (1) 当所は、昭和15年11月に設立認可を受け、本年創立80周年を迎えたことから令和2年11月1 9日に記念式典を開催、永年経営継続会員事業所の表彰など記念事業を実施した。
- (2) 新型コロナ感染症対策と当市経済界が抱える喫緊の課題や諸問題について市、市議会、道など関係 方面に対し意見活動(3回)を行うと共に、東北海道商工会議所連絡協議会を通じて、当地域の懸案 事項を提起した。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、疲弊する中小・小規模事業者に対して「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」において、資金繰り、持続化給付金、支援金に関わる相談並びに持続化補助金申請にあたっての事業計画作成支援等を実施すると共に、専門家による「新型コロナウイルス対策専門家個別相談窓口」を設置し個別相談を実施した。また、地域内飲食店の応援を目的に日本商工会議所と連携し「地域飲食店応援クラウドファンディング【みらい飯】」を実施し、事業継続に繋げるべく登録飲食店に支援金を渡した。この他、コロナ感染症に対する企業の対応方法について取りまとめた「新型コロナウイルス感染症対応フローチャート」を作成し配布すると共にコロナ禍による閉塞感を払拭すべく「がんばろう 北見!応援ホワイトイルミネーション事業」を実施し、市内中心街小公園に57,200個のイルミネーションを点灯した。
- (4) 小規模事業者に寄り添った経営支援を行うため、国から認定を受けた「第2期経営発達支援計画」 に則り、地元中小・小規模企業の事業計画作成支援、経営改善、人材育成、販路開拓、事業承継に対 する支援など企業経営に関わる事業並びに創業・起業に対する相談・助言などを行った。
- (5) コロナ禍により中小企業を取り巻く経済環境が依然厳しい中であったが、持続可能な企業の体質づくりのため、会員の多様なニーズにも対応した各種セミナー等開催した。また、制度改正に伴う専門家派遣事業により同一労働同一賃金等に係るセミナーを部会を通して行った。
- (6) 小規模企業者の経営改善を図るための小規模事業者経営改善資金の斡旋(推薦・貸付決定25件、1億8,940万円)を行うと共に当所独自の利子補給を行った。また、北海道融資・その他制度融資の斡旋(13件、1億5,576万円)を行った。
- (7) 地域資源を活用した新事業展開を推進するために地域の研究開発から事業化まで支援するワンストップサービス拠点並びに創業・起業サポート支援などの役割を果す「オホーツク産学官融合センター」の利活用を促進するために、中小企業基盤整備機構北海道本部北見オフィス等関係機関と連携して効果的な運営に努めた。なお、創業セミナーは4回、入門編は2回実施した。
- (8) 地域における重要課題である人材確保では、オホーツク商工会議所協議会事業の位置づけとして、 令和3年2月に北見市、北見工業大学、北見工業大学後援会KITげんき会と共催でオホーツク合同 企業セミナー(参加企業29社)を開催した。
- (9) 中心商店街への集客、賑わいを創出するため、北見市、北見市商店街振興組合連合会、(株)まちづくり北見と連携を強化し、陶芸教室、リサイクルショップ、まちなか保健室・くらしの相談会などまちんなかSHOW10(北2条西2丁目)を運営した。また、真剣な出会いを求める本格婚活パー

ティとして「2020きたみde婚カツ」を開催。20人が参加し、3組のカップルが誕生した。

(10) 当所の財政基盤の強化を図るために会員増強運動を実施して、41社の新規加入者を獲得。年2回 ミント共済の新規加入キャンペーンやBWCキャンペーンを実施し会員事業所を巡回した。

また、当所会報に「商い情報交流便」として会員企業の商品・サービスをPRする同封サービス事業など自主財源確保に努めた。

- (11) 中小企業の福祉の増進と経営の安定を図るため、各種の共済制度に関する事業および労働保険事務組合の運営を行うと共に、事業主、管理職、従業員等の健康管理の啓蒙啓発に努め生活習慣病集団検診を実施した。また、健康経営を推進支援すべく当所職員が「健康経営アドバイザー」の資格を取得すると共に「健康経営優良法人認定2021(ブライト500)」の認定(令和3年3月4日)を受けた。
- (12) 中小企業の従業員福利厚生事業として、会員事業所で永年にわたり業務に精励勤務した従業員を表彰する永年勤続従業員表彰を実施した。
- (13) 会員交流事業として、第2回会員親睦ゴルフ大会を行った。

A. 意見活動

(1) 東北海道商工会議所連絡協議会

東北海道商工会議所連絡協議会はコロナ禍により中止としたが、北見商工会議所では東北海道商工会議所連絡協議会に対する要望事項を下記の通り取りまとめした。

- 1. 女満別空港の就航体制の整備
 - 1) 国際チャーター便に係るCIQ施設の整備と職員の常駐配置
 - 2) 女満別空港-函館空港間の新規路線開設及び二次交通のインフラ整備
 - 3) 東京便の女満別始発時間帯の繰上
 - 4) 現行路線の維持及び季節運行路線の通年運航化
 - 5) 主要都市と結ぶ新規路線の開設促進
 - 6)機材の大型化及び就航便数の増大
 - 7) LCC (格安航空会社) の誘致
- 2. JR石北本線の維持存続に向けた具体的な支援策の確立
- 3. 北海道新幹線高速化に伴う鉄道貨物輸送体制の維持と新たなる技術開発の推進
- 4. 北海道横断自動車の整備促進
 - 1)整備計画区間「足寄-北見」間の早期完成
 - 2) 端野高野道路の早期着工
- 5. 地域高規格道路の整備促進
 - 1) 「遠軽北見道路」の整備促進

- 6. 一般国道39号石北峠の整備促進
- 7. 治水事業の推進
- 8. 新型コロナウイルス感染症対策
- 9. 景気対策の推進
- 10. 労働力不足に向けた積極的な対策
- (2) 北見市長・北見市議会議長に対する要望活動

令和2年5月18日(月)9時30分~10時30分

市長応接室・議長応接室

参加者 舛川会頭、戸田副会頭、金田副会頭、河合副会頭、渡邊専務理事 対応者 北見市 辻市長並びに副市長・各部長他、 市議会 高橋議長、飯田副議長

1. 新型コロナウイルス感染症に関する支援の推進について

2019年12月中国を感染源に発生した新型コロナウイルスは、全世界に拡散し、当市においても2月にクラスターが発生し、市による自粛要請等により現在拡大は抑えられていると言われておりますが、大都市では感染が拡大し4月7日に7都府県、16日には全国に緊急事態宣言が発令され、政府は「最低でも7割、極力8割、人との接触を減らす」ことの協力要請、さらに事業者に対しても休業要請等が出され、特に飲食業・サービス業が大きな打撃を受けております。また、感染拡大に歯止めがかからず5月31日まで延長されることとなり、その影響は他の多くの業種にも及んでおります。

国・道においては、緊急経済対策として資金繰り支援(実質無利子・無保証融資、持続化給付金)や雇用支援(雇用調整助成金の拡充)、給付金・支援金の支給など、中小・小規模事業者に対する支援を講じておりますが、急激な売上減少が続く市内事業者に対する支援としては十分とはいえず、【当所景気動向調査(第IV四半期)】においても、小売業・サービス業が大幅な悪化を示し、事業者からの声として「売上前年7割減、客足の大幅な減少」など挙げられており、金融・資金繰り相談が急激に増加しており、廃業を余儀なくされる事業所が今後増加することが予想されます。

当所では、小規模事業者に対する早期の支援として3月より小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利用者に対する利子補給を決定し支援して参りました。今後、特に影響が大きい飲食業に対して日本商工会議所と連携し、支援策を講じて参ります。

終息の見通しが立たない今、いかに多くの事業所の存続を維持し、経済活動を取り戻すためには、 中長期的な支援の継続が必要不可欠であります。

市におきましては、宿泊業・飲食業に対して一律30万円の支給やクーポン券の発行、雇用対策等を打ち出しされておりますが、さらなる追加経済対策を要望いたします。

【早期支援策の実施】

- (1) 自粛要請から売上減少を余儀なくされている事業者に対する財政支援の実施及び支援体制の強化
 - 1) 飲食業・サービス業者並びに学校給食等への納入業者への支援
 - 2) 自粛要請及び資材調達の遅延等から2次的影響を受ける事業者への支援
 - 3) 支援策の早期実行のための窓口の一元化等支援体制のより一層の強化と迅速な事務処理
- (2) 事業の継続や休業等の影響により、離職等を余儀なくされた従業員等に対する雇用マッチング 支援の実施
- (3) 市税・公共料金、固定費等に対する支援の実施
 - 1) 公共料金(水道・下水道等)の支払猶予・減免
 - 2) 国民健康保険料、固定資産税等市税の支払猶予・減免
 - 3) 影響を受けている事業者に対する家賃補助又は給付事業
 - ①影響事業者への家賃補助・給付事業
 - ②自社物件に対する固定資産税相当の補助
 - ③家賃減免等に応じた賃貸物件オーナーに対する支援
- (4) 感染者発生時の対応マニュアルの策定及び周知

【中長期支援策の実施】

- (1) 域内消費喚起策・域外需要の取り込み策の実施
 - 1) 飲食、宿泊クーポン・プレミアム商品券事業
 - 2) 飲食 (焼肉・カクテル等) 、温泉、カーリング等を活用した観光推進策
- (2) 市発注工事等について、工期見直しや受注金額の変更などによる柔軟な対応及び令和2年度事業の早期発注
- (3) ふるさと納税制度・寄附金等を活用した【(仮称)頑張ろう!北見 応援ファンド】の創設
- (4) 市民が安心感を持てるまでの第2・第3弾の支援の策定
- 2. 景気対策の推進について

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による自粛要請の影響から急速に減退し、日銀地域経済報告(さくらリポート 2020年4月)においても全国9地域すべてにおいて、個人消費や企業の生産活動が落ち込み、経済の先行きは極めて不確実性が高いものとなっております。

道内においても2月末の北海道による緊急宣言以降急速に落ち込み、全国を上回るペースで進む人口減少、高齢化と相まって中小・小規模事業者の廃業が急速に進むことが危惧されております。

新型コロナウイルス感染症の終息の目途がたった際には、これまで取り組んできた地方創生をさらに推進していくことが必要不可欠であり、その取り組みへの後押しと環境整備が求められております。ついては、第2期北見市地方創生総合戦略に掲げられている施策の着実な推進と、出生率の低下による人口減少や事業所数の減少を克服するため、若者の就学・就業による定着の推進、移住・定住の促進や新たな地域産業の育成・支援の充実強化を要望いたします。

- (1) 第2期北見市地方創生総合戦略の事業推進
- (2) 公共工事の地元企業への優先発注の確保

3. 安心・安全な都市基盤整備の推進について

当市は行政区域として道内一の広大な面積を擁していますが、地方都市が豊かでそして安全安心な営みが可能となるのは、生活インフラの基盤整備とともに国土強靱化政策との一体的な整備の推進が必要であります。

新市庁舎の建設整備も順調に進んでおりますが、昨年、市が策定した都市計画マスタープランを踏まえ、更なる都市機能のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成を図るため、改正都市再生特別措置法に規定する「立地適正化計画」の策定に向け着手するよう要望いたします。また、要望項目の実施主体が国・道・各関係機関の事項につきまして、それぞれ要望を継続強化していただきますようお願いいたします。特に、台風や大雨などによる道路等への被害は甚大であり、流通への影響も大きく災害に強いインフラ整備と道路ネットワークの多重化が求められております。

併せて、地域医療の充実・強化によるオホーツク圏域全体の安全安心に資する取り組みや当市における休日夜間急病センターの整備は急務であり、積極的に進められるよう要望いたします。

- (1) 立地適正化計画の策定
- (2) 休日夜間急病センターの整備促進など救急医療体制の充実確保
- (3) 地域道路の整備促進
 - 1) 北海道横断自動車道(十勝オホーツク自動車道)「端野高野道路」(北見道路と美幌バイパスを結ぶ)の早期着工
 - 2) オホーツク圏と十勝圏を結ぶ「足寄-陸別」間の早期整備着手
 - 3) 北見地域における地域高規格道路「遠軽北見道路」の早期整備
 - 4) 国道の早期整備
 - ① 国道39号石北峠付近事故多発地帯における交通安全対策の確保
- (4) 市内道路環境の整備改善
 - 1) 高規格道路と中心市街地を結ぶ交通アクセスの整備促進
 - 2) 冬期間の車道、歩道の除排雪の徹底
- (5) 防災対策の強化推進
 - 1) 災害に強い道路・河川等基盤整備の強化推進
- (6) 女満別空港の就航体制の充実と国際化への対応
 - 1) 女満別空港―函館空港間の新規路線開設
 - 2) 女満別空港と各観光地を結ぶ二次交通のインフラ整備
 - 3) 国際チャーター便に対応したC(税関)I (入国管理局)Q (検疫所)の施設整備とCIQ 職員の常駐配置
 - 4) 東京便の女満別始発時間帯の繰り上げ
 - 5) 現行路線の維持及び季節運航路線の通年運航化
 - 6) 航空ネットワークの拡充(主要都市と結ぶ新規路線の開設推進)
 - 7)機材の大型化及び就航便数の増大
 - 8) LCC (格安航空会社) の誘致
- (7) JR石北本線の維持・存続に向けた具体的な支援策の確立
- (8) 北海道新幹線高速化に伴う鉄道貨物輸送の維持と新たなる技術開発の推進

4. 中心市街地活性化の推進について

現在、都市再生基本構想にある2拠点1軸の整備について、2拠点の一つであります高度医療拠点においては、北見赤十字病院や道立北見病院の移転改築の整備がなされ、また、もう一つの複合交通・地域交流拠点については、バスターミナルが完成し、残る新市庁舎整備も来年1月供用開始に向け順調に進められており、2拠点の整備は本年度で事業が完了いたします。そうした中、昨年再開発事業者より北見経済センターを含む中央大通り沿道地区再開発事業の提案を受け、当所ではこの事業に参画することとし、再開発事業者に対してエリアの拡大等要請を行い、当該事業者において基本計画を策定中にありますが、市におかれましても「市街地再生計画」を早期に策定いただき、事業推進にご支援くださいますようお願い申し上げます。

また、中心市街地の活性化と賑わいあるまちづくりを推進していくために、引き続き「北見市中心市街地活性化基本計画」に掲げた事業の継続的推進を図ることが必要であります。当市の活力ある経済発展のために、下記の事項について要望いたします。

(1) 中央大通り沿道地区再開発事業の推進

- 1) 「市街地再生計画」の早期策定
- 2) 中央大通り沿い骨格軸の民間が行う再開発事業への支援
- (2) 北見市中心市街地活性化基本計画に掲げた事業の継続的推進
- (3) 中心市街地の魅力向上と賑わい再生支援への拡充・強化
 - 1) 「きたみde街コン」や「きたみde婚カツ」事業に対する支援
 - 2) 空き店舗対策事業等に対する更なる支援

5. 中小企業・小規模企業対策の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から地域経済は急激に疲弊しており、地域の中小・小規模企業にとりましては、大変厳しい状況となっております。

また、中小・小規模事業者には高齢化・後継者不足により新型コロナウイルス感染症の拡大と相まって、事業の将来性に大きな不安を抱いており、廃業を選択せざるを得ないとする事業者も増加しております。

当所では、国に提出した「第2期経営発達支援計画」の認定を受け、小規模事業者への伴走型支援 を積極的に進めて参ります。

今後はより一層、円滑な事業承継や自然災害及び危機管理に対する事業継続力強化に向けた対策が 必要不可欠であります。

つきましては、北見市におきましても、全庁あげての取り組みとして、これまで以上に中小企業・ 小規模企業に対し経営支援を強化するよう要望いたします。

(1) 事業継続力強化 (BCP) 計画の策定支援

1) 事業所が事業継続力強化(BCP) 計画を策定する際の災害リスク等の情報提供及び協力

(2) 創業支援

- 1) 北見市制度融資における保証料・利子補給制度の創設
- (3) 地域内外における展示会・商談会への出展等販路拡大支援
- (4) 大学、専門学校、小中高生に対する地元企業への就職支援及び就業意識の醸成支援

- 1) オホーツク合同企業セミナー・説明会の開催
- 2) UIターン大学生に対する就職支援
- (5) 小学生・中学生に対する出前講座、企業見学・体験会の開催
- (6) 事業所の持続可能な事業承継・雇用対策
 - 1) 円滑な事業承継対策
 - 2) 中小・小規模企業の人材確保・育成支援
 - ① 都市部からのUIJターン(移住・定住)の促進強化
 - ② 外国人労働者雇用確保のため受け入れ態勢の確保
 - ③ すべての業種に対し、有資格者・技術者の育成や雇用安定に繋がる就業促進支援等
- (7) 北見市中小企業振興プランの事業推進

6. 当地域の産業振興について

北見市は農業、林業、水産業、観光など豊富な地域資源に恵まれた地域でありますが、まだ十分に 資源の活用ができていない状況にあり、これら地域資源、観光資源を活用して新製品・商品の開発、 新しい産業の創出を進めていくために産学官連携を一層深め、農商工連携による6次産業化の推進な ど地域産業の振興や地場企業の育成を図ることが重要であります。また、「街の駅・北見」構想は、 道の駅を越えた、オホーツク圏の代表となる地域交流拠点施設を目指すものでありますので、整備実 現に向け引き続き要望するものであります。

さらに新型コロナウイルス感染症の終息が見えた際には、地域資源等を活用した新たな支援メニューの開発が必要であり、域外からの新たな需要の取り込みを図ることが重要であります。

つきましては、当市の産業振興を図るために、下記の事項について要望いたします。

- (1) オホーツク商工会議所協議会が取り組む「地域総合包括連携事業」に対する支援
- (2) 地域の特色を活かした地域資源の活用と農林水産商工等連携の推進
- (3) 産学官金労言連携の推進による産業振興
- (4) 既存の観光資源の充実と体験・着地型観光の促進
 - 1) 「街の駅・北見」の整備実現と体験・着地型観光の推進
 - 2) スポーツ合宿誘致と受入施設の整備促進
 - 3) コンベンション・レセプション会場の整理
 - 4) 食(焼肉・カクテル等)、温泉、カーリング等、多彩な地域資源を活用した観光等の推進
 - 5) 次回開催に向けた北見ぼんちまつりへの財政支援強化

(3) 道東地区商工会議所要望活動(東北海道商工会議所連絡協議会)

コロナ禍により道商連を通じて各関係機関に提出。

令和2年7月2日(木)~3日(金)

自由民主党北海道支部連合会、公明党北海道本部、民主・道民連合議員会、新党大地(北見事務所)、 北海道、国土交通省北海道運輸局、国土交通省北海道開発局、経済産業省北海道経済産業局、法務省 出入国在留管理庁札幌出入国在留管理局、北海道旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)北海道支社、 東日本高速道路(株)北海道支社、陸上自衛隊北部方面総監部

1. 中小企業振興

- 1)特定技能制度の速やかな推進と地方定着に向けた実効ある支援措置の実施
- 2) 地方創生の基盤となる「まち」の活性化に向けた仕組みの再構築
- 3) 建設業振興対策の推進
- 4) 中小企業勤労者福祉関連法の制定

2. 運輸観光

- 1) 地方空港の整備促進
- 2) 道内空港の一括民間委託による地域振興
- 3) 民間委託を選択しない空港に対する支援
- 4) JR路線の維持存続及び安全性確保と利便性向上
- 5) 北海道の物流輸送体系に即したトレーラーに係る自動車税の見直し
- 6) 地方バス路線の確保及び充実
- 7) 道路整備に必要な予算の確保
- 8) 北海道横断自動車道の整備促進
- 9) 道東自動車道(北海道横断自動車道)の全線4車線化
- 10) 高規格幹線道路(一般国道自動車専用道路)の整備促進
- 11) 地域高規格道路の整備促進
- 12) 国道、道道の早期整備

3. 地域振興

- 1) 港湾の整備促進
- 2) 国際漁業対策の推進
- 3) サハリン沖油田開発に伴う油流出事故対策
- 4) 海外産炭国への炭鉱技術研修事業等による石炭産業の振興
- 5) 広域宇宙センター(北海道スペースポート)の整備
- 6) 地域医療の充実に対する支援
- 7) 公共建築物等における木材利用の促進
- 8) 北海道 I R (特定複合観光施設) 誘致による観光振興及び地域活性化の推進
- 9) 阿寒湖及び周辺地域の世界自然遺産登録の推進
- 10) 自然災害に対する防災・減災対策の充実
- 11) 白滝ジオパークに対する支援
- 12) 治水事業の推進
- 13) 北極海航路の利活用に向けた取り組みの推進
- 14) 釧路湿原における自然再生の促進

4. 特別提案

- 1)新型コロナウイルス感染症対策
- 2) 景気対策の推進
- 3) 商工会議所が担う経営改善普及事業に係る補助金の確保及び事務局長設置要件の見直し
- 4) 労働力不足に向けた積極的な対策

- 5) 外国との貿易協定等における適切な対応
- 6) 北方四島における共同経済活動の速やかな具現化による北方領土問題解決並びに隣接地域への関係施策の推進
- 7) 国土交通省北海道局並びに北海道開発局の体制の維持
- 8) 北海道における陸上自衛隊の維持・充実
- 9) 観光立国北海道実現に係る道内交通ネットワーク等の整備推進及び地域の公共交通政策の充実
- (4) 令和2年度自由民主党北海道第12選挙区支部移動政調会(オホーツク商工会議所共同)

令和2年10月31日(土)

新型コロナウイルス感染症対策
 景気対策の推進
 (新規) < 6 商工会議所>
 (継続) < 6 商工会議所>

3. 特定技能制度の速やかな推進と地方定着に向けた実効ある支援措置の実施

(継続) < 6 商工会議所>

4. 道路網の整備促進 (継続) < 6 商工会議所>

5. 空港の整備促進 (継続) < 6 商工会議所>

6. 民間委託を選択しない空港に対する支援 (継続) < 紋別>

7. JR石北本線の維持存続に向けた具体的な支援策の確立 (継続) <6商工会議所>

8. JR釧網本線の維持存続に向けた支援 (継続) < 6 商工会議所>

9. 北海道新幹線高速化に伴う鉄道貨物輸送体制の維持と新たなる技術開発の推進

(継続)<6商工会議所>

10. 地方バス路線の確保及び充実 (継続) < 6 商工会議所>

11. 重要港湾網走港、紋別港の整備促進 (継続) <網走・紋別>

12. サハリン沖油田開発に伴う油流出事故対策 (継続) <網走・紋別>

13. 地域医療の充実に対する支援 (継続) < 6 商工会議所>

14. 公共建築物等における木材利用の促進 (継続) < 6 商工会議所>

15. 自然災害に対する防災・減災対策の充実 (継続) < 6 商工会議所>

16. 白滝ジオパークに対する支援 (継続) <遠軽>

17. 治水事業の推進 (継続) < 6 商工会議所>

18. 北極海航路の利活用に向けた取り組みの推進 (継続) <網走・紋別>

19. 商工会議所が担う経営改善普及事業に係る補助金の確保及び事務局長設置要件の見直し

(継続) < 6 商工会議所>

20. 労働力不足に向けた積極的な対策 (継続) < 6 商工会議所>

21. 国土交通省北海道局並びに北海道開発局の体制の維持 (継続) < 6 商工会議所>

22. 北海道における陸上自衛隊体制の維持・充実 (継続) < 6 商工会議所>

23. 建設業振興対策の推進及び2021年度公共予算の確保 (継続) < 6 商工会議所>

B. 創立80周年記念事業の実施

当所は昭和15年11月19日に設立認可をうけ本年創立80周年を迎え、これを記念して式典を開催した。

(1)記念式典

- ①日 時 令和2年11月19日(木) 午後2時~午後3時10分
- ②場 所 ホテル黒部
- ③出席者 110名
- 4)経過
 - 1. 開 会
 - 2. 国歌斉唱
 - 3. 物故会員への黙祷
 - 4. 来賓紹介
 - 5. 式 辞
 - 6. 表 彰
 - 1) 特別功労者表彰 1名 永田正記前会頭
 - 2) 永年経営継続会員事業所表彰

100年以上 10社

90 年以上 7社

5社

80 年以上

70年以上 15社

60 年以上 16社

50 年以上 1 2 社

40 年以上 1 1 社

合計 7 6 社

7. 祝 辞 衆議院議員

- 武 部 新氏
- · 北海道経済産業局長

安藤保彦氏

• 北海道知事 ・北見市長

鈴木直道氏

・北海道商工会議所連合会会頭 岩田 圭剛氏

直孝氏 辻

- 8. 祝電披露
- 9. 閉 会

C. 各種行事

(1) 会員親睦交流事業

会員相互の交流と親睦を目的に交流事業を実施した。

(a) ゴルフ大会

日 時 令和2年9月29日(火)

場 所 北見カントリークラブ

参加者 25事業所 31名

(2) 地元企業の人材確保事業

オホーツク地域の中小企業では、雇用環境の変化と若年者の人口流出による労働者人口減少などによ

り、優秀な人員・人材の確保が困難となっていることから、地元を中心とした道内大学等からの人員・ 人材の確保を図ることを目的とし、北見工業大学をはじめとする道内大学生等を対象とした「オホーツ ク合同企業セミナー」を開催。

昨年開催した「北海道まるごとフェア オホーツクU・Iターン相談会」、札幌市内における「オホーツク企業説明会」、「オホーツク地元企業と北見工業大学就職担当教員との意見交換会」、更に「道内大学・短期大学訪問」については新型コロナウイルス感染症の拡大により中止とした。

○オホーツク合同企業セミナー(北見開催)

日 時 令和3年2月18日(木)

場
所
北見工業大学

参加学生 道内大学生・大学院生・短大生・北見市内専門学生等 29名

参加企業 オホーツク企業29社

(3) 第68回北見菊まつりの開催中止に伴う観賞用菊の展示

「ぼんちまつり」・「冬まつり」とともに当市の三大まつりの一つであり、名実ともに全道一を誇る「北見菊まつり」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、実行委員会運営により北見駅周辺地域に菊の展示及び菊人形の展示が行われた。

期 間 令和2年10月23日(金)~27日(火)

場 所 駅前広場、まちきた大通りビル駐輪場、中央プロムナード、銀座通

出品数 15,000点、菊人形 3体

(4) 「がんばろう北見!」応援ホワイトイルミネーション事業

新型コロナウイルス感染症の影響で、不要不急の外出や経済活動の自粛が発せられ、北見市において も本年度のおまつり・イベント等の人が集まる各種事業が中止となり、地域に強い閉塞感が強まってい たため、北見ぼんちまつり実行委員会メンバーが中心となり、「がんばろう北見!」応援実行委員会を 発足。57,200個のイルミネーションを設置し、ホワイトイルミネーション事業を実施した。

期間 令和2年11月19日(木)~令和3年1月31日(日)

主 催 「がんばろう北見!」応援実行委員会・第67回北見ぼんちまつり実行委員会

場 所 北見市小公園

D. 中小企業者等の福祉増進に関する事業

(1) 第70回会員事業所永年勤続従業員の表彰

平成2年6月24日、新型コロナウイルス感染症の影響により表彰式は中止としたが、表彰状及び記念品を表彰者へ贈った。

受彰者数は次の通り。

40年勤続表彰 8名

3 0 年勤続表彰 1 5 名

20年勤続表彰24名10年勤続表彰16名合計63名

(2) ミント共済制度

福祉活動の一環として、生命共済制度として昭和48年11月1日に発足し、平成26年11月のリニューアルに続き、平成30年11月に新たな共済制度となった。会員各位の理解と協力により令和3年3月末現在の加入状況等は次の通りである。

加入事業所数253件加入者数629人加入口数960口

給付状況 死亡保険金、入金給付金·一時金等 742,000円

見舞金、祝金660,000円定期健診等助成金161,000円

(3) 中小企業退職金共済制度

この制度は、「中小企業退職金共済法」で定められた国の援助と共済方式の採用によって中小企業でも退職金が支給できるようにしたもので、その加入手続を行い、令和3年3月末の加入者は次の通りである。

加入事業所数4件加入従業員数10人

(4) 小規模企業共済制度

小規模事業主の退職金制度ともいうべきこの制度は「小規模企業共済法」によって制定されたもので当所もその窓口となり加入手続を行っているが、令和3年3月末の加入者数は次の通りである。

加入者数 267名

(5) 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)

中小企業者にとって取引先企業の倒産は、経営上その受ける影響は大きなものがあり本制度はそのような事由が発生した時には、連鎖倒産を防ぐために掛金総額の10倍以内を限度に無利子、無担保、無保証人で共済金を貸付けするもので、昭和53年4月に「中小企業倒産防止共済法」が制定された。令和3年3月末現在における加入状況は次のとおりである。

加入事業所数 55件

(6) 特定退職金共済制度

労働福祉対策の一環として、特定退職金共済制度を昭和49年11月1日に発足し、会員各位の理解 と協力により、令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。

加入事業所数175件加入者数1,233人加入口数8,173口

(7) 新大型保障プラン

福祉活動の一環として、新大型保障プランを昭和61年8月1日に発足し、会員各位の理解と協力により、令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。

加入者数

9人

(8) 個人年金プラン

福祉活動の一環として、個人年金プランを昭和61年8月1日に発足し、会員各位の理解と協力により、令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。

加入者数

10人

(9)終身保障プラン

福祉活動の一環として、終身保障プランを昭和62年9月1日に発足し、会員各位の理解と協力により、令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。

加入者数

17人

(10) 積立保障プラン

福祉活動の一環として、積立保障プランを平成5年6月1日に発足し、会員各位の理解と協力により、 令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。

加入者数

1人

(11) 三大疾病保障プラン

福祉活動の一環として、三大疾病保障プランを平成6年1月1日に発足し、会員各位の理解と協力により令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。

加入者数

1人

(12) 総合保障プラン

福祉活動の一環として、総合保障プランを平成10年6月1日に発足し、会員各位の理解と協力により、令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。

加入者数

3 1 2 人

(13) 個人扱契約プラン

福祉活動の一環として、個人扱契約プランを平成15年12月1日に発足し、会員各位の理解と協力により、令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。

加入者数

15人

(14) 定期保険集団プラン

福祉活動の一環として、定期保険集団プランを平成26年6月1日に発足し、会員各位の理解と協力により、令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。

加入者数

61人

(15) 低払いもどし金型定期プラン

福祉活動の一環として、低払いもどし金型定期プランを平成26年12月1日に発足し、会員各位の理解と協力により、令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。

加入者数

48人

(16) 全国商工会議所の業務災害補償プラン

日本商工会議所は、従来型の負傷型労災の補償および労働災害の責任が企業にあると法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任を補償するため運営を開始した。当所は市内4損害保険会社と覚書を交わし運用を開始。令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。

加入事業所

302件

(17) 全国商工会議所の休業補償プラン

日本商工会議所は、病気やケガ、天災による就業不能時の所得を補償するため運営を開始した。当所は市内4損害保険会社と覚書を交わし運用を開始。令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。

加入者

40件

(18) 全国商工会議所のビジネス総合保険制度

日本商工会議所は、会員事業者を取り巻く様々な事業活動リスクに対応する「ビジネス総合保険制度」(総合補償型)の運営を開始した。当所における令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。なお、令和2年6月からPL補償を含んだ総合的な保険に一本化された。

加入事業所

133件

(19) 北海道商工会議所連合会の経営安心補償制度

人材の安定確保や福利厚生対策として、経営安心補償制度(業務災害補償制度)を平成24年7月 1日に発足。令和3年3月末現在の加入状況は次の通りである。

加入事業所

29件

(20) 火災共済制度

北海道火災共済協同組合の行う火災共済事業は、中小企業の共済事業として適切なものであるため同事業への加入の斡旋、事務取扱等を行い、その運営に協力した。

令和3年3月末現在における加入状況等は次のとおりである。

加入組合員数309名加入件数176件契約額42億630万円罹災件数0件

(21) 自動車事故費用共済

北海道中小企業共済協同組合の行う自動車事故費用共済は、中小企業の共済事業として適切なものであるため同事業への加入の斡旋、事務取扱等を行い、その運営に協力した。

令和3年3月末現在における加入状況は次のとおりである。

契約台数

14台

(22) 集団扱保険制度(自動車保険)

会員企業の福利厚生の充実を目的に集団扱保険制度として自動車保険の取扱いを開始。令和3年3月 末現在の加入状況は次の通りである。

加入者 80件

(23) 経営者等の健康管理

(a) 生活習慣病健診

近年、生活習慣病疾患が増加している現状にかんがみ、経営者をはじめ従業員を対象に、生活習慣病(心臓病・脳卒中・糖尿病・腎臓病・高低血圧症・動脈硬化)の集団健診を実施した。

- 1. 健 診 日 令和2年9月28日~10月1日
- 2. 受診人数 430人

(b) 自宅健診

問診票、検査キットによる自宅健診【大腸がん・胃(ペプシノゲン)・前立腺(PSA)・子宮頸がん】を実施した。

1. 受診人数 大腸がん 9名

胃 10名

前立腺 (男性のみ) 7名

子宮頸がん(女性のみ) 1名

E. 技術・技能の普及、検定・試験

(1)検 定

(a) 珠算能力検定試験(1~10級)

回 次	年 月 日	人 数	1級	準1級	2級	準2級	3級	準3級	4級	5級	6級~10級	合計
	2年 4月12日	受験者数	_	_	_	_	_	_	2	1	1	4
	2年 4月12日	合格者数		_	_		_	_	1	1	1	3
第 219 回	2年 6月28日	受験者数		中 止								
弗 219 凹	2年 0月28日	合格者数	T					ш.				
	2年 8月 2日	受験者数	_	_	_		_	_	4	1	5	10
		合格者数	_	_	_	_	_	_	1	1	5	7
第 220 回	第 220 回 2 年 1 0 月 2 5 日	受験者数	_	_	1		1	_	4	2		8
第 220 凹	2年10月25日	合格者数		_	0	_	0	_	3	2	_	5
	2年12月13日	受験者数	_	_	_	1	_	1	2			4
	2年12月13日	合格者数		_	_	1	_	1	2		_	4
第 221 回	3年 2月14日	受験者数	_	_	2		2	2			3	9
男 221 凹	3年 2月14日	合格者数		_	1		0	1	_	_	2	4
合	計	受験者数	0	0	3	1	3	3	12	4	9	35
	計	合格者数	0	0	1	1	0	2	7	4	8	23

(b) 暗算検定試験 (1~10級)

回次	年 月 日	人数	1級	準1級	2級	準2級	3級	準3級	4級	5級	6級~10級	合計
	2年 4月12日	受験者数	_	_	_	_	_	_		_	1	1
	27 4/1121	合格者数	_	_	_	_	_	_		_	1	1
第 219 回	2年 6月28日	受験者数					中	止				
第 219 凹	2年 6月28日	合格者数					4	ш				
	9年 9月 9日	受験者数	_	_	_	1	_	1		1	1	4
	2年 8月 2日	合格者数	_	_	_	0	_	1		0	1	2
第 220 回	2年10月25日	受験者数	_	_	_	_	_	_	1	2	1	4
第 220 凹	2年10月23日	合格者数	_		_	_	_		1	2	1	4
	2年12月13日	受験者数	_	_	_	_	1	1		1	_	3
	2年12月13日	合格者数	_	_	_	_	1	1		1	_	3
笠 001 同	9年 9月14日	受験者数	_	_	_	_	1	_		_	_	1
第 221 回	221回 3年 2月14日	合格者数	_	_	_	_	1	_		_	_	1
合	計	受験者数	0	0	0	1	2	2	1	4	3	13
白	ĒΤ	合格者数	0	0	0	0	2	2	1	3	3	11

(c) 段位認定試験

回 次	年 月 日	受験者数		認 定
第 129 回	2年 8月 2日	珠算・暗算 1	名	珠算9段、暗算認定なし
角 129 凹	2年 8月 2日	珠算のみ 1	名	9段
笠 120 同	2年10月25日	珠算・暗算 1	名	認定なし
第 130 回	2年10月25日	珠算のみ 1	名	認定なし
第 131 回	3年 2月14日	珠算のみ 2	2名	初段1名、認定なし1名
第 131 四	3年 2月14日	暗算のみ 1	名	認定なし

(d) 簿記検定

回 次	年 月 日	人数	1 級	2 級	3 級	4 級	合 計		
第 155 回	2年 6月14日	受験者数	中 止						
另 100 固	2年 0万14日	合格者数							
第156回 2年11月15	2年11月15日	受験者数	4	1 7	4 7	_	6 8		
免 100 凹	2年11月15日	合格者数	0	3	2 0	_	2 3		
第 157 回	3年 2月28日	受験者数	3	1 8	3 5		5 6		
弗 157 凹 3	3年 2月26日	合格者数	0	1	2 4	_	2 5		
	음 計	受験者数	7	3 5	8 2	_	1 2 4		
1	□ 請「	合格者数	0	4	4 4	_	4 8		

(e) リテールマーケティング (販売士) 検定

回次	年 月 日	人数	1 級	2 級	3 級	合 計		
第86回	2年 7月11日	受験者数		ф	ıL			
男80四		合格者数	中止					
# 0.7 □	3年 2月17日	受験者数	_	1	1	2		
第87回	3年 2月17日	合格者数	_	1	0	1		
	· 計	受験者数	_	1	1	2		
	合計	合格者数	_	1	0	1		

(f) カラーコーディネーター検定

回 次	年 月 日	人数	1 級 (第1分野)	1 級 (第2分野)	1 級 (第3分野)	アト゛ハ゛ンス クラス	スタンタ゛ート゛ クラス	合 計
第48回	2年 6月 7日	受験者数 合格者数			中	止		
第49回	2年11月29日	受験者数 合格者数	_	_		0	3 1	3 1
合	計	受験者数 合格者数	_ _		_ _	0	3 1	3 1

(g) ビジネス実務法務検定

	: 1 343512.3513000						
回次	年 月 日	人数	1 級	2 級	3 級	合 計	
第47回	2年 6月21日	受験者数		中	ıŀ		
3741	2 0),21	合格者数			-		
第48回	2年12月 6日	受験者数	_	5	1 5	2 0	
男40凹	2年12月 0日	合格者数	_	2	5	7	
	△ 1.	受験者数	_	5	1 5	2 0	
	合 計	合格者数		2	5	7	

(h) 福祉住環境コーディネーター検定

(22)										
回次	年 月 日	人数	1 級	2 級	3 級	合 計				
第44回	2年 7月 5日	受験者数		中	ıĿ					
労せる四	2年7月3日	合格者数		+	т.					
第45回	2年11月22日	受験者数	0	1 9	6	2 5				
男43四	2 平 1 1 月 2 2 日	合格者数	О	9	5	1 4				
	△ ⇒1.	受験者数	0	1 9	6	2 5				
	合 計	合格者数	О	9	5	1 4				

(i) 環境社会検定(eco検定)

回次	年 月 日	人	数
第28回	2年 7月12日	受験者数	中止
		合格者数	T II
第29回	2年12月13日	受験者数	1 5
男 名 3 凹	2中12月13日	合格者数	8
	合 計	受験者数	1 5
		合格者数	8

(j) ビジネスマネジャー検定

回 次	年 月 日	人	数
第11回	2年 6月27日	受験者数 合格者数	中
第12回	2年11月 8日	受験者数 合格者数	4 2
	合 計	受験者数 合格者数	4 2

(k) 北海道観光マスター検定

回次	年 月 日	人数
第15回	0年11日02日	受験者数 13
第15回	2年11月23日	合格者数 5

(2) 情報処理技術者試験

回次	年 月 日	試験区分	受験者数
		応用情報技術者試験	
		データベーススペシャリスト試験	
秋 季	2年10月18日	エンベデッドシステムスペシャリスト試験	1
		システム監査技術者試験	1
		情報処理安全確保支援士試験	7
	合		2 9

F. 広 報

(1) 定期刊行

- (a) 北見商工会議所報「きたみ」(年6回)
- (b) 速報会議所ニュース (年51回)

(2) 不定期刊行

- (a) 各種小規模事業指導パンフレット
- (b) 各種講習会テキスト
- (3) インターネット活用
 - (a) ホームページによる商工会議所事業紹介「経営相談、イベント・観光、統計・調査、会員サービス、まちづくり等」
 - (b) メールによる事業等案内配信サービス 登録事業所 407社

G. 証明・鑑定

(1) 特定退職金共済制度加入証明書 40件

H. 中小·小規模事業者支援事業

地域内における中小・小規模事業者に対する支援を北見商工会議所中小企業相談所が中心となり、各関係機関と連携し、平成27年11月17日に経済産業大臣からの事業認定を受けた「経営発達支援計画」に則り、窓口・巡回相談の実施、講習会・セミナーの開催、金融の斡旋、事業計画作成、展示会・商談会の出展支援等、中小・小規模事業者の持続的発展を図るべく伴走型支援を実施した。

(1) 窓口・巡回相談件数及び内容

相談指導の内容	巡	口	指	導	窓	П	指	導	
経営革新				3 8				7	0
経営 一般				265				2 9	6
情 報 化				1					2
金融				5 0				1 0	2
税務				113				2 9	2
労 働				5 3				1	9
取引				9				1	0
環 境 対 策				0					0
その他				4 4				2	1
計			•	573				8 1	2

(2) 講習会・講演会・情報交換会

(a) 集団指導

開催日	題目	講師	参加人数	共催団体
2年 6月3日 ~4日	創業実践セミナー	株原口経営コンサルタントオフィス 代表取締役 原 口 勝 全	8 (0)	オホーツク 産学官融合センター 北見市

8月18日 ~20日	実務経理セミナー 「やさしい複式簿記講習会」	税理士法人北海道みらいオホーツク事務所税理士 江 澤 昭	10 (3)	(公社)北見地方法人会 北見支部 北見青色申告会
9月 1日	HACCP義務化対応セミナー	(㈱キュー・アンド・シー 取締役統括部長 水 村 義 人	1 0 (4)	(公社)北見地方法人会 北見間税会
9月 2日 ~3日	創業実践セミナー	㈱原口経営コンサルタントオフィス 代表取締役 原 口 勝 全	10	オホーツク産学官融合センター北見市
9月25日	働き方改革セミナー 同一労働同一賃金への対応	よろず支援拠点 コーディネーター 藤 田 貴 史	10(3)	(公社)北見地方法人会 北見支部 北海道よろず支援拠点
10月21日	新入社員フォローアップ研修	(株日本ビジネス社 代表取締役社長 佐々木 隆 浩	17	(公社)北見地方法人会 北見支部 北見間税会
11月 4日 ~5日	創業実践セミナー	(株原口経営コンサルタントオフィス 代表取締役 原 ロ 勝 全	3 (0)	オホーツク 産学官融合センター 北見市
11月17日 ~19日	実務経理セミナー決算編 「やさしい複式簿記講習会」	税理士法人北海道みらいオホーツク事務所税理士 江 澤 昭	23 (5)	(公社)北見地方法人会 北見支部 北見青色申告会
12月17日	創業入門セミナー	id. DESIGN-OFFICE ・ワタシらしく 働くお手伝いワタシプラス 代表 鹿 又 百合子	4 (0)	オホーツク 産学官融合センター 北見市
3年 1月20日	Google マップを活用した実店 舗の情報発信・集客セミナー	G-word 代表 杉 山 貴 思	1 6 (5)	北見市
1月20日	女性のための創業セミナー	id. DESIGN-OFFICE ・ワタシらしく 働くお手伝いワタシプラス 代表	4 (0)	オホーツク産学官融合センター北見市
1月21日	事業承継対策セミナー・意見交 換会	ホワイトアロー 代表 石 坂 育 仁	5 (4)	(公財) 北海道中小企 業総合支援センター 北見市
2月 3日 ~4日	創業実践セミナー	(㈱原口経営コンサルタントオフィス 代表取締役 原 口 勝 全	5 (0)	オホーツク 産学官融合センター 北見市
3月19日	新入社員研修講座	(株日本ビジネス社 代表取締役社長 佐々木 隆 浩	38	(公社)北見地方法人会 北見支部 北見間税会
集 団	指導計	計14回	163 (32)	

※参加人数の()内の数字は小規模事業者数

(b) 個別指導

開催日	講題または指導内容	講師	参加人数	共催団体
2年 7月30日	知財無料相談会	(一社) 北海道発明協会 知財専門家	1 (1)	(一社)北海道発明協会
9月24日	知財無料相談会	(一社) 北海道発明協会 知財専門家	0 (0)	(一社) 北海道発明協会
3年 3月25日	知財無料相談会	(一社) 北海道発明協会 知財専門家	2 (2)	一社)北海道発明協会
	個 別 指 導 計	計 3 回	3 (3)	

[※]参加人数の()内の数字は小規模事業者数

(3) 金融の斡旋

中小・小規模事業者に対する金融支援として、日本政策金融公庫融資及び北海道中小企業総合振興資金融資等を斡旋することにより経営改善を促進した。

斡旋の窓口	斡旋延べ件数	斡旋金額	貸付決定件数	貸付決定金額
日本政策金融公庫	26件	19,790万円	26件	19,640万円
() 内マル経資金	(25)	(18, 940)	(25)	(18, 940)
その他の金融機関	13件	15,576万円	13件	15,576万円
(信用保証協会の信用	保証を含む)			
計	3 9件	35,366万円	3 9件	35,216万円

(4) 小規模事業者経営改善資金融資制度

当所が窓口となり調査・審査・推薦し、日本政策金融公庫国民生活事業から無担保・無保証人で低利に融資することにより小規模事業者の経営改善を促進した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、別枠で設けられた「新型コロナウイルス対策マル経」に対する【利子補給制度】を令和2年3月に創設し、影響を受けている小規模事業者に対して支援した。

四半期別	推薦決定額		貸	付決定額	利子補給
四十朔加	件 数	金額(万円)	件 数	金額(万円)	件数
第 1 (4~ 6月)	1 6	11, 210	1 6	11, 210	
第 2 (7~ 9月)	5	5, 200	5	5, 200	

第 3 (10~12月)	2	1, 450	2	1, 450	1
第 4 (1~ 3月)	2	1, 080	2	1, 080	
≅ +	2 5	18, 940	2 5	18, 940	1

審査会の開催状況

開催日	出席委員数(経営指導員)	場所	審査件数
2年 4月14日	5 (3)	当 所	4
(略式審査)4月27日	1 (1)	IJ.	1
(略式審査)5月 1日	1 (2)	<i>II</i>	2
5月12日	5 (4)	<i>II</i>	6
6月 9日	5 (3)	"	3
7月14日	5 (3)	IJ.	4
9月 8日	5 (2)	"	1
11月16日	4 (2)	<i>II</i>	1
12月 8日	5 (2)	"	1
令和3年 3月15日	5 (3)	II.	2

(5)経営状況の分析

小規模事業者経営改善資金融資調査や事業計画の作成支援等を通じて、小規模事業者の経営状況の分析を行い、経営改善を促進した。

(a)経営指導員による経営分析 117件

(b) 専門家相談 76件

(6) 事業計画の作成

小規模事業者が経営課題を解決すべく、経営状況の分析等を活用し数字・データに基づく事業計画の作成・フォローアップを行った。

(a) 事業計画策定事業者数 97社

(b) 創業支援者 16社(人)

(c) 計画策定後のフォローアップ 118社 461回

(7) 販路開拓

地域内外に対する販路拡大を図るべく、関係機関と連携し各種展示会・商談会及びテスト販売への出展支援を行った。

(a) 地域内テスト販売支援

開催日	展示会・商談会名	開催場所	参加事業所
3年 2月17日	笠ら同少貝フノニツフェア	コミュニティプラザパラボ地下食品	4
~2月21日	第6回北見スイーツフェア	売場	(4)

[※]参加事業所数の()内の数字は小規模事業者数

(b) 地域外展示会・商談会・テスト販売支援

開 催 日 展示会・商談会名		開催場所	参加事業所
3年 2月17日	スーパーマーケット・トレード	幕張メッセ	3
~19日	ショー2021	帝城グツビ	(1)

[※]参加事業所数の()内の数字は小規模事業者数

(8) 各種調査

地域内における景気・業界動向、事業承継、中心市街地における回遊動向、若年者の雇用動向を把握すると共に基礎資料として提供すべく各種調査を行った。

調査月	調査名称	調査対象	備考
2年 4月~毎月	CCI-LOBO(早期景気観測システム)	市内組合	定期
6月・9月・12月・3年3月	景気動向調査	市内業界	"
6月・9月・12月・3年3月	業界動向調査	"	"
10月	歩行者通行量動態調査・車輌通行量調査	市内	"
3年 2月	新規学卒者予定初任給調査	市内業界	"

(9) 中小企業振興委員の設置(令和3年3月31日現在)

地域内における各業界動向の現状・課題並びに事業所における経営課題を把握すべく、各業界より委員を選任し、情報を収集した。

(a) 振興委員名

氏			名	組 合 名	氏			名	組 合 名
高	橋	勝	志	北見板金業組合	加	納	正	樹	北海道宅地建物取引業協会
岡	本		郷	北見建設業協会					北見支部
釜	澤	達	也	北見地区左官業組合	小	池	康	幸	北海道社交飲食生活衛生同業
土	屋	隆	幸	北見地方建設事業協同組合					組合北見支部
松	谷	光	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	北見管工事事業協同組合	小	松	洋	志	北見菓子協会
辰	巳		徹	北見市商店街振興組合連合会	成	中	栄	$\vec{-}$	北見クリーニング組合
佐	藤	貴	彦	北見木工協同組合	渡	辺	界	<u>\f\</u>	北海道理容生活衛生同業組合
林		正	道	北見鉄工協同組合					北見支部北見理容師会
西	田	周	史	北見魚菜買受人協同組合	Щ	本	朝	生	北見美容協会
春	田	博	人	北見ホテル旅館組合					

(b) 中小企業振興委員連絡会議

日 時 令和2年8月24日(月)午後6時

場 所 北見経済センター

出席者 委員10名

議 題 1) 商工会議所事業を含む情報提供について

2) 意見交換(コロナ禍における業界動向等)

(10) 経営安定特別相談事業

地域内事業者を対象として経営危機の恐れのある事業者からの事前の申し出により、経営的に見込みのあるものについては会頭から委嘱を受けた商工調停士等の協力を得て経営再建の方途を講じ、見込みのないものは円滑な整理を図り、中小企業の倒産に伴う混乱を未然に防止するために経営安定特別相談室を設置している。

(a) 経営安定特別相談件数 0件

(b) 講習会事業

経営安定セミナー「お金をかけずに宣伝!!広告費0円!最新プレスリリースセミナー」

開催日 令和3年2月22日(月)

場 所 北見経済センター

講 師 株式会社マジックマイスターコーポレーション

代表取締役 大谷芳弘氏

出席者 4社 5名

(11) 事業承継相談窓口事業

事業承継相談窓口を設置し、事業承継セミナーや巡回訪問を通じて各種支援施策の啓発普及、また支援ツールの活用や、関係機関と連携して事業承継診断、事業承継計画作成支援等を行った。

- (a) 窓口・巡回相談 63件(うち1件は事業承継計画作成、1件は特例事業承継計画申請支援)
- (b) 事業承継セミナー 1回

(12) 連携機関会議

各機関との連携及び地域活性化事業の検討・情報の共有を目的に懇談会・運営会議等を行った。

(a) オホーツク産学官融合センター運営会議 12回

(13) 事務代行(令和3年3月31日現在)

地域内における中小・小規模企業の労働環境の整備と労働保険加入の促進を図るべく労働保険事務組合を設置し、労働保険事務代行を行う。

(a) 労働保険

委 託 事 業 所 数	対 象 従 業 員 数	備考
1 7 5	1, 671	

(14) 記帳継続指導

- (a) 税務記帳指導対象事業所数 50件
- (15) 中小企業・小規模事業者ビジネス創出等支援事業(ミラサポ)

中小企業庁が中小企業支援策として、専門家派遣が行える支援ポータルサイト「ミラサポ」を開設。 当所では、地域プラットホーム(北見・オホーツク地域経営支援機関)の代表機関として参画し、中 小企業の課題解決に向け専門家派遣を実施した。

- (a) 専門家派遣事業 5件 13回派遣(事業計画策定、販路開拓、新事業構築等)
- (16) 知財総合支援窓口事業(北海道知的財産情報センターサテライト)

中小企業者の知的財産(特許・ノウハウ・商標・ブランド・デザイン・著作権等)の利活用等に関する相談窓口を一般社団法人北海道発明協会と連携し設置。テレビ会議システムを通じて個別相談を実施した。

(a)相談件数 5件

(17) 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が経営計画に基づいて実施する販路開拓などの取り組みに対して、経費の一部を補助する同補助金申請にあたって経営計画の作成、販路開拓方法など支援・助言を行った。

- (a) 支援事業者 86件(うち令和元年度支援分4件))
- (b) 補助金採択 57件

採択事業者名

- ・令和元年度支援分(令和2年5月採択) ノースファーム・ベーカリー㈱、居酒屋中華はっちゃき、㈱KACHIFUKU、예誠栄
- · 令和2年度支援分(令和2年度内採択)

相スイッチ、相ハピネス、合同会社GRACE、たまごのじかん、㈱リボンギフト、㈱北見ゴルフ倶楽部、㈱尾崎鮮魚店、㈱ベストミント、㈱GROWTH、北見オニオンホール、街啓衣裳店、相ZOOM、㈱エムズリンク、らーめんごらく、割烹石崎、和牛焼肉きもと、㈱コンサルトジャパン、寿司割烹粋里、RAMBLE、SÖL、相おおばん、合同会社酒井農園、そば香ろあん、ゆい美容室、㈱中村陶苑、爽活サービス、きたほのか、相杉商、㈱LIVES、旬ソナタ、オホーツクビール㈱、焼肉ほりぐち、旬福田写真館、㈱きんにくや、旬八仙閣、㈱アミューズキッチン、GREEN CAFE、北見メッセ書道教室、㈱マイプリンター、旬ウインドーリペア北見、旬ウィル、しらかばスクール、㈱ツムラ、あかつき、甘太郎製菓㈱、㈱つちだ、サロマ湖観光船㈱、紅の木焼肉紅や

・令和2年度支援分(令和3年4月採択) (株)伊藤茶舗、My English Room、何四季倶楽部、何リーサ、いごっそう

(18) 事業継続力強化支援事業

小規模事業者の自然災害等への事前の備え、迅速な復旧支援のため、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会議所が市町村と共同で支援していくことが求められ、当所と北見市が連携し「事業継続力強化支援計画」を策定し、令和3年3月17日北海道に認定された。同計画に基づき事業継続に対する支援を強化していく。

(19) 新型コロナウイルス感染症に関わる支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、地域の経済は大打撃を受け非常に厳しい状況が続いている。 このような状況下、当所は会員事業所事業所の経営を支援すべく諸施策を実施している。

(a) 職員による日常相談業務におけるコロナ関連支援

職員が日常業務において、訪問、窓口、電話等で新型コロナウイルス感染症に関わる相談を行った。 令和2年度の相談件数 427件

《内訳》 給付金・支援金等に関する相談228件持続化補助金に関する相談93件融資・資金繰りに関する相談73件その他33件

(b) 新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート調査

「新型コロナウイルス感染拡大についての緊急事態宣言」前後の影響について実態を把握し、当所 の施策に活かすとともに、広く参考としてもらうことを目的にアンケートを実施。

実施日 令和2年6月5日~6月15日

回答件数 85件

また、四半期毎に実施している景気動向調査において、コロナによる経営への影響について把握した。

(c) クラウドファンディングによる地域飲食店応援プロジェクト #みらい飯

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が落ち込んだ市内飲食店を対象に、日本商工会議所と連携し商工会議所事業専用クラウドファンディングプログラム(READYFOR 株式会社)の活用により応援金を募集した。応援金は自身が指定した店舗の10%プレミアム付食事券を発行する「店舗指定コース」、参加店舗全体への均等寄付となる「地域応援コース」の2種類を設け、募集期間終了後に参加店舗へ分配。コロナ禍により困窮する飲食店の経営支援を行った。

参加店舗 55店

募集期間 令和2年6月1日(月)~26日(金)

支援者 141名、341件

応援金 5,106,000円

店舗指定コース 3,743,000円

地域応援コース 1,363,000円(一部期限後入金を含む)

- (d) 北見市プレミアム商品券事業協力
 - ①北見市が発行するプレミアム商品券事業の登録企業の募集、商品券の販売の協力

実施期間 令和2年7~8月

登録事業所 760店

- ②北見市プレミアム商品券事業登録店(会議所会員事業所)に対するアルコール消毒液の配布 配布事業所数 400事業所
- (e) 新型コロナウイルス感染症対応フローチャートの作成

新型コロナウイルス感染症に対する企業の対応方法について取りまとめたフローチャートを作成し、 令和2年9月に全会員事業所に配付した。

作成部数 3,000部

(f) 「新北海道スタイル」安心宣言の取組推進

北海道がすすめる「新北海道スタイル」安心宣言の取組を推進すべく、飲食店・小売店等を職員が 訪問し、ステッカー等を配布。

実施期間 令和2年9~10月

訪問依頼件数 241事業所

(g) 新型コロナウイルス感染症対策個別相談会(飲食店向け)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が発令され、自粛要請の影響から特に飲食サービス業においては大変厳しい経営を強いられたことから、北海道社交飲食生活衛生同業組合北見支部をはじめ関係機関と連携し、「持続化給付金」「融資制度」「雇用調整助成金」等の支援制度について個別相談会を実施した。

実施日 令和2年4月28日(火)・30日(木)・5月1日(金)

相談件数 66件

(h) 新型コロナウイルス感染症対応のための経営相談体制強化事業

新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受けている中小・小規模事業者の経営支援策として日本商工会議所と委託契約を結び「新型コロナウイルス感染症のための経営相談体制強化事業」として経営相談窓口を開設して専門指導員を配置し、金融、国や北海道・北見市等の各種給付金・支援金制度、補助金制度、雇用調整助成金等の幅広い内容で個別相談会を実施した。

【国制度活用】

相談件数 170件

【当所独自】

持続化給付金、家賃支援金の受付期間の延長、固定資産・都市計画税の軽減制度の新設に伴い 追加実施

実施期間 令和3年1月6日(水)12日(火)25日(月)(3回開設)

相談件数 9件

(i) 新型コロナウイルス感染症対策緊急個別相談会(飲食店向け)

新型コロナウイルス感染症の拡大、第3波の影響を最も受けている飲食店に対する緊急個別相談会 を実施。

実施日 令和2年12月24日(木)~12月25日(金)

相談件数 9件

(j) 社交飲食生活衛生同業組合、ホテル旅館組合幹部との意見交換会

コロナ禍の実態を把握すべく、大きな影響を受けている業界の現状・今後の要望等について意見交換を実施。

実施日 令和3年1月15日

(k) 会員飲食店応援テイクアウト・デリバリー対応店PR事業

コロナ禍で大きな影響を受けている会員飲食店の支援を目的に、テイクアウト・デリバリーに取組む会員事業所のPR事業を実施した。

令和3年2月に当所HPに掲載開始。令和3年3月にチラシ5,000枚を作成し、全会員事業所に配付。

登録店 53店

I. 女性会活動の推進

当所会員である女性経営者等が相互に啓発と親睦を図りながら女性の地位の向上と地域経済の振興発展に寄与するために、次のとおり積極的な事業活動を行なった。

- (1) 会員の状況 5 2会員
- (2) 会議開催状況
 - ①定時会員総会(書面開催)
 - ②三役会 3回
 - ③役員会 5回
 - ④部 会
 - イ 研修部会2回ロ 親睦部会4回ハ 総務広報部会4回⑤その他諸会議5回
- (3) 例会開催状況
 - ①第1回例会 日 時 令和2年7月20日(月)午後6時30分
 - 場 所 北見経済センター 内 容 三部会打ち合わせ
 - ②第2回例会 日 時 令和2年9月29日(月)午後6時30分

場 所 北見経済センター

内 容 講 話 新型コロナウイルスと地域医療について 講 師 北見赤十字病院 院長 荒 川 穣 二 氏

③第3回例会 日 時 令和2年11月6日(金)正午

場 所 北見市役所新庁舎

内 容 視 察 北見市役所新庁舎見学

④第4回例会 日 時 令和3年2月15日(月)午後6時30分

場 所 ホテル黒部

内 容 講 話 北見市市街地再生計画について

講師北見市都市建設部都市計画課長竹内晋氏

講 話 経済センターを含む再開発事業・

コロナ禍における商工会議所の取り組みについて

講師北見商工会議所会頭舛川誠氏

J. 青年部活動の推進

次代を担う若手経営者が相互に交流と連携を図りながら当市商工業の振興と企業の発展に寄与するために、次のとおり積極的な事業活動を行なった。

(1) 会員の状況 86会員

(2) 会議開催状況

①定期総会 ※書面総会 令和2年 5月13日~20日 (議決書及び質問書・意見書受付期間)

②臨時総会 2回

③理 事 会 13回

④三 役 会 17回

⑤委 員 会

イ 第一研修委員会23回ロ 第二研修委員会17回ハ 親睦委員会17回ニ 総務広報委員会17回

⑥その他会議等 25回

(3) 例会開催状況

- ① 4月例会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止
- ② 5月Web交流会 日 時 令和2年 5月19日(火) 午後7時 場 所 Zoomミーティングルーム

テーマ 「北見YEG Web交流会」

③ 7月Web交流会 日 時 令和2年 7月14日(火) 午後7時

場所 Zoomミーティングルーム

テーマ 「団結力を高めよう!」

④ 8月Web交流会 日 時 令和2年 8月18日(火) 午後7時

場 所 Zoomミーティングルーム

テーマ 「コロナにマケルナ!みんなの知恵を繋げよう!」

⑤ 9月Web交流会 日 時 令和2年 9月15日(火) 午後7時

場 所 Zoomミーティングルーム

テーマ 「北見YEG活動再開に向け、更なる交流を深めよう」

⑥10月例会 日 時 令和2年10月13日(火) 午後7時

場 所 北見経済センター

テーマ 「Dynamic to the future!」

⑦11月例会 日 時 令和2年11月10日(火) 午後7時

場 所 北見経済センター及び Zoom ミーティングルーム

テーマ 「個人の下支えは、個人の健康の下支えから」

⑧12月例会 日 時 令和2年12月 8日(火) 午後7時

場所 Zoomミーティングルーム

テーマ 「最新の感染予防対策を学ぼう!」

サブテーマ ~忘年会だョ!全員集合Withコロナ~

⑨ 1月例会 日 時 令和3年 1月19日(火) 午後7時

場所 Zoomミーティングルーム

テーマ 「北見商工会議所青年部 Web新年会」

⑩ 2月例会 日 時 令和3年 2月 9日(火) 午後7時

場所 Zoomミーティングルーム

テーマ
「オホーツクビールから学ぶ持続的発展の秘訣」

⑪ 3月例会 日 時 令和3年 3月 9日(火) 午後7時

場 所 Zoomミーティングルーム

テーマ 「北見商工会議所青年部 令和2年度卒業式」

K. 北商クラブ活動の推進

北見商工会議所の役員・議員退任者の相互の連携並びに親睦、研修を図るため次のとおり積極的な事業活動を行った。

(1) 会員の状況 22会員

(2) 会議開催状況

①会員総会(書面開催)

(3) 事業実施状況

①同好会事業

 イ ゴルフ同好会
 2回

ロ パークゴルフ同好会 1回

ハ 釣り同好会 1回

L. 公害健康被害補償制度汚染負荷量賦課金の徴収

昭和47年 "公害に係る無過失責任法" (大気汚染防止法・水質汚濁防止法)により公害発生の原因が故意・過失の有無にかかわらず、原因者はその責任を免れることができなくなり、種々の法令等によって年を追って増え続ける公害被害者の救済が図られてきたが従来の救済制度では不十分であったため、昭和48年に「公害健康被害補償法」が制定され、独立行政法人環境再生保全機構は、同法に基づき、汚染負荷量賦課金の徴収業務を行っている。

当所では、北網地域における汚染負荷量賦課金の徴収業務を委託され、実施した。

汚染負荷量賦課金事務取扱件数 33件

M. 北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)

国際規格のISO14001を基本とし、中小企業や各種団体等、多くの組織が容易に取り組める環境マネジメントシステムとして、北海道商工会議所連合会が中心となり、各団体・行政機関の協力を得て構築し、より分かり易く、より安価で取り組みやすく、環境保全と経営の安定を支援するためにつくられた環境規格で、当所ではこの運営団体であるエイチ・イー・エス推進機構より環境マネージャーの委嘱を受け、HESの普及啓発事業を行っている。

認証登録件数 3件

N. 北見市中心市街地活性化協議会

中心市街地活性化協議会の役割たる事業の効果的かつ一体的な実施を図るために、様々な関係者が意見調整等を行う場を提供するとともに、まちづくりの司令塔として機能し、「来たくなるまち 歩きたくなるまち 住みたくなるまち」としてコミュニティ再生に向け、「コンパクトシティ」の構築と商業活性化に取り組むとともに、中心市街地の魅力と活力を高めていくために各種事業を推進した。

(1) 中心市街地活性化協議会の開催

開催日	開催場所	会議の内容	出席者数
2年 7月17日	書面総会	1. 平成元年度事業報告並びに収支決算報告について	_
		2. 監査報告	
		3. 令和2年度事業計画(案)並びに収支予算(案)	
		について	

(2) 運営委員会の開催

開催日	開催場所	会議の内容	出席者数
2年11月11日	北見経済センター	1. 中心市街地の現況調査について	10名
		2. 「がんばろう北見!」応援ホワイトイルミネー	
		ション事業協力について	

(3) 中心市街地集客力アップ事業(空き店舗対策事業) まちなか賑わい創出の一環として下記事業を行った。

名 称	開催期間	実 施 内 容
①まちなか文化教室		
○陶芸教室	2年 6月~2年10月	中心市街地への来店機会と賑わいづく
	第4土曜日全5回	りの醸成を目的に陶芸教室(31名)
②まちづくり情報発信事業	2年 4月 1日~	中心市街地ホームページにより、各種
	3年 3月31日	活性化事業やイベントなどの情報発信
		事業を行った。
③得する街のゼミナール	2年10月 1日~	中心街の活性化を目的に中心市街地店
	10月31日	舗 7 店舗、12講座を開催。
		参加者100名

(4) 中心市街地現況調査

中心市街地における今後の事業等の取り組みの参考とすべく、土地・建物所有者の現況調査を行った。

O. まちなか賑わい創出事業

平成14年度より空き店舗対策事業の一環として、まちなかの賑わい創出と中心市街地のコミュニティ再生に向け、各種事業を行った。なお、まちなか文化教室は同会場にて開催している。

- (1) 実施期間 令和 2年 4月 1日~令和3年 3月31日
- (2)場 所 まちんなかSHOW10(北見市北2条西2丁目)
- (3) 入場者数 10,457人
- (4) アンテナショップ
 - ①ワンBOXオーナー

品揃えや人の配置ができないなどチャレンジショップに応募できない方を対象にレンタルスペースを提供することを目的とし、個人が製作した作品の展示販売やリサイクル商品の販売コーナーを「ワンBOXオーナー」として28BOX、20ハンガーバーを設置した。

②オホーツク・北見の逸品コーナー オホーツク管内のハッカ製品などの観光土産品や元気商品を展示販売した。

(5) くらしの相談会・まちなか保健室

くらしの中で生じる疑問や悩み、健康に関する不安を解決する無料相談窓口を開設した。

①くらしの相談会 内 容:年金や社会保険に関する相談

開催日:令和2年4月8日から毎月第2水曜日

相 談 員:社会保険労務士

相談件数:なし

内 容:暮らしの中で生じる身近な税金の相談 開催日:令和2年4月15日から毎月第3水曜日

相 談 員:税理士相談件数:なし

②まちなか保健室 内 容:簡易な健康チェック・健康相談

開催日:令和2年4月3日から毎週金曜日

相談員:看護師

相談件数:全37回 56名

P. きたみ de 婚カツ事業

(1) 2020きたみ de 婚カツ

街コンより一歩踏み込んだ、結婚相手との出会いの場の創出と独身者並びに若者の定住促進および地域活性化を目的とした「2020きたみ de 婚カツ」事業を実施した。

①開催日 令和2年12月 5日(土) 午後3時~5時30分

②場 所 ホテル黒部

③参加対象者 25~40歳までの独身男女

※男性のみ、現在北見市居住の有職者に限定

④参加者数 20人

⑤成立組数 2組

⑥内 容 新型コロナウイルス感染症を鑑み、開催時間の短縮、参加者数の削減、飲食の提供を取

り止め開催した。自己PRとフリートークの2部構成で交流を図った。さらに、イベントで成立したカップルに対して長い期間使用できる二次会無料招待券を提供し、今後の

交流につなげた。

Q. オホーツク産学官融合センター

オホーツク産学官融合センターは、平成18年11月30日に独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部北見オフィスと同時に北見工業大学社会連携推進センター(旧地域共同研究センター)内に設置した。令和2年度は、事業化を目指した地域資源活用事業、農商工連携等連携事業の案件発掘と各種支援事業(創業・経営・資金調達・新商品開発・販路拡大等の経営及び試験研究)に対しての事業の啓蒙普及と推進に傾注し、経営課題解決のため専門家による個別相談会・派遣、まちなかでの利便性を考慮しての移動個別相談会を実施し、北見市が認定された「産業競争力強化法」に基づく「創業支援事業計画」において、創業支援事業者としてオホーツク産学官融合センターが創業支援事業計画に基づく創業支援事業を実施するなど、外部団体・関係機関とのネットワーク形成と情報収集等地域中小企業者への支援と相談事業を下記の通り行った。また、北海道知的財産情報センター(札幌市)の機能を地方都市にも整備するために、北見市、函館市、帯広市、旭川市、釧路市、苫小牧市、室蘭市8地域10個所のサテライトを設置しており、北見においては「北見サテライト」を開設しインターネットによる相談システムを利用した知的財産の総合相談窓口として事業を実施した。

(1) 創業・起業を志す方を力強くサポート

「創業・起業」するためのビジネスプラン・創業計画書の作成、資金調達、設立のための手続き、 創業時に使える公的融資制度など、さまざまな創業・起業時に必要な知識を体系的に学ぶことができる 「創業実践セミナー」などを開催した。

① 創業入門セミナーの開催② 女性のための創業セミナーの開催① 創業実践セミナーの開催1 回開催4 名出席③ 創業実践セミナーの開催4 回開催2 5 名出席

(2) 事業化を目指すプロジェクトの発掘と支援

中小機構と連携し、これまで農商工連携、地域資源活用、新事業創出の取り組みを行った事業者に対する継続した支援を実施した。

支援事業者 7社

(3) 共同研究、事業化等推進

北見工業大学社会連携推進センターの活用を積極的に進め、工業大学が持つ研究開発シーズを地域中 小企業の研究開発、事業化に向け利用を促進した。

・スーパー連携大学院コンソシアムへの協力 地域コア(北見地域)運営委員会の開催

(4) 企業訪問、相談指導の実施

①市内及び管内中小企業への企業訪問 470件(延べ数)

②専門家アドバイザー相談件数 25件

③ワンストップサービス件数 365件

(5) 移動経営個別相談会の実施

毎週水曜日北見経済センターに於いて専門家等による相談会を実施。 (相談件数については、同上企業訪問、相談指導に含まれる。)

(6) 専門家アドバイザー相談事業

専門家アドバイザー1人による個別相談会を、第1・第3木曜日(月2回)に開催した。

(7) 北海道知的財産情報センター北見サテライト相談事業

北見サテライトとして、テレビシステムを利用した特許等知的財産権の取得、活用のための事業に対し協力した。

・テレビシステム相談等利用件数

4件

(8) 会議

①オホーツク産学官融合センター運営委員会

開催日 令和2年5月26日(火)

場 所 北見経済センター

議 題 令和元年度事業経過報告及び収支決算報告について 令和2年度事業計画(案)、収支予算(案)について 情報交換

②オホーツク産学官融合センター運営委員会

開催日 令和2年11月10日(火)

場 所 ホテル黒部

議 題 令和2年度中間・事業経過報告及び収支決算報告について 情報交換

④ オホーツク産学官融合センター運営委員会

開催日 令和3年3月23日(火)

場 所 北見経済センター

議 題 令和2年度事業経過報告及び収支決算報告について 令和3年度事業計画(案)、収支予算(案)について 情報交換

R. 制度改正に伴う専門家派遣等事業

働き方改革関連法などの労働法制、価格転嫁対策や消費税軽減税率制度・適格請求書等保存方式(インボイス)などの税制度、民法改正など、様々な制度変更に対応するため相談窓口を設置し、専門家によるセミナー・個別相談を行った。

(1) 講習会・セミナー

開催日	セミナー・講習会等の タイトル/テーマ	講師名・役職	参加人数
	働き方改革等労働法制	藤田貴史社会保険労務士・	
2年 6月29日	雇用調整助成金の活用法に	中小企業診断士事務所	1 1
	ついて	代表藤田貴史氏	

11月13日	働き方改革等労働法制 同一労働同一賃金セミナー (理財部会・工業部会 合同部会内)	藤田貴史社会保険労務士・ 中小企業診断士事務所 代表 藤 田 貴 史 氏	2 6
12月 1日	働き方改革等労働法制 同一労働同一賃金について (商業部会内)	藤田貴史社会保険労務士・ 中小企業診断士事務所 代表 藤 田 貴 史 氏	1 1
12月 1日	働き方改革等労働法制 同一労働同一賃金について (運輸車輌部会内)	藤田貴史社会保険労務士・ 中小企業診断士事務所 代表 藤 田 貴 史 氏	7
12月 8日	働き方改革等労働法制 同一労働同一賃金について (サービス業部会内)	藤田貴史社会保険労務士・ 中小企業診断士事務所 代表 藤 田 貴 史 氏	1 9

(2) 相談件数

巡回・窓口指導件数	1,213件
巡回・窓口指導以外による指導件数 (施策普及員による施策普及含む)	206件
セミナー・講習会参加者数	128件(人)
合 計	1,547件(人)

S. 働き方改革無料相談窓口事業

平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されることを受け、令和3年1月より月2回北海 道働き方改革推進支援センターと共同で、社会保険労務士の専門相談員による無料相談窓口を開設した。

窓口相談件数 5件

T. 容器包装リサイクル法の業務受託事業

平成12年4月1日より容器包装リサイクル法が施行され、日本商工会議所が財団法人日本容器包装リサイクル協会との間で特定事業者の登録、受付業務について受託契約を行った。

当所では、日本商工会議所との間で業務再委託契約を行い、特定事業者の登録、受付業務を行った。 登録事業所 15社

U. 健康経営の推進

(1) 健康経営アドバイザーの取得

健康経営アドバイザー制度は、健康経営を知らない企業(経営者)に対して健康経営の必要性や重要性を伝え、実施へのきっかけを作るとともに、健康経営に取り組もうとする企業に対して、行政の施策や外部リソース等の情報提供、実践支援を行う専門家を養成する制度で、当所職員1名が取得した。

取得日 令和2年10月12日

(2) 「健康経営優良法人認定2021 (ブライト500)」認定

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等法人が顕彰される制度で、当所は中小規模法人部門で上位500企業が認定される「ブライト500」の認定を受けた。

取得日 令和3年3月4日

8. 登 録

A. 特定商工業者の法定台帳

作成年月日 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

登録業者数 法人 1,821 個人 61 合計 1,882

うち会員たる特定商工業者 1,194

会員外の特定商工業者 688

※法定台帳は、商工業発展のため商取引の照会斡旋・信用調査等の商工業者登録台帳として活用した。

9. センター・事務所等

A. 土 地(自己所有)

所 在 北見市北3条東1丁目2番地、4番地、6番地

面 積 974.86㎡

B. 建 物(自己所有) 名 称 北見経済センター

総延面積 2, 119 m²

各室の面積、使用用途および、使用回数

階 数	室名、用途	面 積 (m²)	収容人員	使用回数他	備	考
1 階	貸事務所	148.11		北洋証券		
	ロッカー室	7. 50		職員ロッカー		
	機械室	36.26		暖房機発電機		
	電 気 室	25.50		変電設備		
	1 号 室	232.00	200名	38回		
	(1号の1)	(116.00)	100名	94回		
	(1号の2)	(116.00)	100名	5 7回		
	小会議室	15.20	8名	125回		
	トイレ	17.20				
2 階	事 務 室	137.86		商工会議所		
	貸事務所	13.39		法 人 会		
	会 頭 室	40.15				
	印 刷 室	9.14				
	配 膳 室	6. 55				
	2 号 室	232.00	200名	76回		
	(2号の1)	(116.00)	100名	124回		
	(2号の2)	(58.00)	40名	77回		
	(2号の3)	(58.00)	40名	113回		
	特別会議室	36.26	2 2 名	80回		
	トイレ	28.75				
3 階	ロビー	84.50	40名			
	大ホール	7 3 5. 0 0	770名	73回		
	楽屋	22.05	10名			
	調整室	31.00				
	トイレ	29.00				

10. 関係団体への加入及び連携

A. 日本商工会議所

(1) 産業経済委員会委員、中小企業委員会委員、地域活性化委員会委員、税制委員会委員、労働委員会委員、教育委員会委員、運営委員会委員、まちづくり・農業水産資源活用専門委員会

(2) 会議出席状況

会 議 名	開催月日	出 席 者	備考
※第695回常議員会、第280回議員総会	2年 5月21日	会頭・専務理事	当 所
※第697回常議員会、第281回議員総会	7月17日	会頭・専務理事	"
※第1回まちづくり・農林水産資源活用専門委員会	7月27日	顧問	"
※第131回通常会員総会	9月17日	会頭・専務理事	"
※第2回まちづくり・農林水産資源活用専門委員会	11月 4日	顧問	"
※第701回常議員会・第283回議員総会	12月17日	会頭・専務理事	"
※第702回常議員会・第284回議員総会	3年 1月21日	会頭・専務理事	"
※第3回まちづくり・農林水産資源活用専門委員会	2月17日	顧問	"
※第704回常議員会、第285回議員総会、第132回通常	3月18日	会頭・専務理事	"
会員総会			

[※]印は、オンラインでの出席

B. 北海道商工会議所連合会

(1) 副会頭、政策委員会副委員長、人材対策委員会委員、産業戦略委員会委員、社会基盤整備委員会委員、運営委員会副委員長、JR北海道問題検討委員会委員

(2)会議出席状況

会 議 名	開催月日	出 席 者	備考
※第1回会頭·副会頭商工会議所専務理事会議	2年 4月23日	専務理事	当 所
※正副会頭会議	4月28日	会頭・専務理事	"
※正副会頭会議	6月 9日	会頭・専務理事	"
第247回全道商工会議所専務理事会議	7月 6日	専務理事	札幌
全道商工会議所事務局長会議	9月10日	理事・事務局長	北 見
第248回全道商工会議所専務理事会議	10月21日	専務理事	札幌
社会基盤整備委員会・政策委員会合同委員会	11月 4日	会頭	"
会頭・副会頭・委員長による政策懇談会	3年 2月 4日	会頭	"
※第249回全道商工会議所専務理事会議	2月 9日	専務理事	当 所
正副会頭会議、第183回常議員会・第193回会員総会合同	3月10日	会頭・専務理事	札幌
会議			

[※]印は、オンラインでの出席

C. 東北海道・オホーツク管内商工会議所諸会議

(1) 春季東北海道商工会議所専務理事・事務局長会議 日 時 令和2年4月3日(金)午後1時30分 場 所 北見市

出席者 渡邊専務理事、服部理事・事務局長

(2) 東北海道商工会議所専務理事懇談会

日 時 令和2年8月3日(月)午後6時

場 所 北見市

出席者 渡邊専務理事

(3) 秋季オホーツク管内商工会議所会頭会議

日 時 令和2年9月23日(水)午後3時

場 所 北見市

出席者 舛川会頭、戸田副会頭、金田副会頭、河合副会頭、渡邊専務理事、服部理事・事務局長

(4) 秋季東北海道商工会議所専務理事・事務局長会議

日 時 令和2年10月28日(水)午後3時

場 所 紋別市

出席者 渡邊専務理事、服部理事・事務局長

D. オホーツク商工会議所経営指導員連絡協議会

口	内 容	付 議 日
1	総会(書面)	2年 6月15日

※新型コロナウイルス感染症の拡大により、総会は書面総会とし、年度内の協議会は中止とした。

E. 外郭団体

令和3年3月31日現在本商工会議所に事務局を置き、本商工会議所において事務代行している団体は次の通りである。

- (1) オホーツク商工会議所協議会(会長 舛川 誠 会員数 6会議所)
- (2)公益社団法人北見地方法人会(会長 海田 有一 会員数 915名)
- (3) 北見地方青色申告会連合会(会長 真柳 正裕 単位会数 9会)
- (4) 北見青色申告会(会長 真柳 正裕 会員数 434名)
- (5) 北見間税会(会長 河合 昭徳 会員数 90名)
- (6) 北見珠算連盟(会長 小林 弘昌 会員数 5名)
- (7) 北見市街路灯組合連合会(会長 岩崎 保行 組合員数 589名)
- (8) 中小企業オホーツク公和会(会長代行 海田 有一 会員数 67名)
- (9) ぼらんち会(会長 菅原 吉隆 会員数 40名)
- (10) 北海道自衛隊退職者雇用協議会北見支部(支部長 渡邊 伸一 会員数 27名)
- (11) 北見警察官友の会(会長 舛川 誠 会員数 91名)

- (12) 北見方面警察官友の会連絡協議会(会長 舛川 誠 単位会数 7会)
- (13) 情報プラザ (代表幹事 小柳 亨信 会員数 9名)
- (14) 労務管理専門部会(部会長 五十嵐 龍 会員数 15名)

F. 北見市政及び各種団体運営への協力

- (1) 北見市政については、商工行政の推進を中心に市政全般について協力した。令和3年3月31日現在における関係委員会・協議会・審議会等は次の通りである。
 - 北見網走都市圏総合都市交通体系調査地区検討委員会(専務理事)
 - 北見国際技術協力推進会議 (専務理事)
 - 北見市環境審議会(女性会副会長)
 - 北見市北見地域暴力追放推進協議会(理事・事務局長)
 - 北見市強靭化計画有識者会議委員(都市振興委員長)
 - 北見市勤労青少年ホーム振興会(河合副会頭)
 - 北見市技能振興推進協議会(専務理事、女性会副会長)
 - 北見市技能功労者表彰選考会 (専務理事)
 - 北見市技能普及実行委員会 (経営指導課長)
 - 北見市共同募金委員会審査委員会(総務委員長)
 - 北見市献血推進協議会 (企画振興課長)
 - 北見市健康づくり推進協議会(経営指導課長)
 - 北見市交通安全市民運動推進委員会(理事·事務局長)
 - 北見市子ども・子育て会議(女性会副会長)
 - 北見市国際親善交流委員会(交通観光委員長)
 - 北見市国民健康保険運営協議会(女性会副会長)
 - 北見市雇用創造協議会(戸田副会頭、企画振興課長、産学官融合センター長)
 - 北見市産学官連携推進協議会(会頭、理事・事務局長、産学官融合センター長)
 - 北見市次世代育成支援対策推進協議会(経営指導課長)
 - 北見市社会福祉協議会(地域振興部長)
 - 北見市住居表示整備審議会(理事・事務局長)
 - 北見市住宅審議会(戸田副会頭)
 - 北見市障がい者支援ネットワーク (地域振興部長)
 - 北見市商業活性化委員会専門部会(企画振興課長、企画振興係長)
 - 北見市上下水道審議会(金田副会頭)
 - 北見市消費生活審議会(理事·事務局長)
 - 北見市消費者被害防止ネットワーク会議(地域振興部長)
 - 北見市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会(中小企業委員長)
 - 北見市若者就活応援センター運営協議会(会頭、専務理事、中小企業委員長、女性会副会長)
 - 北見市男女共同参画審議会(税務労政委員長)
 - 北見市地域公共交通活性化協議会(交通観光委員長)
 - 北見市地産地消推進委員会(理事・事務局長、女性会会長)

北見市地場産品高付加価値化推進委員会(中小企業委員長、地域振興部長)

北見市中小企業振興審議会(専務理事)

北見市都市計画審議会(専務理事)

北見市都市計画マスタープラン策定委員会(都市振興委員長)

北見市廃棄物減量等推進審議会 (工業部会長)

北見市表彰審議会 (総務委員長)

北見市緑の基本計画策定委員会(都市振興副委員長)

北見市緑化審議会(都市振興委員長)

北見振興公社(中小企業委員長、理事・事務局長)

北見地域企業立地促進協議会(専務理事)

北見地域季節労働者通年雇用促進協議会(地域振興部長)

北見地域定住自立圏共生ビジョン懇談会(専務理事)

北見地区暴力追放推進協議会(理事·事務局長)

北見まちづくり協議会(戸田副会頭)

オホーツク新エネルギー開発推進機構 (理事・事務局長)

香り彩るまちづくり推進機構(会頭、河合副会頭)

広報広聴モニター(女性会理事)

公立高等学校配置計画地域別検討協議会(理事・事務局長)

産業クラスター研究会「オホーツク」(会頭、理事・事務局長、産学官融合センター長)

社会を明るくする運動北見市推進委員会(会頭、企画振興課長)

緑と花の市民の会(会頭、企画振興課長)

リサイクル実行委員会(女性会正副会長)

(2) 国・道及び関係団体(令和3年3月31日)

下記のとおり役員・委員として協力した。

網走地方職業病防止対策連絡協議会(会頭)

網走地方道路防災連絡協議会(地域振興部長)

オホーツク管内職業能力開発協会(会頭、専務理事)

オホーツク圏活性化期成会建設経済専門委員会(会頭)

オホーツク少子化対策圏域協議会(地域振興部長)

オホーツク地域雇用ネットワーク会議(地域振興部長)

オホーツク物産振興協議会(会頭、理事・事務局長)

国立大学法人北見工業大学経営協議会(会頭)

北見工業大学後援会「KITげんき会」(会頭、中小企業委員長)

北見工業大学社会連携推進センター推進協議会(会頭)

北見工業大学社会連携推進センター産学官連携推進員(産学官融合センター長)

北見公共職業安定所雇用対策推進協議会(専務理事)

北見社会保険委員会(総務課長)

北見保健所管内自殺対策連絡会議(企画振興課長)

釧路保護観察所管内刑務所出所者等就労支援推進協議会(専務理事)

知床・オホーツク観光立圏行動計画策定協議会(会頭)

全国健康保険協会北海道地区支部健康保険委員(総務課長)

特定非営利活動法人道東就労支援事業者機構(専務理事)

日本赤十字北海道看護大学運営懇話会(会頭)

ひがし北海道の玄関口「女満別空港」を軸としたオホーツク地域の観光ビジョンに関する地域協議会 (理事・事務局長)

北網圏域地域・職域保険連携推進連絡会議(理事・事務局長)

北海道科学技術審議会部会(理事·事務局長)

北海道社会保険協会北見支部運営委員会(理事・事務局長)

北海道立北見高等技術専門学院後援会 (専務理事)

北海道立北見高等技術専門学院職業能力開発運営協議会(専務理事)

(3) その他の団体(令和3年3月31日)

下記団体の役員・委員として協力した。

エイチ・イー・エス推進機構(会頭)

池川神楽北見保存会を支える会(専務理事)

NTT北見電信電話ユーザ協会(専務理事)

オホーツク森林産業振興協会 (会頭)

公益財団法人オホーツク財団(会頭、専務理事)

オホーツクの道を考える会 (理事・事務局長、女性会会長)

オホーツク被害者等支援連絡協議会 (専務理事、地域振興部長)

オホーツクブランド確立推進委員会(理事・事務局長)

学校法人栗原学園教育課程編成委員会(戸田副会頭)

北見医工連携研究会(戸田副会頭)

一般社団法人北見市観光協会(会頭、交通観光委員長)

北見首長会(会頭)

北見工業大学重点研究分野を推進する研究組織外部評価委員(地域振興部長)

北見市カーリング支援推進委員会(会頭)

北見市交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会(交通観光委員長)

北見地域産業保健センター運営協議会(専務理事)

北見地区被害者等支援ネットワーク (地域振興部長)

北見地区防火管理協議会 (総務課長)

北見地方精神保健協会 (専務理事)

北見地域の医療を守る会(会頭、戸田副会頭、金田副会頭、河合副会頭、女性会会長、青年部会長)

北見物產協会(理事·事務局長、地域振興部長)

北見文化連盟(会頭)

北見労働基準協会 (専務理事)

市場取引委員会(専務理事)

社会福祉法人きたみ北尽会(専務理事)

社会福祉法人惠和福祉会 (専務理事)

社会福祉法人めぐみ会(専務理事)

小さな親切運動北見支部(会頭、地域振興部長)

テクノ北見21 (企画振興係)

公益社団法人鉄道貨物協会北海道支部(会頭)

東京農業大学生物産業学部協力会(会頭)

道東縦貫道路整備促進協議会(戸田副会頭)

東北海道自衛隊協力会連合会(会頭)

日本商工連盟(専務理事)

美幌地方自衛隊協力会(会頭、河合副会頭、専務理事)

北海道エネルギー対策協議会(会頭)

北海道開発幹線自動車道建設促進期成会(会頭)

北海道観光マスター検定制度検定委員会(専務理事)

北海道警察官友の会連合会(会頭)

北海道高速道路建設促進期成会(会頭)

北海道自衛隊退職者雇用協議会(専務理事)

北海道食產振興機構(会頭)

北海道神宮奉賛会(会頭)

北海道生産性本部北見地区支部 (専務理事)

北海道宅地建物取引業協会北見支部(会頭)

北海道中小企業再生支援協議会(会頭)

北海道中小企業団体中央会網走支部 (会頭)

北海道労働保険事務組合連合会北見地区協議会(専務理事)

女満別空港整備・利用促進協議会(会頭、理事・事務局長)

女満別空港の運営に関する協議会(会頭)

G. その他本商工会議所が加入している団体(令和3年3月31日現在)

アクサベストウィズクラブ

エア・ドゥ オホーツク友の会

オホーツク観光連盟

北見市観光協会連絡協議会

北見消費者協会

北見市女性ドライバー協会

公益社団法人北見青年会議所

一般社団法人北見地区自家用自動車協会

北見日韓親善協会

北見日台友好親善協会

北見日口親善協会

北見文化連盟

北見ローターアクトクラブ

北見ロータリークラブ

栗原学園協力会

新北海道スタイル推進協議会 公益社団法人鉄道貨物協会北海道支部 道新オホーツク政経文化懇話会 日本販売士協会 北海道火災共済協同組合 北海道グリーンコミュニティ推進ネットワーク 北海道貿易物産振興会 北方領土復帰期成同盟

11. その他

A. 後援事業

後援事業	主催団体	開催年月日
令和2年度福祉職場相談会	社会福祉法人北見市社会福祉協議会	令和2年 5月13日
専門アドバイザーによる個別相談会(人材確保)	北海道	8月21日
令和2年度北海道知事杯中学・高校生トランポリン競	北海道トランポリン協会	10月25日
技特別大会		
MOA美術館北見児童作品展	MOA美術館北見児童作品展実行委員会	11月21日~22日
スマートものづくり導入促進フォーラム	公益財団法人北海道科学技術総合振興センター	12月 1日
札幌都心アクセス道路と北海道の未来を考えるフォー	北海道商工会議所連合会	12月 9日
ラム		
新エネルギーセミナー	オホーツク新エネルギー開発推進機構	令和3年 2月15日
		~28日
令和2年度合同就職面接会(2月期)	北見市雇用創造協議会	2月15日
事業継続のための退職金・健康経営セミナー	アクサ生命保険株式会社旭川支社	3月 2日

B. 北見自治地区内の状況(令和3年3月31日現在)

- (1) 商工業者数 4,871人
- (2) 小規模事業者数 3,317人
- (3) 人 口 101,208人 (北見市 114,784人)